

遠 賀 町

都市計画マスタープラン 【改定版】

令和8年3月



遠賀町都市計画マスタープラン改定

目次

1. 都市計画マスタープランの概要	1
1.1 都市計画マスタープランの背景と目的.....	2
1.2 都市計画マスタープランについて.....	3
1.3 計画の基本的事項.....	4
1.4 本町を取り巻く社会情勢.....	5
2. 現況調査.....	15
2.1 位置.....	16
2.2 地形・地質.....	17
2.3 気象.....	19
2.4 沿革.....	20
2.5 人口・世帯.....	21
2.6 産業.....	28
2.7 土地利用.....	29
2.8 都市計画等の概況.....	32
2.9 市街地開発事業等.....	60
2.10 環境問題への対応.....	63
2.11 防災.....	64
2.12 町民アンケートの分析・検証.....	71
2.13 現況と課題の整理.....	73
3. 全体構想.....	77
3.1 まちづくりの理念・目標.....	78
3.2 将来構想.....	81
3.3 分野別方針.....	86
4. 地域別構想.....	117
4.1 地域別の概要.....	118
4.2 遠賀北地域.....	119
4.3 遠賀南地域.....	129
5. 実現の方策.....	137
5.1 都市計画の推進方策.....	138
5.2 計画の進行管理について.....	140

1. 都市計画マスタープランの概要

1.1 都市計画マスタープランの背景と目的

遠賀町都市計画マスタープランは、平成 22 年(2010)年 3 月に策定され、以来 15 年が経過しました。

遠賀町都市計画マスタープランは、遠賀町(以降、本町という。)の都市計画に関する基本的な事項を明らかにしたものであり、まちづくりのガイドラインとして都市計画を推進しています。

本町の人口は、平成 12 年(2000 年)の 19,309 人をピークに減少に転じ、令和 2 年(2020 年)には 18,723 人となっています。さらに、概ね 20 年後の令和 27(2045)年には 14,935 人(国立社会保障・人口問題研究所)と想定され、少子高齢化の進行による都市の低密度化等が懸念されています。

このような経緯を踏まえつつ、本町では、平成 30 年(2018 年)6 月、都市再生特別措置法第 81 条に基づく立地適正化計画を策定し、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを目指すこととしています。

遠賀川沿川では広く浸水リスクが確認されているほか、中心市街地では高潮のリスクが想定され、北部、西部の山地では土砂災害のリスクも懸念されていること等から、本町では、遠賀町地域防災計画及び遠賀町立地適正化計画防災指針に基づく災害に強いまちづくりを推進しています。

こうした中、本町では、JR遠賀川駅周辺整備、生活道路の改善、誘導施設との整合による用途地域の見直し等の新たな土地利用の計画や検討が進行中です。

以上のような背景を受け、本町では、都市計画を取り巻く環境の変化に対応しつつ、持続可能なまちづくりを進めるため、遠賀町都市計画マスタープランを改定します。

1.2 都市計画マスタープランについて

1.2.1 都市計画マスタープランとは

市町村マスタープラン(都市計画法第18条の2)は、都市計画区域マスタープラン(都市計画法第6条の2)に即し、各市町村の区域を対象として、町民に最も身近な地方公共団体である市町村が、その創意工夫の下に町民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かくかつ総合的に定め、市町村自らが定める都市計画の方針として定めることとされています。

この際、土地利用や各種施設の整備の目標等に加え、生活像、産業構造、都市交通、自然的環境等に関する現況及び動向を勘案した将来ビジョンを明確化し、これを踏まえたものとしします。

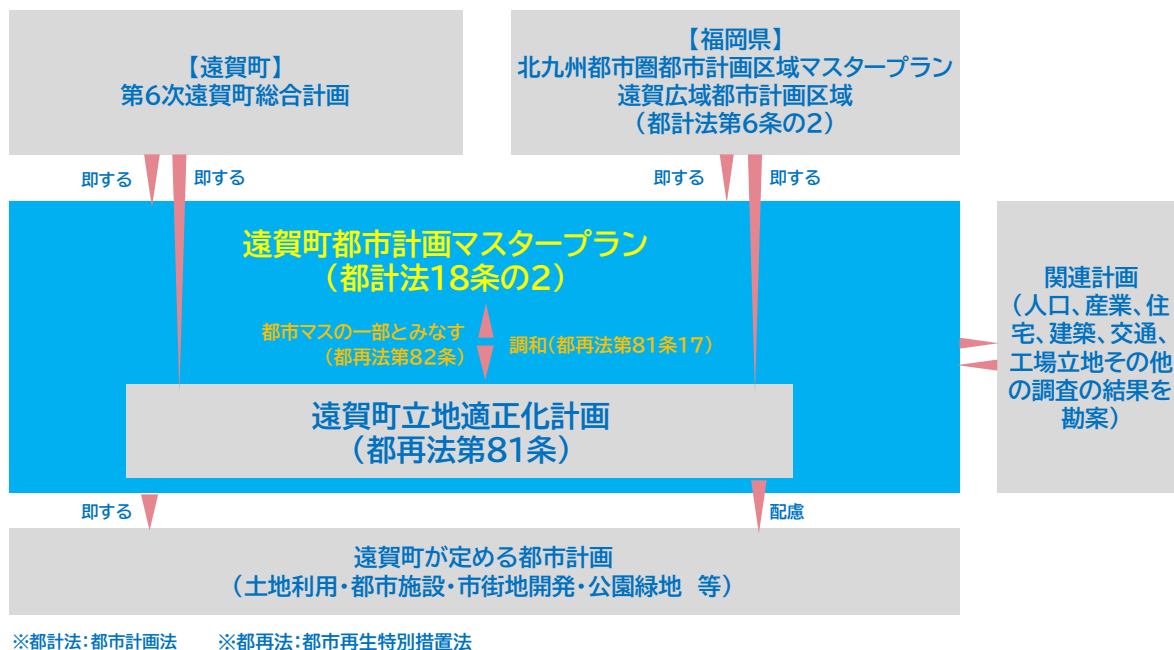
市町村マスタープランは、当該市町村を含む都市計画区域マスタープラン及び議会の議決を経て定められた市町村の基本構想に即したものとするとともに、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第4条に基づく市町村計画等に即したものとします。

資料:第13版都市計画運用指針(令和7年3月国土交通省)

1.2.2 都市計画マスタープランの位置づけ

遠賀町都市計画マスタープラン(都市計画法第18条の2)(以下、本計画という。)は、第6次遠賀町総合計画及び福岡県の定める北九州都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画法第6条の2)(以下、区域マスという。)に即して策定するとともに遠賀町立地適正化計画と調和させる必要があります。

本計画の位置づけ及び策定にあたっての本町の関連計画との関係は以下のようになります。



◆遠賀町都市計画マスタープランの位置づけ

1.3 計画の基本的事項

1.3.1 計画の役割

(1) 都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、都市全体のまちづくりを示す全体構想と地域ごとのまちづくりを示す地域別構想の2つから構成します。

全体構想は、目指すべき都市像とそのための課題や整備方針を示します。

地域別構想は、各地域の地域像や実施される施策を示します。

都市計画マスタープランは、本町の定める都市計画の方針を定めるものであり、長期的視点から都市の将来像を明確にし、実現にむけての道筋を明らかにするものです。

(2) 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランに要請される指針的役割は以下に要約されます。

- 実現に向けての大きな道筋を明らかにします。

- ・実現すべき都市の将来像をわかりやすく示し、都市計画に対する理解と参加を容易にします。

- 町民自らが都市の将来像について考え、まちづくりの方向性について合意形成を促進します。

- ・まちづくりの目標を町民と共有することで、まちづくりに様々な町民が参加する機会を促します。

資料：第13版 都市計画運用指針(令和7年3月国土交通省)

1.3.2 計画期間

本計画は、概ね20年後の都市の姿を展望した上で策定します。

計画期間は令和8(2026)年度から令和27(2045)年度とします。

- 計画期間

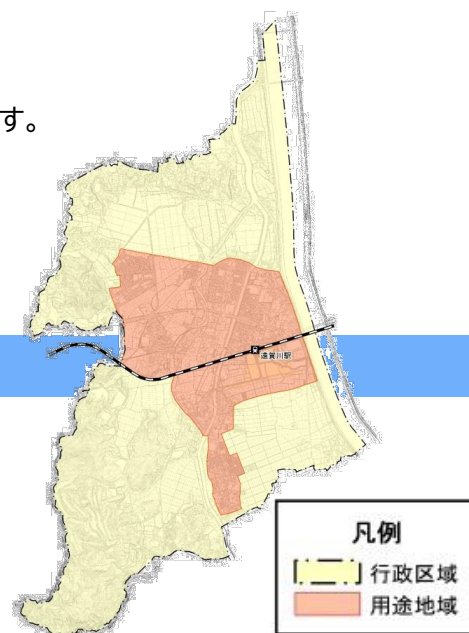
- 令和8(2026)年度 → 令和27(2045)年度

1.3.3 対象範囲

本計画の対象区域は、都市計画区域(=行政区域)とします。

- 都市計画マスタープランの対象範囲

- 都市計画区域=行政区域 2,215ha



◆ 計画の対象範囲

1.4 本町を取り巻く社会情勢

1.4.1 社会潮流と改定のポイント

計画の改定にあたり、近年の社会潮流を踏まえた改定のポイントを以下に示します。

(1) 少子高齢化、人口減少社会に向けたまちづくり

少子高齢化、人口減少社会の到来は加速度的に進行しており、経済活動の縮小、地域コミュニティの崩壊、社会生活基盤の劣化等、様々な影響を及ぼすことが懸念されています。このため、国をあげて地方創生の取組が進められています。本町においては、平成12年の人口19,309人をピークに減少に転じ、令和2年に18,723人となり、今後、さらに少子高齢化の進行が想定されています。

概ね20年後を見据えた本計画では、我が国の少子高齢化、人口減少社会によって生じる様々な社会課題を本町自らが克服する必要があります。

(2) 効率的な都市経営、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり

都市計画で定める都市施設(道路、公園、上下水道、水路等)等の社会資本の多くは、今後、急速に老朽化が進行すると想定され、維持・更新費用の増大が見込まれます。昨今の建設工事費の高騰や、本町の活性化のための投資的経費の確保も考慮する必要があることから、効率的な都市経営が求められます。

今後は、人口減少社会においても持続可能な都市機能を維持・確保していくために、都市機能や居住するエリアを集約し、公共交通機関等でつなぐコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進します。

(3) 持続可能な開発目標(SDGs)に向けた取組

持続可能なまちづくりや地域活性化に向けた取組の推進にあたり、SDGsの理念を取り込むことで、政策の全体最適化、地域課題解決の加速化という相乗効果が期待できます。SDGsの17のゴールを活用することを共通言語として、町民、事業者、行政等によって、地方創生の課題解決を一層促進することが期待されます。また、わが国では、8つの優先課題のもと、関係省庁と共に施策の推進を図っているところです。

本町においては、「誰一人取り残さない」といったSDGsの理念に基づく社会の実現を目指し、経済、社会及び環境をめぐる広範な課題に対して、総合計画において統合的に取り組むこととしています。

参考:SDGsの8つの優先課題

①あらゆる人々の活躍の推進、②健康・長寿の達成、③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション、④持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備、⑤省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会、⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全、⑦平和と安全・安心社会の実現、⑧SDGs実施推進の体制と手段

出典:首相官邸 HP

(4) 環境負荷低減・環境保全に向けたまちづくり

地球温暖化が原因とみられる気候変動は、町民の生活に大きく影響を及ぼすこととなっています。我が国では、2050年までに国内における温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しています。

本町においては、自然環境や生活環境等の環境分野ごとの環境目標を掲げ、めざす環境像である「笑顔つなぐ水と緑のまち おんが」を実現することとしています。

(5) 激甚化・頻発化する自然災害等から守る災害に強いまちづくり

近年、自然災害の激甚化・頻発化が進んでいます。地球温暖化の進行に伴って、今後もこの傾向が続くと見込まれています。また、発生が想定されている大規模地震への備えも必要です。とりわけ、町内中心部の大部分が浸水ハザードエリアとなっており、水平・垂直避難の困難な建物が多数存在している状況です。

こうしたことから、災害リスクを踏まえた災害に強いまちづくりの重要性が高まっています。

本町においては、遠賀町国土強靱化地域計画(令和3年3月)、遠賀町地域防災計画(令和6年3月)並びに立地適正化計画防災指針(令和7年6月)を策定しています。今後も、防災対策の着実な取組を図り、災害に強いまちづくりを目指しています。

(6) デジタル技術、先端技術を活かしたまちづくり

デジタル化の進展に伴い、AI(人工知能)、IoT(モノのインターネット)、ロボット等の先端技術の活用により、便利で豊かな暮らしを生む「Society5.0」の実現を目指しています。

これらにより、民間企業による産業革新のみならず、超高齢社会に向けた様々な課題を解決し、人々の暮らしにおける課題解決につなげることが期待されています。

まちづくりにおいては、自動運転技術の進化や新たなモビリティの普及等の交通分野の他、農業、医療、教育、防災等の幅広い分野で新たな技術が取り入れられています。こうした先端技術の活用を前提としたまちづくりへの対応が求められています。

本町の総合計画においては、自治体のスマート化による行財政運営の効率化・高度化を目指しています。

(7) 町民・事業者・行政による協働のまちづくり

少子高齢化の進行やライフスタイルの変化等により、まちづくりに対するニーズは多様化しています。また、少子高齢化、人口減少社会が進む中、地域コミュニティの希薄化も進み、自治機能の低下が懸念されています。

このような中で、町民、事業者、行政等の協働による取組を強化し、それぞれが役割を分担しながら、地域の課題解決に向けた協働のまちづくりを進めることが求められています。

本町においては、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と福祉の向上に寄与するための事業を推進しています。

1.4.2 福岡県・北九州都市圏におけるまちづくりの位置づけ

福岡県におけるまちづくりの位置づけを以下に示します。

(1) 北九州都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(令和3年4月30日告示)

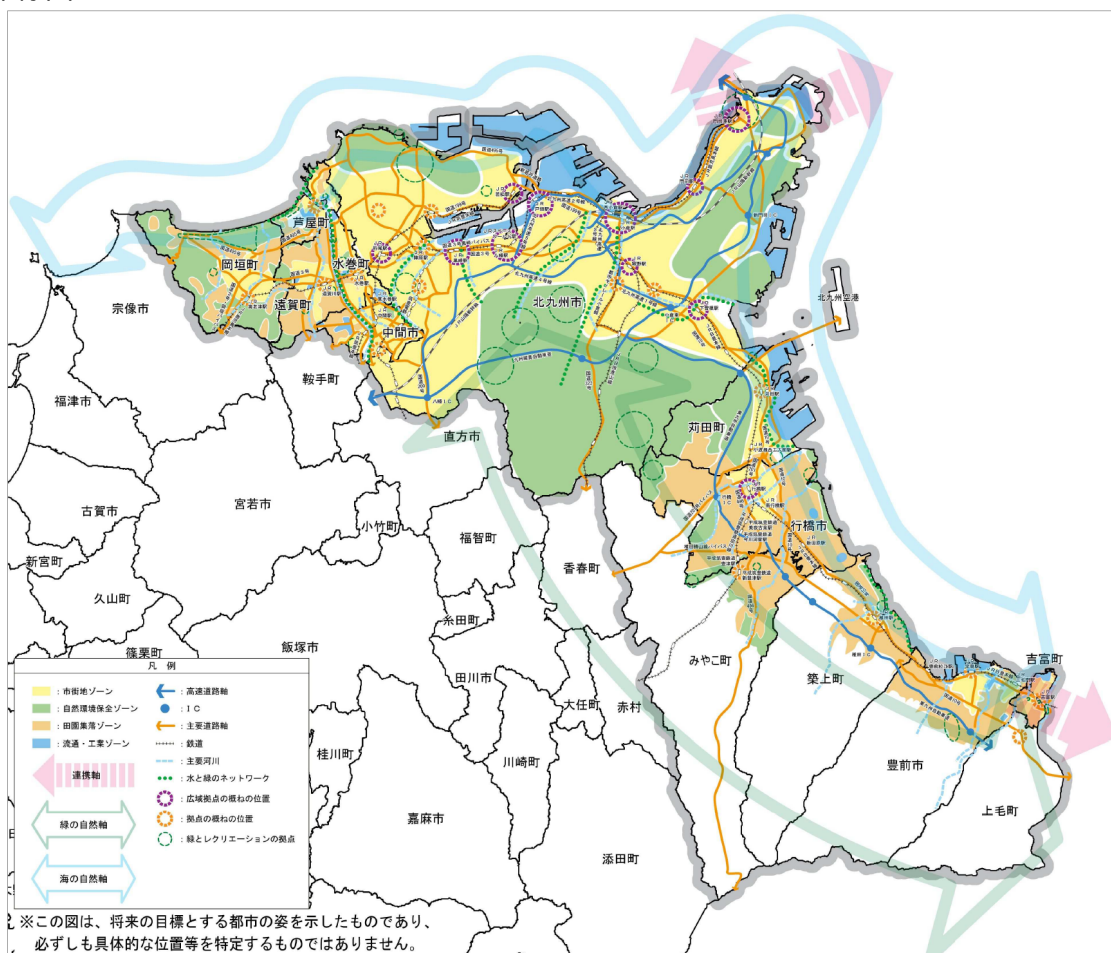
○まちづくりの目標

- ・「北九州市を中心とする多心ネットワーク型都市構造の形成により、国際的な技術集積都市圏をめざす北九州都市圏」

○都市計画区域・目標年次

- ・遠賀広域都市計画区域(非線引き都市計画区域)
- ・概ね20年後の都市の姿を展望するものとし、目標年次は令和17年
- ・区域区分は10年後、都市施設及び市街地開発事業については、概ね10年以内を想定

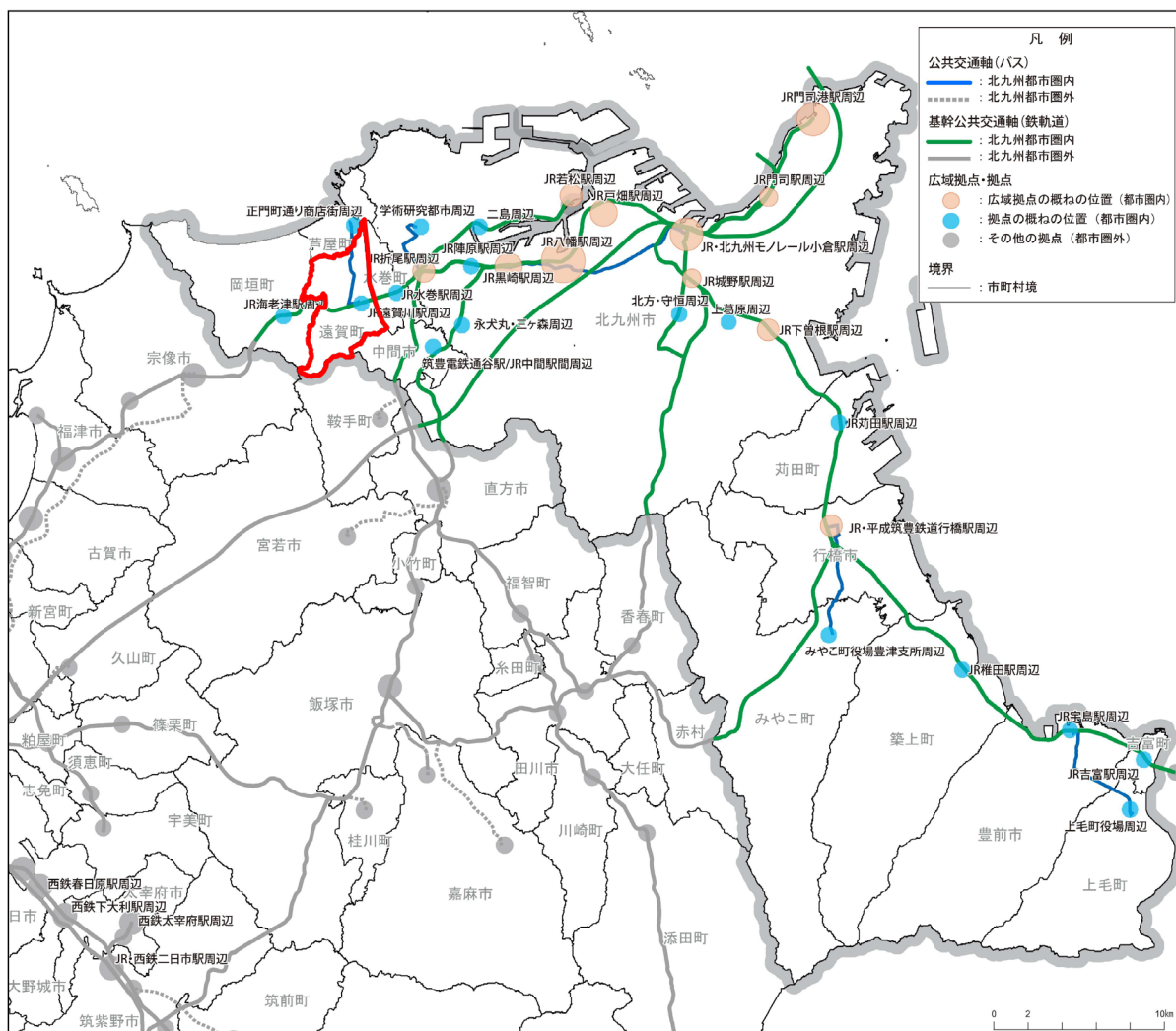
○将来像図



◆将来像図(北九州都市圏)

出典:北九州都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(令和3年4月30日告示)

○都市構造の形成方針図



◆都市構造の形成方針図

出典:北九州都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(令和3年4月30日告示)

○区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針(遠賀広域都市計画区域)

・本区域は、これまで区域区分制度の適用がなされていない区域である。都市計画区域内人口は一体の都市として一定規模の潜在能力を持つ目安である10万人を下回っており、都市規模から判断される区域区分の必要性は低い。また、一部地域で人口集中地区(DID)の指定がなされており、産業等の動向は若干の増加傾向を示しているが地理的条件により無秩序に市街地が拡大する可能性は低いと判断する。

○都市構造の形成方針

基本方針

・これまでの拠点形成の考え方に加え、各拠点を効率的に接続する公共交通軸を設定し、同軸沿線の一部にも都市機能や居住機能の誘導を行うことにより、これまでの“拠点を中心とした都市づくり”から、“拠点と公共交通軸による都市づくり”へと拡充を図り、多様な世代が便利な場所で暮らせる質の高い都市づくりを推進する。

遠賀町の拠点等

拠点:JR遠賀川駅周辺

基幹公共交通軸:JR鹿児島本線

公共交通軸:正門通り商店街周辺(芦屋町)-JR遠賀川駅(遠賀町)

○都市機能が拠点と公共交通軸沿線に集積する都市づくりの効果

- ①居住機能及び都市機能の集約と公共交通利用促進の相乗効果
- ②インフラの維持管理コストの削減等、行政コストの効果的な運用
- ③公共交通軸も含めて大規模集客施設を立地誘導することによる持続可能な都市づくりの促進
- ④歩いて暮らせる安全・安心・快適なスマートウェルネスシティの実現
- ⑤公共投資の効果的集約による質が高く暮らしやすい空間の形成の推進
- ⑥将来性のある地区の事前把握による、民間事業者の投資促進、投資効果の向上
- ⑦環境負荷の低減による低炭素型都市づくりの推進
- ⑧市街地集約による自然地の保全

出典:北九州都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(令和3年4月30日告示)

(2) 第2期北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョン(第5次改訂)(令和7年9月北九州市)

○目的

- ・地域の中心都市である北九州市と近隣17市町が、「経済成長のけん引」「高次都市機能の集積・強化」「生活関連機能サービスの向上」の3つの柱をもとに連携し、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的とする。

○圏域の中長期的な将来像(第2期ビジョンで新たな取組)

①脱炭素社会の実現を目指す取組

- ・国は「2050年までに脱炭素社会の実現を目指す」としており、本圏域が、「2050年に温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする」という方向を目指すことは、非常に意義のあることであり、全国的に見ても先進的な取組であることから、今後、圏域一体となって脱炭素社会の実現に向けた取組を行っていく。

②圏域のアフターコロナへの対応

- ・圏域の人口増加のチャンスととらえ、圏域でのサテライトオフィスの拡大や、定住・移住、U・Iターン関連の取組をより一層推進していく。
- ・今後の新型コロナウイルス感染症の動向を注視し、柔軟に対応できるよう圏域市町との連携をより強固なものにしていく。

○圏域の方向性(圏域の目指す姿)

- ・迫り来る人口減少への対策として、圏域の市町が連携し、「住みやすく、人を惹きつける圏域」を目指す。

○圏域の中長期的な目標

- ・連携中枢都市圏「北九州都市圏域」では、SDGsを原動力に圏域人口の急速な減少抑制を目指すことを目標とし、圏域市町が有効な連携を図っていく。

1.4.3 本町におけるまちづくりの位置づけ

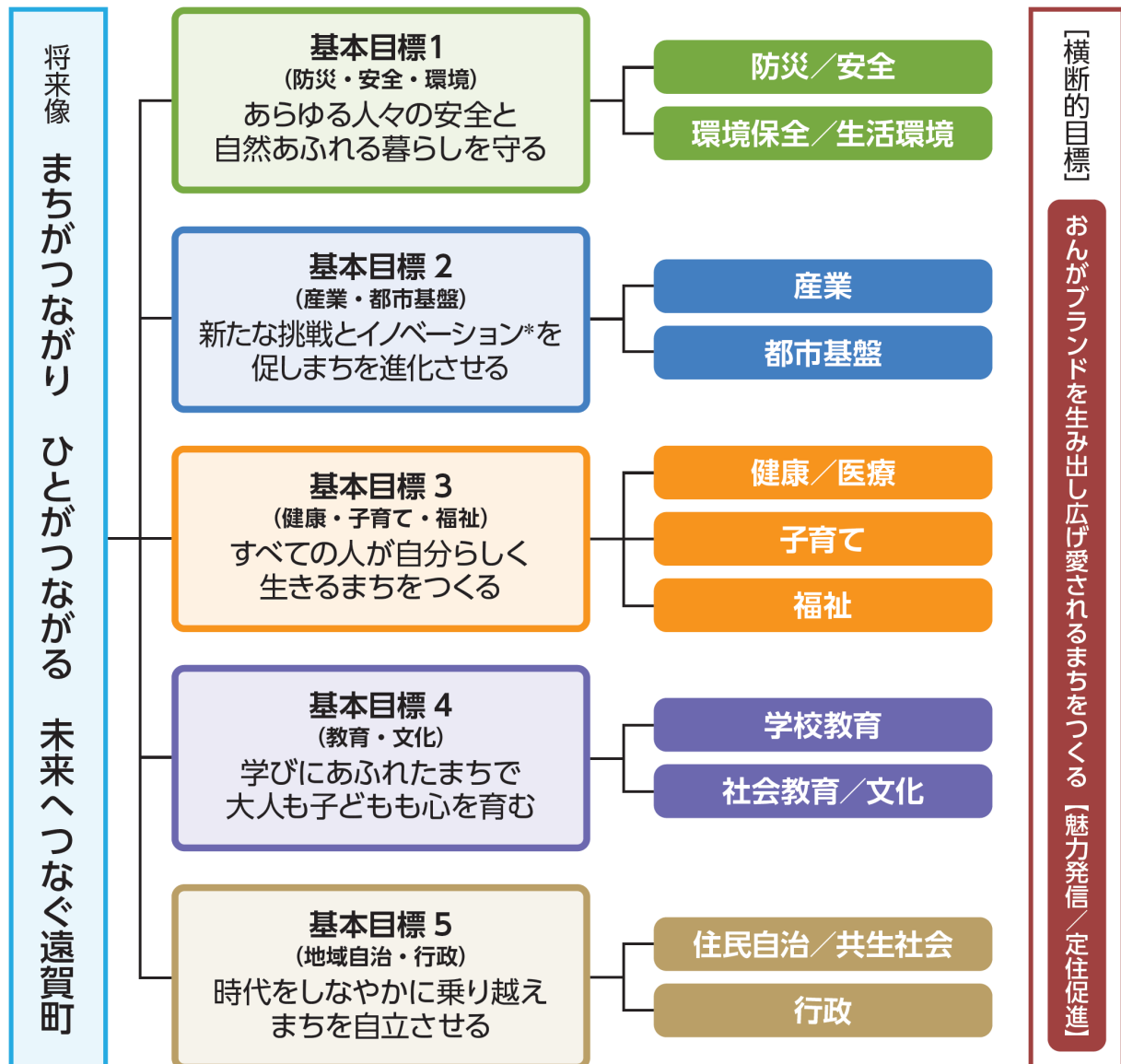
本計画の上位計画におけるまちづくりの方針を以下に示します。

(1) 第6次遠賀町総合計画(令和4年3月)

○計画期間

・令和4(2022)年度から令和13(2031)年度までの10年間

○施策大綱



出典:第6次遠賀町総合計画(令和4年3月)

○都市基盤

【基本目標 2】新たな挑戦とイノベーションを促しまちを進化させる

<目指すまちづくり>

おんがの中心からまちをイノベーションし、その活力をまち全体へ波及させます。

基本的な方向

- ・駅北周辺整備事業や駅南地区の開発等、駅を中心とした都市開発を行うことで、本町の中心地である駅を核とした都市機能の集積と、人が集まることで生み出されるにぎわいの創出
- ・遠賀町立地適正化計画に基づき、都市機能や住居等を一定のエリアへ誘導し、公共交通で各拠点をつなぐ「コンパクト・プラス・ネットワーク」によるまちの形成を推進し、人口減少社会に対応したまちづくりへ転換
- ・中心地で生み出されるにぎわいを、効果的にまち全体へと波及
- ・道路網の計画的な整備を推進
- ・老朽化した道路や橋りょうについて、統合や廃止を含めた適正な維持・更新を進めることで、安定したネットワーク網を確保
- ・各拠点をつなぐ公共交通は、地域を支えるネットワークとして維持
- ・民間事業者との連携による新たな公共交通のあり方等を検討

出典:第 6 次遠賀町総合計画(令和 4 年 3 月)より総括

(2) 遠賀町立地適正化計画(平成 30 年 6 月)

本計画の一部とみなされる遠賀町立地適正化計画におけるまちづくりの方針を以下に示します。

○計画期間

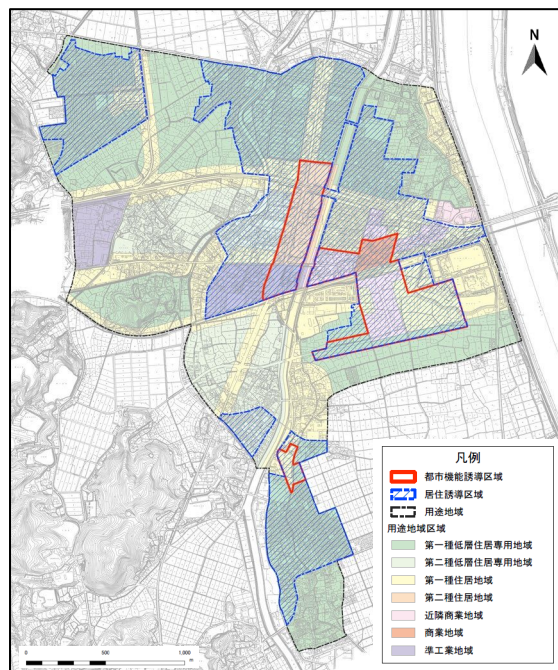
・平成30年(2018年)4月～令和 23年(2041年)3月

○基本理念

・『持続的に成長する生活都市 遠賀』
～あらゆる世代が安心して楽しく暮らせる都市の達成を目指して～

○コンパクトなまちづくりの方針

- ・都市の持続性を高める選択と集中による段階的なまちづくり
 - ◆都市基盤整備や生活利便施設の誘導等、拠点における集中・先行的な取組の推進
 - ◆都市基盤整備の整った地区における適正な土地利用の推進
 - ◆まちなかにおける既存ストックの有効活用や居住の推進
- ・拠点を中心としたまちづくり
 - ◆拠点を中心として、都市機能が集約した、歩いて暮らせるコンパクトな都市構造の実現
 - ◆拠点を中心とした公共交通ネットワークの充実
- ・子どもや高齢者が歩いて暮らせる・子育て世代が住みたくなるまちづくり
 - ◆まちなか、田園集落の特性を生かし、多様な世代が多様な住み方を達成できる魅力的な居住環境の創出
 - ◆子ども・子育て世代等が住みやすい環境の充実および歩いて暮らせる生活環境の充実
- ・持続可能なまちづくり
 - ◆福祉ネットワークや地域コミュニティとの連携により、住民・事業者・行政が一体となったまちづくりの推進
 - ◆まちなかを中心とした防災・減災対策の強化の推進



出典:遠賀町立地適正化計画

(3) 遠賀町立地適正化計画防災指針(令和7年6月)

遠賀町立地適正化計画防災指針における防災まちづくりの将来像を以下に示します。

○防災まちづくりの将来像

「あらゆる人々の安全・安心な暮らしを守る災害に強いまち」

■第6次遠賀町総合計画（基本構想）の基本目標（防災／安全）

【基本目標1】
あらゆる人々の安全と自然あふれる暮らしを守る

■第6次遠賀町総合計画（前期基本計画）の基本施策（防災／安全）

基本施策1-1
防災／安全

基本目標1(防災・安全・環境) あらゆる人々の安全と自然あふれる暮らしを守る

災害や犯罪など、様々な危険からあらゆる人々を守ります

■遠賀町都市計画マスタープランの都市防災の方針

No.	都市防災の方針
1	災害に強いまちづくり →道路、公園、下水道及び河川等の各種事業との連携 →「防火・準防火地域」等の地域指定や緑化による延焼防止
2	防災体制づくり →住民の防災訓練等を積極的に指導及び支援 →防災行政無線の活用や、各種関係機関等との防災情報のシステム化を推進
3	防災に関する普及活動 →住民への災害危険箇所や避難地等の周知に努め、防災に対する住民意識の向上 →防災訓練の定期的実施、情報伝達や救援活動方法等の学習会を開催

■防災まちづくりの将来像

本町は、遠賀川河口部の左岸に位置し、本計画に基づいて、都市機能・居住誘導することで持続可能なまちづくりを推進している。一方、防災まちづくりにおいては、河川浸水等の災害リスクへの対応が課題となっている。このような状況を踏まえ、災害リスクへの様々な対応により、利便性が高く安全・安心に暮らせるまちづくりを推進する。

防災まちづくりの将来像
あらゆる人々の安全・安心な暮らしを守る災害に強いまち

出典：遠賀町立地適正化計画防災指針(令和7年6月)

(4) 遠賀町地域公共交通計画(令和 5 年(2023年)3月)

本計画の関連計画としての遠賀町地域公共交通計画(令和 5 年(2023年)3月)を以下に示します。

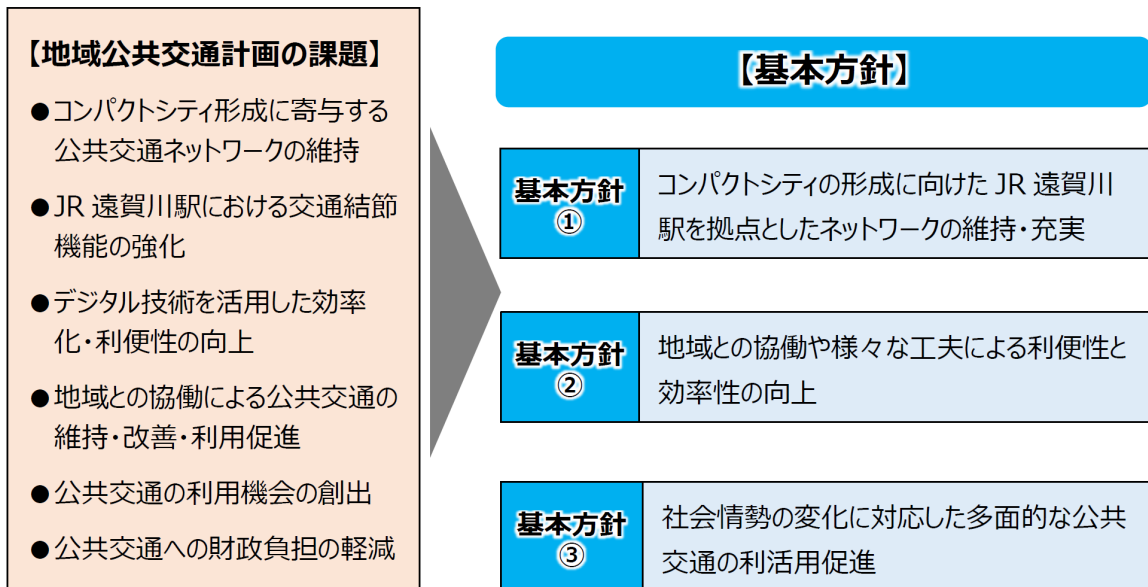
○対象期間

・令和 5(2023)年度 ~ 令和 9(2027)年度(5 年間)

○地域公共交通計画の基本理念と方針

・本町における公共交通の基本理念と基本方針を以下に示します。

遠賀町における公共交通の基本理念
まちやひとをつなぎ、未来へつなぐ
みんなでつくる公共交通



◆地域公共交通計画の基本理念と方針

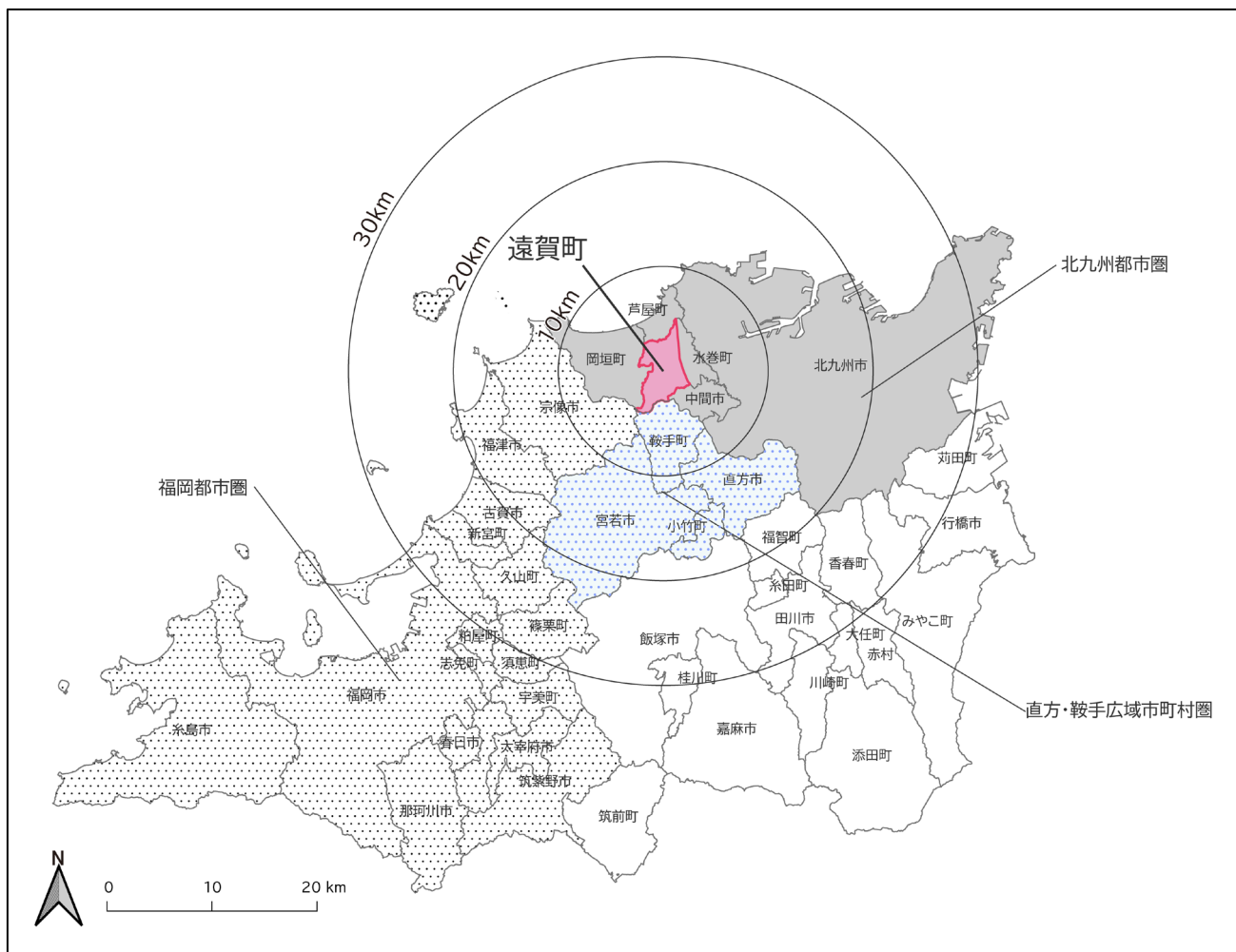
出典:遠賀町地域公共交通計画(令和 5 年(2023年)3月)

2. 現況調査

2.1 位置

○本町は北九州都市圏に属する遠賀郡の中心に位置

- ・本町は、遠賀川の下流に開けた遠賀平野に位置し、東西は約5km、南北は約9km に広がり、総面積2,215haを有しています。
- ・町域は、北に芦屋町、東に水巻町、西に岡垣町、南に中間市及び鞍手町と接し、北九州都市圏に属する遠賀郡に位置します。



◆遠賀町の位置図

出典:国土数値情報より作成

2.2 地形・地質

○地形は、丘陵地、台地段丘、低地(三角州性低地)及び遠賀川沿川の自然堤防・砂州・砂丘から形成

- ・本町は、遠賀川の下流部に位置することから、潮の干満の影響を受けやすい地形です。
- ・西端部には南北に遠賀山系が連なり、西川、戸切川等が北東に流れ、遠賀川で交わり響灘に注いでいます。
- ・本町の大部分は、丘陵地、台地段丘、低地(三角州性低地)及び遠賀川沿川の自然堤防・砂州・砂丘から形成されています。この付近の地質は、地盤変動に影響されながら幾度も様相を変え、現在では第3紀層が不整合に覆っています。遠賀山系の丘陵地部分は褐色森林土であり、低地部は、泥炭地、グライ土、灰色低地土及び復旧田に覆われた軟弱地盤から形成されており、本町の地質の特徴となっています。



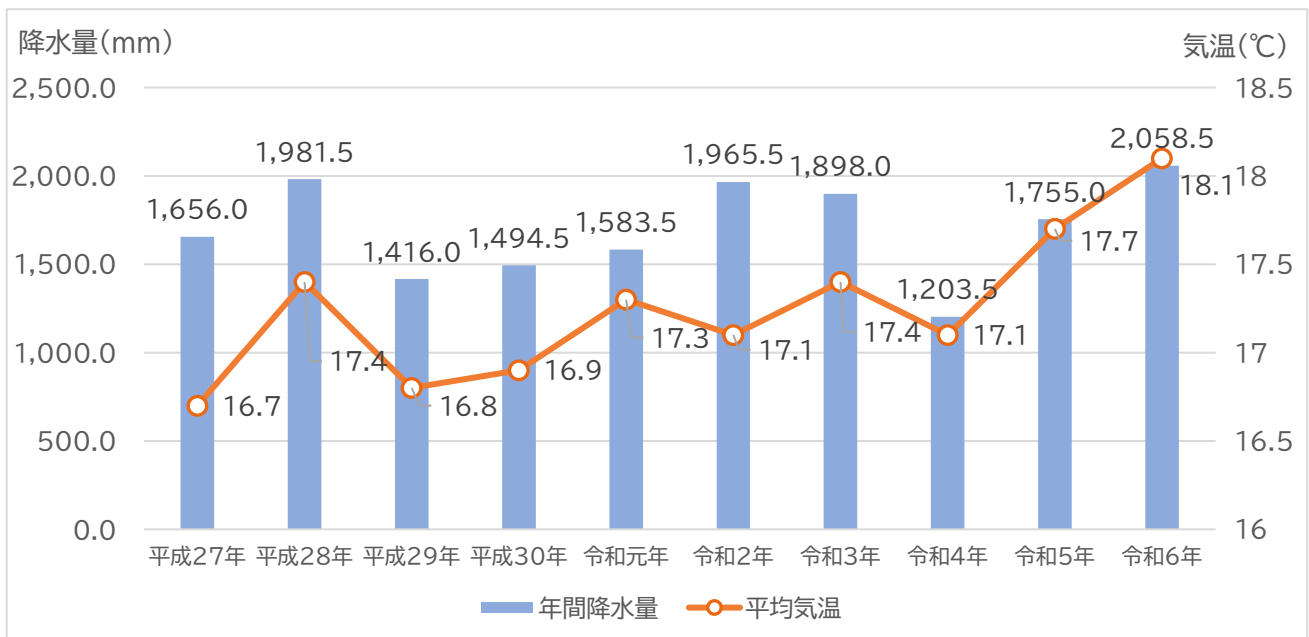
◆地形分類図

出典：環境アセスメントデータベース(環境省)(原典資料：1. 国土交通省「20万分の1土地分類基本調査 GIS データ (地形分類図)(全国47都道府県)平成16年度」を加工。/2. 「20万分の1土地分類基本調査(地形分類図)国土庁(当初は経済企画庁)昭和45年度～昭和54年度」)

2.3 気象

○過去 10 年で気温は緩やかに上昇、年平均降水量は乱高下しながら上昇

- ・本町の気象概況を過去 10 年間(平成 27 年～令和 6 年)の推移で見ると、気温は緩やかに上昇しており、過去 10 年間の日平均気温は 17.3℃で、令和 6 年は 18.1℃を示しています。
- ・年間降水量は毎年変動が見られ、10 年間の平均 1,701.2 mm に対し、令和 6 年は 2,058.5mm とやや増加しています。
- ・風向(最大風速)は、南方向が多くみられます。



◆年別の平均気温と年間降水量

出典:気象庁

◆過去 10 年間の気象概要

年	年	気温			降水量		風向・風速		
		平均	最高	最低	合計	最大	平均風速	最大風速	
		日平均						風速	風向
(°C)	(°C)	(°C)	(mm)	(mm)	(m/s)	(m/s)			
2015	平成27年	16.7	36.4	-0.9	1,656.0	100.0	2.1	17.0	南
2016	平成28年	17.4	36.7	-4.6	1,981.5	98.5	2.0	11.0	南
2017	平成29年	16.8	35.2	-1.7	1,416.0	203.5	2.3	9.1	南
2018	平成30年	16.9	36.6	-2.0	1,494.5	180.5	2.2	13.8	南南西
2019	令和元年	17.3	35.5	-0.1	1,583.5	137.5	2.2	13.6	南南西
2020	令和2年	17.1	36.4	0.0	1,965.5	137.5	2.3	14.2	南
2021	令和3年	17.4	35.9	-3.2	1,898.0	190.0	2.3	10.1	南
2022	令和4年	17.1	36.3	-1.5	1,203.5	98.5	2.3	12.7	南
2023	令和5年	17.7	36.2	-3.2	1,755.0	125.0	2.3	11.0	東南東
2024	令和6年	18.1	37.6	-0.7	2,058.5	150.5	2.3	9.5	東南東
	平均	17.3	36.3	-1.8	1,701.2	142.2	2.2	12.2	

出典:気象庁

2.4 沿革

○北九州市近郊の農村のゆとりと都市の活力をあわせ持つ生活都市

- ・本町は、古代遠賀川式農耕文化の発祥の地の1つとして重要な位置を占めていました。当時は、船が唯一の交通機関であり、鬼津船郷山付近には船着場があったとみられ、水上交通の要所として利用されていたことがうかがえます。
- ・江戸時代に入って新田開発が積極的に進められ、今日の肥沃な田園地帯が作られると共に、温かい人情や風土に育まれた文化が生まれました。
- ・明治 22 年 4 月に市町村制が施行され、浅木村と島門村が誕生し、その後、昭和 4 年 4 月に 2 つの村が合併し遠賀村となりました。当時は、農業が主要な産業でしたが、北九州市の発展に伴う就業構造の変化により、農村としての形態や様相も変化し始めました。
- ・その後昭和 10 年代の石炭景気によって、遠賀村の人口は合併時の 2 倍近くまで増えて、昭和 39 年 4 月 1 日、遠賀郡では最後となる町制を施行し遠賀町となりました。昭和 44 年には、遠賀町全域を都市計画区域と定め、以後、土地区画整理が進められ、更に民間開発も行われて多くの住宅地ができ、現在では北九州市近郊の農村のゆとりと都市の活力をあわせ持つ生活都市として「緑と自然」を背景にしたまちづくりが進められてきています。



◆遠賀町の市街地

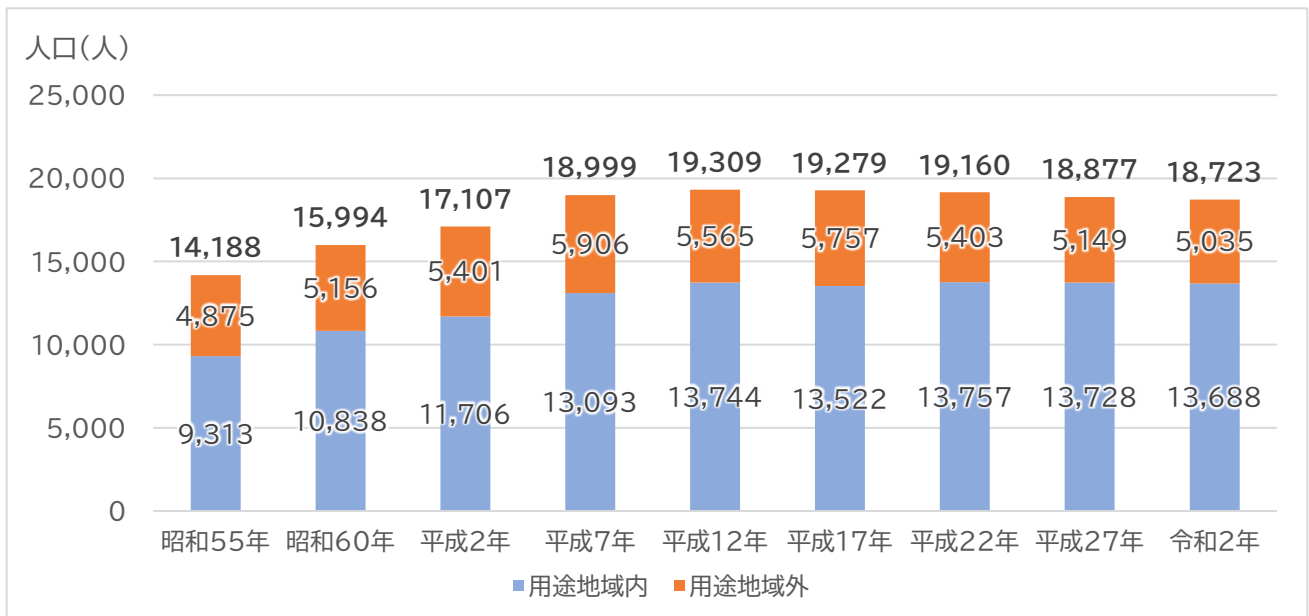
2.5 人口・世帯

2.5.1 人口の推移

○近年の人口推移は緩やかな減少傾向

○用途地域外の人口減少は、用途地域内に比べてやや顕著

- ・本町の人口推移は、平成12年の19,309人をピークに減少に転じ、令和2年に18,723人となっています。平成12年～令和2年(20年間)の減少率は3.0%でしたが、平成27年～令和2年(5年間)の減少率は0.8%であり、減少傾向は緩やかになってきています。
- ・用途地域内の人口推移は、平成12年～令和2年(20年間)の減少率0.4%に対し、平成27年以降(5年間)の減少率0.3%であり、近年は微減であるものの、ほぼ横ばいとなっています。
- ・用途地域外の人口推移は、平成12年～令和2年(20年間)の減少率9.5%に対し、平成27年以降(5年間)は減少率2.3%とやや緩和しつつあります。



◆人口の推移(図)

出典:国勢調査

◆人口の推移(表)

調査年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	平成12年～令和2年の増減		平成27年～令和2年の増減	
	人口(人)	人口(人)	人口(人)	人口(人)	人口(人)	人口(人)	人口(人)	人口(人)	人口(人)	率(%)	率(%)	率(%)	
都市計画区域	14,188	15,994	17,107	18,999	19,309	19,279	19,160	18,877	18,723	-586	-3.0%	-154	-0.8%
用途地域内	9,313	10,838	11,706	13,093	13,744	13,522	13,757	13,728	13,688	-56	-0.4%	-40	-0.3%
用途地域外	4,875	5,156	5,401	5,906	5,565	5,757	5,403	5,149	5,035	-530	-9.5%	-114	-2.3%

出典:国勢調査

◆地区別人口及び人口密度

町丁・字等名称	平成 22 年	平成 27 年	令和2年	人口密度 (人/ha) 令和 2 年	区域面積 (ha)
大字島津	96	80	63	0.49	128.0
大字若松	271	258	256	3.35	76.5
大字鬼津	1,231	1,227	1,402	5.59	250.9
大字尾崎	769	722	712	3.79	188.1
田園一丁目	816	936	892	82.79	10.8
田園二丁目	759	748	732	55.62	13.2
田園三丁目	1,123	1,050	942	49.71	19.0
島門	460	451	440	55.17	8.0
大字別府	1,278	1,265	1,188	7.04	168.8
大字今古賀	1,059	1,221	1,380	25.50	54.1
松の本一丁目	262	230	203	21.67	9.4
松の本二丁目	415	389	361	44.24	8.2
松の本三丁目	217	261	256	34.99	7.3
松の本四丁目	289	302	284	43.67	6.5
松の本五丁目	287	257	286	48.70	5.9
松の本六丁目	245	241	234	37.47	6.2
松の本七丁目	117	124	141	27.93	5.0
遠賀川一丁目	195	181	161	21.98	7.3
遠賀川二丁目	504	481	457	44.79	10.2
遠賀川三丁目	641	635	711	50.09	14.2
旧停一丁目	141	165	170	45.12	3.8
旧停二丁目	142	137	128	40.87	3.1
大字広渡	951	971	996	6.51	153.0
広渡	689	611	529	44.91	11.8
大字木守	1,033	1,049	1,075	5.64	190.7
大字上別府	425	413	418	1.77	235.9
蓮角	360	343	347	43.15	8.0
浅木一丁目	728	688	646	64.60	10.0
浅木二丁目	673	617	578	20.37	28.4
浅木三丁目	710	696	666	30.52	21.8
大字浅木	398	391	418	4.83	86.5
若葉台	145	122	119	31.12	3.8
大字虫生津	353	333	341	0.98	347.3
虫生津南	495	468	435	22.90	19.0
芙蓉一丁目	320	307	278	63.82	4.4
芙蓉二丁目	323	306	289	40.72	7.1
大字老良	240	201	189	2.44	77.5
合計	19,160	18,877	18,723	8.45	2,209.6

※各区域面積は GIS 図上計測のため公表値(2,215ha)とは異なる。

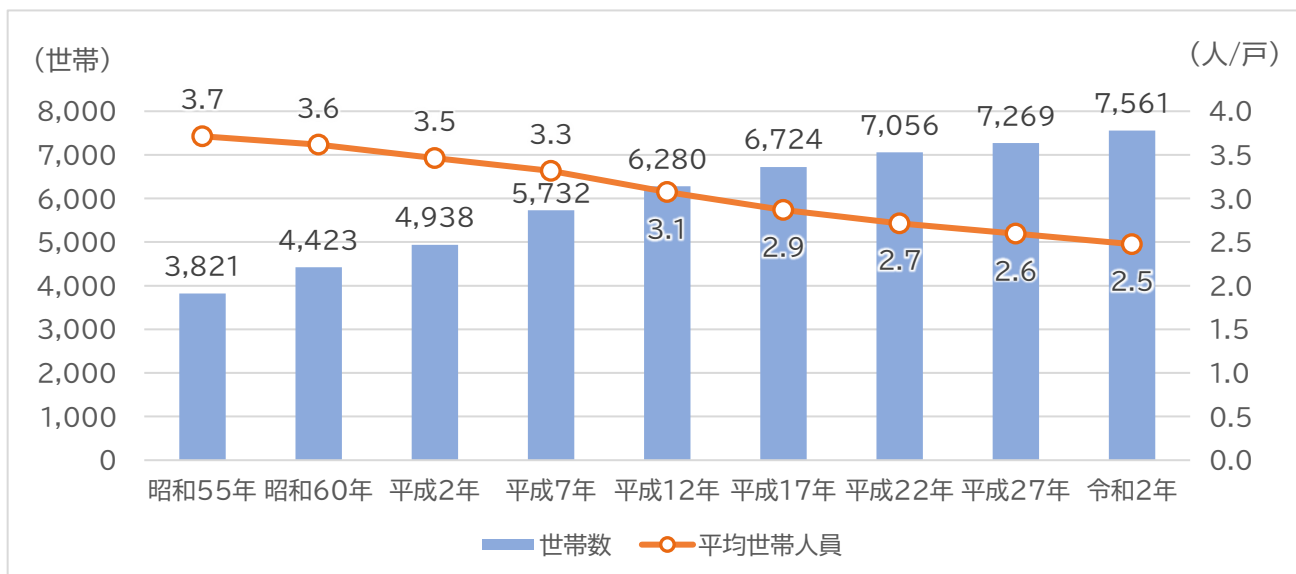
出典:国勢調査

2.5.3 世帯数

○世帯数は増加傾向にあるが、核家族化の進行はにぶりつつある

○平均世帯人員の減少が続き、人口減少社会へと進行

- ・本町の世帯数は増加傾向を示していますが、世帯数増減率は平成7年以降減少傾向であり、核家族化の進行がにぶりつつあります。
- ・令和2年の平均世帯人員は2.5人/戸と減少が続いており、人口減少社会へと向かいつつあります。



◆世帯数と平均世帯人員(図)

出典:国勢調査

◆世帯数と平均世帯人員(表)

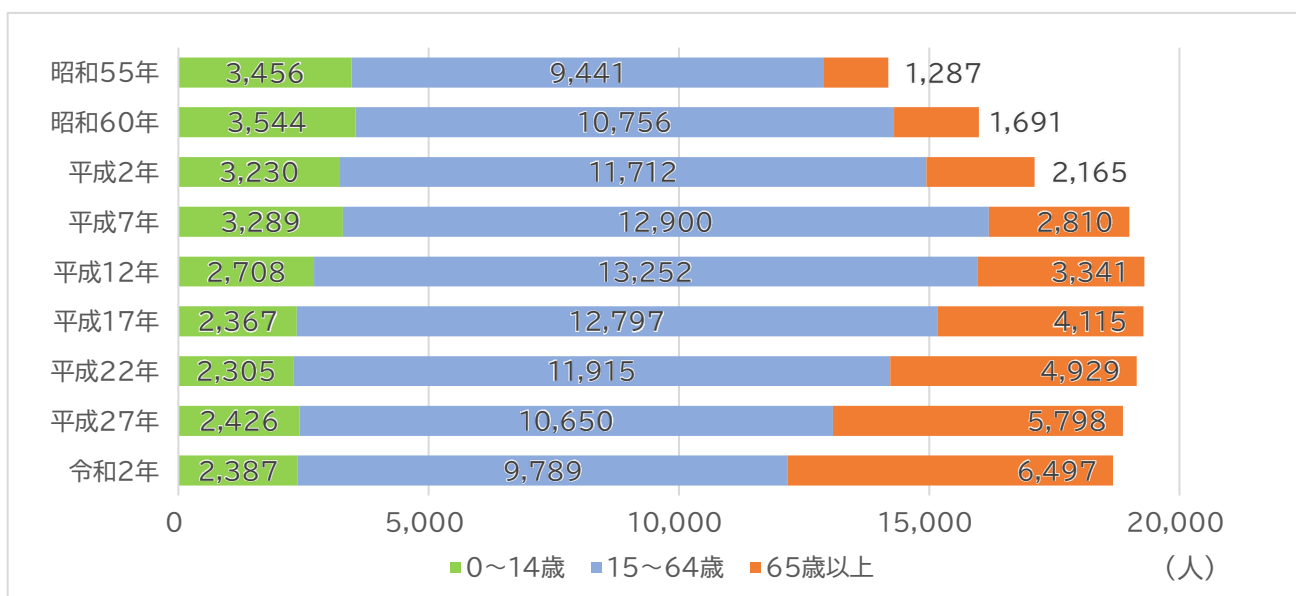
調査年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
世帯数 (世帯)	3,821	4,423	4,938	5,732	6,280	6,724	7,056	7,269	7,561
世帯数増減率 (%)	-	15.8	11.6	16.1	9.6	7.1	4.9	3.0	4.0
人口 (人)	14,188	15,994	17,107	18,999	19,309	19,279	19,160	18,877	18,723
人口増減率 (%)	-	12.7	7.0	11.1	1.6	-0.2	-0.6	-1.5	-0.8
平均世帯人員 (人/戸)	3.7	3.6	3.5	3.3	3.1	2.9	2.7	2.6	2.5

出典:国勢調査

2.5.4 年齢別人口

○少子高齢化が進行中、生産年齢人口も減少傾向

- ・年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)ともに減少傾向です。
- ・年少人口の構成比は、昭和55年の24.4%から令和2年の12.7%に減少し、生産年齢人口は、昭和55年の66.5%から令和2年の52.3%に減少しています。
- ・老年人口(65歳以上)の構成比は、増加傾向が続いており、昭和55年の9.1%が令和2年に34.7%となっています。



◆年齢別人口(図)

出典:国勢調査

◆年齢別人口(表)

調査年	総数	0～14歳		15～64歳		65歳以上	
		人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)
昭和55年	14,188	3,456	24.4%	9,441	66.5%	1,287	9.1%
昭和60年	15,994	3,544	22.2%	10,756	67.3%	1,691	10.6%
平成2年	17,107	3,230	18.9%	11,712	68.5%	2,165	12.7%
平成7年	18,999	3,289	17.3%	12,900	67.9%	2,810	14.8%
平成12年	19,309	2,708	14.0%	13,252	68.6%	3,341	17.3%
平成17年	19,279	2,367	12.3%	12,797	66.4%	4,115	21.3%
平成22年	19,160	2,305	12.0%	11,915	62.2%	4,929	25.7%
平成27年	18,877	2,426	12.9%	10,650	56.4%	5,798	30.7%
令和2年	18,723	2,387	12.7%	9,789	52.3%	6,497	34.7%

出典:国勢調査

2.5.5 転出・転入別人口

○本町の転出・転入別人口は転入超過(268人)であり、特に北九州市からの転入超過が特徴

・5年前常住地による転出・転入別人口は、転入超過が268人となっています。

(県内)

・県内における転出・転入別人口は、転出より転入者が多く、239人の転入超過となっています。

・転出超過が比較的多い自治体は、岡垣町(66人)、福岡市(45人)、宗像市(26人)となっています。

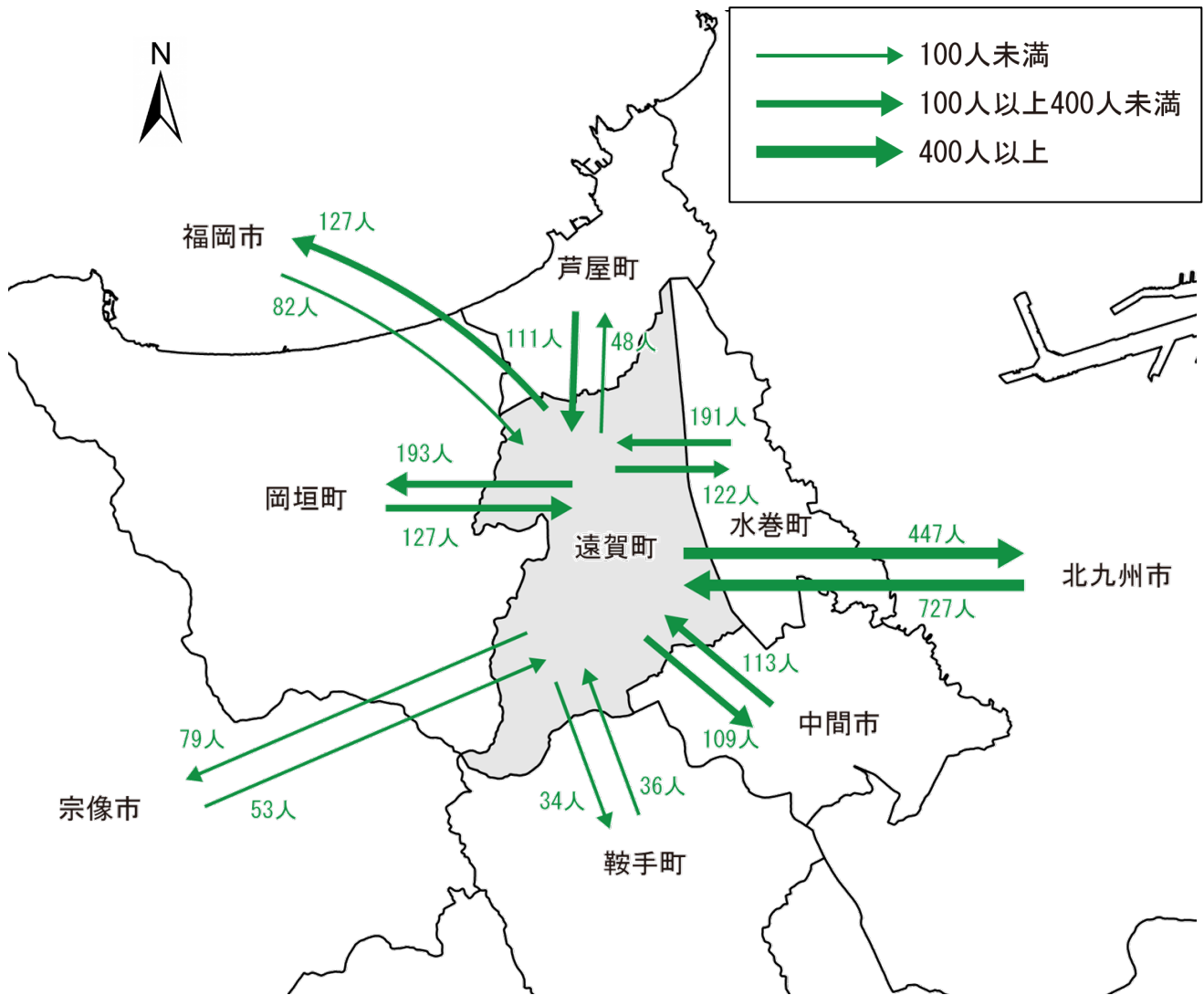
・転入超過は、北九州市(280人)が最も多く、次いで水巻町(69人)、芦屋町(63人)となっています。

(県外)

・県外における転出・転入別人口は、84人の転出超過となっています。

・転出超過の自治体は、熊本県14人、山口県10人、佐賀県9人であり、転入超過は大分県のみ11人となっています。

※5年前常住地:国勢調査に基づく5年前に居住していた市区町村



◆転出・転入状況図(遠賀町周辺市区町村)

出典:令和2年国勢調査

◆5年前常住地による転出・転入別人口

		転入	転出	差異
県内	北九州市	727	447	280
	福岡市	82	127	-45
	中間市	113	109	4
	宗像市	53	79	-26
	芦屋町	111	48	63
	水巻町	191	122	69
	岡垣町	127	193	-66
	鞍手町	36	34	2
	その他	221	263	-42
	小計	1,661	1,422	239
県外	佐賀県	15	24	-9
	長崎県	18	19	-1
	熊本県	13	27	-14
	大分県	30	19	11
	宮崎県	13	14	-1
	鹿児島県	8	9	-1
	山口県	22	32	-10
	その他	253	312	-59
	小計	372	456	-84
国外		113	0	113
合計		2,146	1,878	268

出典：令和2年国勢調査

2.6 産業

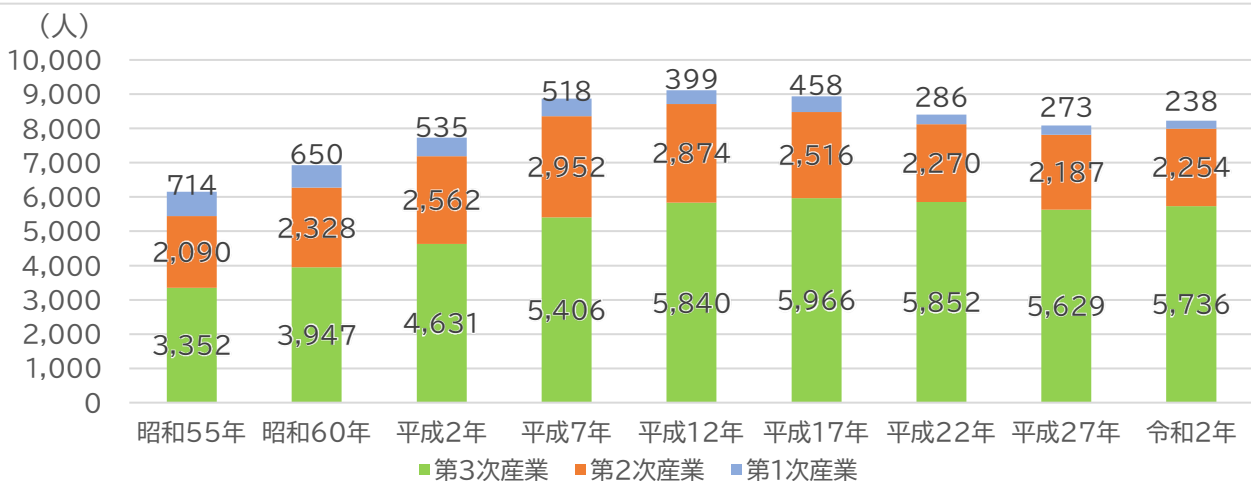
○第一次産業は就業者数・構成比ともに少なく、減少傾向が進行

○第二次産業、第三次産業の就業者数はやや下げ止まりの状況

・本町の就業者数は平成12年まで増加傾向を示し、以降、減少傾向にあるものの、近年はほぼ横ばいであり、令和2年は8,395人となっています。

・就業率は、昭和55年に57.4%でしたが、令和2年には51.5%まで低下しています。

・産業分類別に見ると、第一次産業の就業者数・構成比は年々減少傾向にあり、令和2年では238人(2.8%)まで落ち込んでいます。第二次産業の就業者数・構成比は、平成7年以降、減少に転じましたが、近年はやや押し戻しつつあります。第三次産業の就業者数は平成17年以降減少に転ずるも、近年はやや下げ止まりつつあります。なお、構成比は増加傾向にあり令和2年には全就業者数の68.3%となっています。



◆就業別人口の推移(図)

出典: 国勢調査

◆就業別人口の推移(表)

調査年	就業者 (人)	就業率 (%)	第1次産業		第2次産業		第3次産業	
			就業者 (人)	構成比 (%)	就業者 (人)	構成比 (%)	就業者 (人)	構成比 (%)
昭和55年	6,157	57.4%	714	11.6%	2,090	33.9%	3,352	54.4%
昭和60年	6,927	55.7%	650	9.4%	2,328	33.6%	3,947	57.0%
平成2年	7,740	55.8%	535	6.9%	2,562	33.1%	4,631	59.8%
平成7年	8,892	56.6%	518	5.8%	2,952	33.2%	5,406	60.8%
平成12年	9,130	55.0%	399	4.4%	2,874	31.5%	5,840	64.0%
平成17年	9,011	53.3%	458	5.1%	2,516	27.9%	5,966	66.2%
平成22年	8,825	52.4%	286	3.2%	2,270	25.7%	5,852	66.3%
平成27年	8,391	51.0%	273	3.3%	2,187	26.1%	5,629	67.1%
令和2年	8,395	51.5%	238	2.8%	2,254	26.8%	5,736	68.3%

※就業率: 15歳以上人口に対する就業者の割合

出典: 国勢調査

2.7 土地利用

○都市的土地利用の中に空き地が増加(その他の空き地が 5.8%(33.4ha))

- ・土地利用現況は、63.9%が自然的土地利用で、そのうち、31.8%が農地(田・畑)となっています。
- ・都市的土地利用は 36.1%を占め、宅地が 15.9%、道路用地が 8.6%となっています。
- ・用途地域内では、都市的土地利用が全体の 64.4%を占めます。そのうち宅地が全体の 33.2%、道路が 15.1%と比較的多くを占めます。また、その他の空き地が 5.8%(33.4ha)を占め、都市部のスポンジ化が見られます。
- ・用途地域外では、全体の 73.8%が自然的土地利用です。このうち、農地が約 33.7%と比較的多くの面積を占め、次いで山林が 23.8%となっています。一方、都市的土地利用は、宅地が 9.9%で、その他の空き地が 6.5%(105.9ha)となっています。
- ・緑被地面積(1,449.7ha=緑被地1,243.6ha+水面206.1ha)は全町(2,215.0ha)の 65.4%です。

◆土地利用別面積

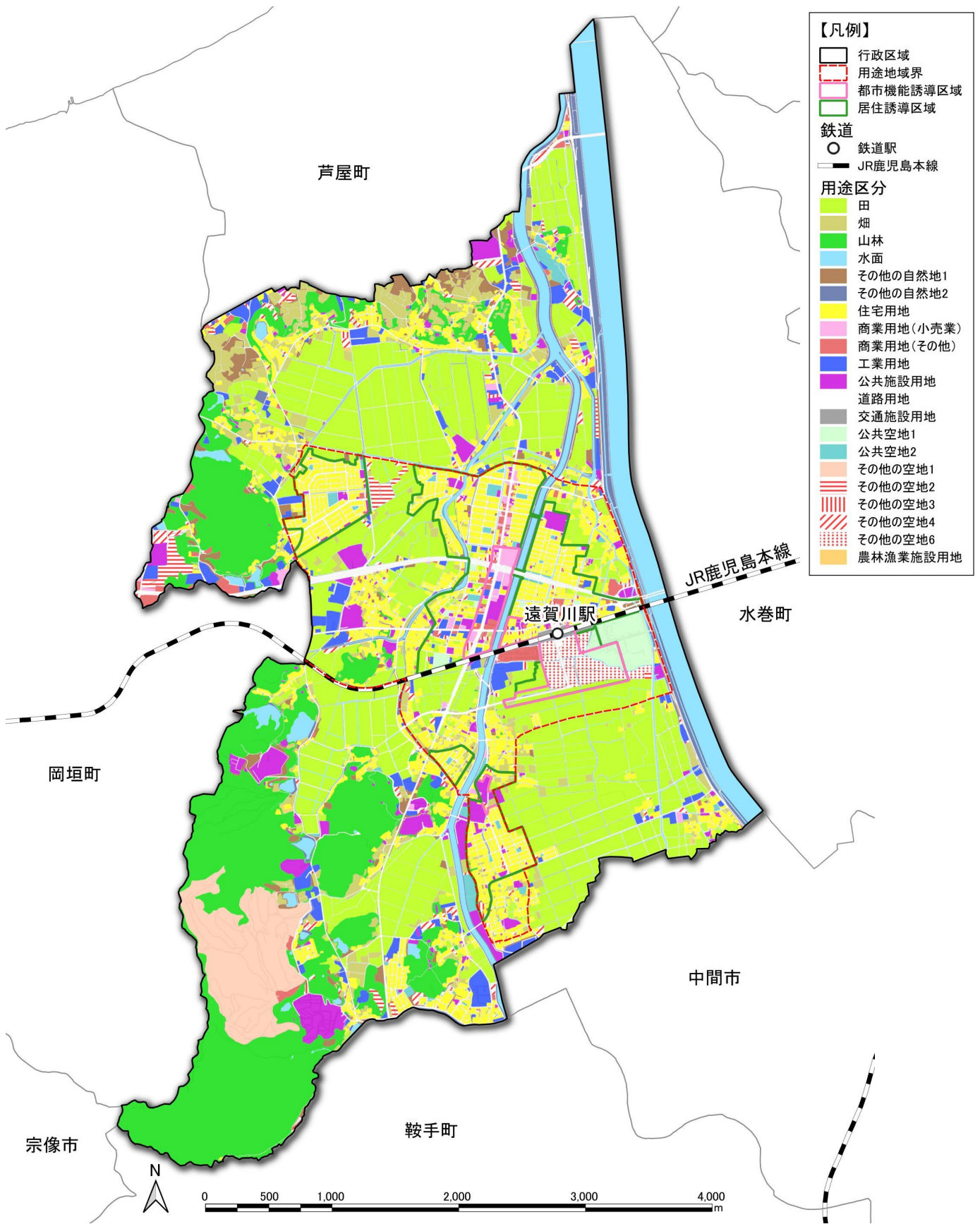
土地利用区分		都市計画区域						
		用途地域指定区域		用途地域指定外地域		合計		
		面積	比率	面積	比率	面積	比率	
自然的土地利用	農地	田	129.3 ha	22.5%	462.3 ha	28.2%	591.6 ha	26.7%
		畑	22.8 ha	4.0%	90.6 ha	5.5%	113.4 ha	5.1%
		小計	152.1 ha	26.5%	552.9 ha	33.7%	705.0 ha	31.8%
		山林	7.1 ha	1.2%	389.7 ha	23.8%	396.8 ha	17.9%
		水面	26.9 ha	4.7%	179.2 ha	10.9%	206.1 ha	9.3%
		その他の自然地	18.4 ha	3.2%	88.7 ha	5.4%	107.1 ha	4.8%
	小計	204.5 ha	35.6%	1,210.5 ha	73.8%	1,415.0 ha	63.9%	
都市的土地利用	宅地	住宅用地	158.8 ha	27.6%	102.1 ha	6.2%	260.9 ha	11.8%
		商業用地	16.6 ha	2.9%	10.7 ha	0.7%	27.3 ha	1.2%
		工業用地	15.4 ha	2.7%	49.3 ha	3.0%	64.7 ha	2.9%
		小計	190.8 ha	33.2%	162.1 ha	9.9%	352.9 ha	15.9%
		公益施設用地	27.0 ha	4.7%	48.0 ha	2.9%	75.0 ha	3.4%
		公共空地	26.0 ha	4.5%	8.7 ha	0.5%	34.7 ha	1.6%
		道路用地	86.9 ha	15.1%	102.6 ha	6.3%	189.5 ha	8.6%
		交通施設用地	6.1 ha	1.1%	1.0 ha	0.1%	7.1 ha	0.3%
		その他の公的施設用地	0.0 ha	0.0%	0.0 ha	0.0%	0.0 ha	0.0%
		その他の空き地	33.4 ha	5.8%	105.9 ha	6.5%	139.3 ha	6.3%
	農林漁業施設用地	0.3 ha	0.1%	1.2 ha	0.1%	1.5 ha	0.1%	
	小計	370.5 ha	64.4%	429.5 ha	26.2%	800.0 ha	36.1%	
合計		575.0 ha	100.0%	1,640.0 ha	100.0%	2,215.0 ha	100.0%	

出典:令和5年度都市計画基礎調査

◆緑の状況

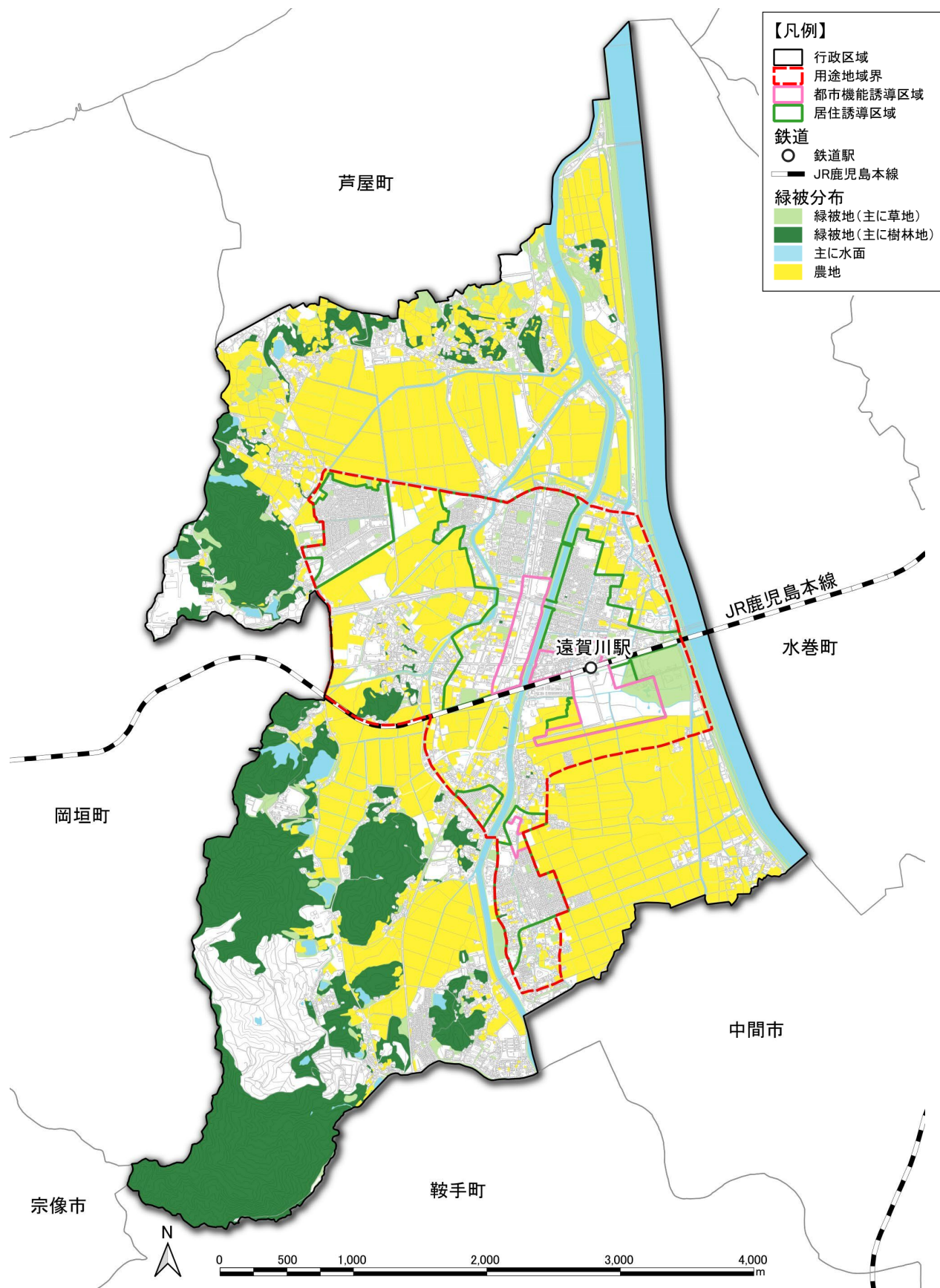
市町村名	緑被地面積(ha)			水面面積(ha)
	樹林地	草地	農地	
遠賀町	1,243.6	396.8	141.8	206.1

出典:令和5年度都市計画基礎調査



◆土地利用現況図

出典:令和5年度都市計画基礎調査、遠賀町立地適正化計画より作成
 ※誘導区域は令和7年6月見直し後の区域に加工



◆緑被分布図

出典:令和5年度都市計画基礎調査、遠賀町立地適正化計画より作成
 ※誘導区域は令和7年6月見直し後の区域に加工

2.8 都市計画等の概況

2.8.1 遠賀広域都市計画・地域地区

○本町は、遠賀広域都市計画区域(非線引き)

・都市計画区域(非線引き)は、行政区域全域 2,215ha です。

※用途地域(575ha)、準防火地域(24ha)、道路、公園、自転車駐車場、公共下水道、火葬場、区画整理事業が都市計画決定

※用途地域(第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域)、準防火地域(近隣商業地域、商業地域)

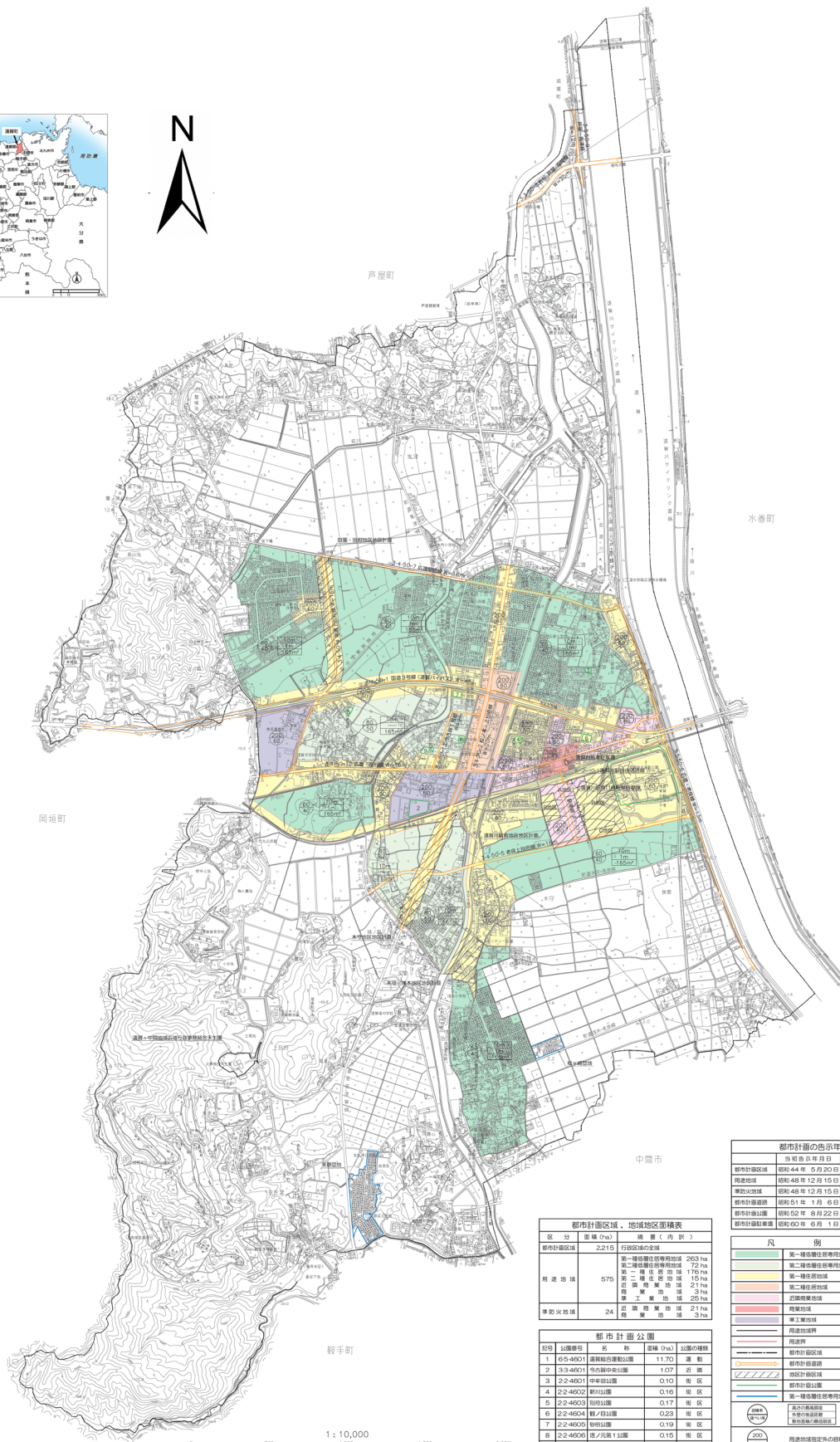
都市計画区域の統合により、平成 29 年 1 月 24 日から「遠賀都市計画」の名称が「遠賀広域都市計画」に変更となっています。

本町の都市計画は以下に示します。

◆遠賀町の都市計画

変更後			
都市計画名	都市計画	名称	都市施設番号
遠賀広域都市計画	遠賀広域都市計画用途地域		
	遠賀広域都市計画準防火地域		
	遠賀広域都市計画道路	国道3号線(遠賀バイパス)	3 ・ 1 ・ 50 - 1
		松ノ本・上別府線	3 ・ 4 ・ 50 - 2
		尾崎上別府線	3 ・ 4 ・ 50 - 4
		老良上別府線	3 ・ 4 ・ 50 - 5
		広渡・老良線	3 ・ 5 ・ 50 - 6
		広渡尾崎線	3 ・ 4 ・ 50 - 7
		若松・芦屋・福間線	3 ・ 3 ・ 50 - 8
		芦屋・島津線	3 ・ 5 ・ 50 - 9
		広渡・別府線	3 ・ 4 ・ 50 - 10
		駅南線	3 ・ 4 ・ 50 - 11
		今古賀1号線	3 ・ 6 ・ 50 - 12
		遠賀川駅自由通路線	8 ・ 7 ・ 50 - 1
	遠賀広域都市計画公園	遠賀総合運動公園	6 ・ 5 ・ 4601
		今古賀中央公園	3 ・ 3 ・ 4601
		中牟田公園	2 ・ 2 ・ 4601
		新川公園	2 ・ 2 ・ 4602
		別府公園	2 ・ 2 ・ 4603
		観ノ目公園	2 ・ 2 ・ 4604
		砂田公園	2 ・ 2 ・ 4605
		塔ノ元第1公園	2 ・ 2 ・ 4606
	塔ノ元第2公園	2 ・ 2 ・ 4607	
	遠賀広域都市計画自転車駐車場	遠賀自転車駐車場	
	遠賀広域都市計画公共下水道	遠賀公共下水道	
	遠賀広域都市計画火葬場	遠賀・中間広域事務組合天生園	
	遠賀広域都市計画土地区画整理事業	中牟田第一土地区画整理事業	
		今古賀土地区画整理事業	
蓮角土地区画整理事業			

庁内資料



区分	面積 (ha)	面積 (畝)
都市計画区域	2,216	行政区域の全域
用途地域	第一種住居地域	263 ha
	第二種住居地域	72 ha
	第一種工業地域	176 ha
	第二種工業地域	15 ha
	商業地域	21 ha
準防火地域	第一種準防火地域	3 ha
	第二種準防火地域	25 ha
24	商業工業地域	21 ha
	商業地域	3 ha

区分	公園番号	名称	面積 (ha)	公園の種類
1	05-4601	遠賀総合公園	11.70	運動公園
2	33-4601	中央公園	1.07	運動公園
3	2-2-4601	中央公園	0.10	運動公園
4	2-2-4602	新川公園	0.16	運動公園
5	2-2-4603	野田公園	0.17	運動公園
6	2-2-4604	野田公園	0.23	運動公園
7	2-2-4605	野田公園	0.19	運動公園
8	2-2-4606	野田公園	0.15	運動公園
9	2-2-4607	野田公園	0.21	運動公園

告示年月日	施行期起算年月日
都市計画区域	昭和44年12月25日
用途地域	昭和48年12月15日
準防火地域	昭和48年12月15日
都市計画道路	昭和51年1月6日
都市計画公園	昭和52年8月22日
都市計画緑地	昭和60年6月1日

凡例	概要
[Green Box]	第一種住居地域
[Yellow Box]	第二種住居地域
[Orange Box]	第一種工業地域
[Red Box]	第二種工業地域
[Pink Box]	商業地域
[Light Blue Box]	第一種準防火地域
[Dark Blue Box]	第二種準防火地域
[Light Green Box]	商業工業地域
[Light Purple Box]	商業地域
[Light Blue Box]	公園
[Red Line]	都市計画道路
[Blue Line]	都市計画公園
[Green Line]	第一種住居地域に準ずる区域
[Blue Circle]	第一種住居地域に準ずる区域
[Blue Circle]	第二種住居地域に準ずる区域
[Blue Circle]	用途地域指定外の区域等、緑地等

◆遠賀広域都市計画総括図(遠賀町)

2.8.2 地区計画

○地区計画は4カ所設定

・「田園・別府地区 地区計画」「木守地区 地区計画」「木守・浅木地区 地区計画」「遠賀川駅南地区 地区計画」

◆田園・別府地区 地区計画

名称		田園・別府地区 地区計画
位置		大字尾崎、別府、鬼津地内
面積		約 8.1ha
区域の整備・開発及び 保全の方針	地区計画の目標	本地区は、町中心部から北西部に位置し、国道3号遠賀バイパスに接していることから、交通の利便性が高い住宅地として年々需要が高まっており、沿道の有効利用を踏まえた施設の立地が考えられている。そのため、この地区を沿道利便性の向上を図ると共に、付近の住宅地との調和を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	沿道型施設を誘導すると共に、良好な住環境との調和のとれた土地利用を図る。
	建築物等の整備の方針	周辺の良い居住環境の保全に配慮し、ゆとりある良好な市街地環境の形成を図るため、建築物の用途・壁面の位置等の必要な制限を定める。
地区整備計画	建築物等に関する事項	
	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物及び付属する建築物は、建築してはならない。 1. ホテル又は旅館 2. 自動車教習所 3. 床面積の合計が 15 ㎡を越える畜舎 4. 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又は、これに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は 1.0m以上とする。
	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積の最低限度は、165 ㎡とする。
摘要の除外		次のいずれかに該当する土地については、前記の建築物の敷地面積の最低限度(以下「最低限度」という。)の定めは、適用しない。 1.最低限度が定められた際、現に建築物の敷地として使用されている土地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用することができる土地で、その全部を一の敷地として使用するもの。 2.最低限度が定められた際、現に建築物の敷地として使用されている土地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用することができる土地で、次の各号のいずれかに掲げる公共施設等の整備とあわせて、当該土地を含む区域において、良好な住居の環境が確保されるものについては、当該公共施設等の用に供する土地を除く全部を一の敷地として使用するもの又は当該公共施設等の用に供する土地を除き分割される各々をそれぞれ一の敷地として使用するもの 1)道路法又は都市計画法による道路。ただし、都市計画法第 29 条の規定による許可を受けた開発行為に係るものを除く 2)河川、水路その他これらに類する公共公益施設 3. 当該土地を含む区域において、良好な住居の環境が確保されるもので、土地区画整理法第 98 条第 1 項の規定による仮換地の指定、同法第 103 条第 1 項の規定による換地処分その他法令によるこれらに準じた処分を受けた土地(当該処分等のもととなった事業計画等の認可又は決定の公告があった際、現に建築物の敷地として使用されていた土地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用することができた土地と照応するものに限る。)で、その全部を一の敷地として使用するもの

庁内資料

◆木守地区 地区計画

名称		木守地区 地区計画	
位置		大字木守、今古賀、上別府地内	
面積		約 7.4ha	
区域の整備・開発及び 保全の方針	地区計画の 目標	本地区は、町中心部から南に位置し、都市計画道路松ノ本・上別府線の整備も進んでいることから、今後沿道利用が盛んになると思われる。 そこで、この地区においては沿道型施設の誘導を図り、住宅地との調和のとれた利便性の高い沿道型住宅地の形成を目標とする。	
	土地利用の 方針	沿道型施設の誘導を行うと共に、住宅地との調和のとれた土地利用を図る。	
	建築物等の 整備の方針	周辺の良い居住環境の保全に配慮し、ゆとりある良好な市街地環境の形成を図るため、建築物の用途・壁面の位置等の必要な制限を定める。	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の 用途の制限	次の各号に掲げる建築物及び付属する建築物は、建築してはならない。 1. ホテル又は旅館 2. 自動車教習所 3. 床面積の合計が 15 ㎡を越える畜舎 4. 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物
		壁面の位置 の制限	建築物の外壁又は、これに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は 1.0m以上とする。
		建築物の敷 地面積の最 低限度	建築物の敷地面積の最低限度は、165 ㎡とする。
摘要の除外		次のいずれかに該当する土地については、前記の建築物の敷地面積の最低限度(以下「最低限度」という。)の定めは、適用しない。 1.最低限度が定められた際、現に建築物の敷地として使用されている土地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用することができる土地で、その全部を一の敷地として使用するもの。 2.最低限度が定められた際、現に建築物の敷地として使用されている土地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用することができる土地で、次の各号のいずれかに掲げる公共施設等の整備とあわせて、当該土地を含む区域において、良好な住居の環境が確保されるものについては、当該公共施設等の用に供する土地を除く全部を一の敷地として使用するもの又は当該公共施設等の用に供する土地を除き分割される各々をそれぞれ一の敷地として使用するもの 1)道路法又は都市計画法による道路。ただし、都市計画法第 29 条の規定による許可を受けた開発行為に係るものを除く 2)河川、水路その他これらに類する公共公益施設 3.当該土地を含む区域において、良好な住居の環境が確保されるもので、土地区画整理法第 98 条第 1 項の規定による仮換地の指定、同法第 103 条第 1 項の規定による換地処分その他法令によるこれらに準じた処分等を受けた土地(当該処分等のもととなった事業計画等の認可又は決定の公告があった際、現に建築物の敷地として使用されていた土地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用することができた土地と照応するものに限る。)で、その全部を一の敷地として使用するもの	

庁内資料

◆木守・浅木地区 地区計画

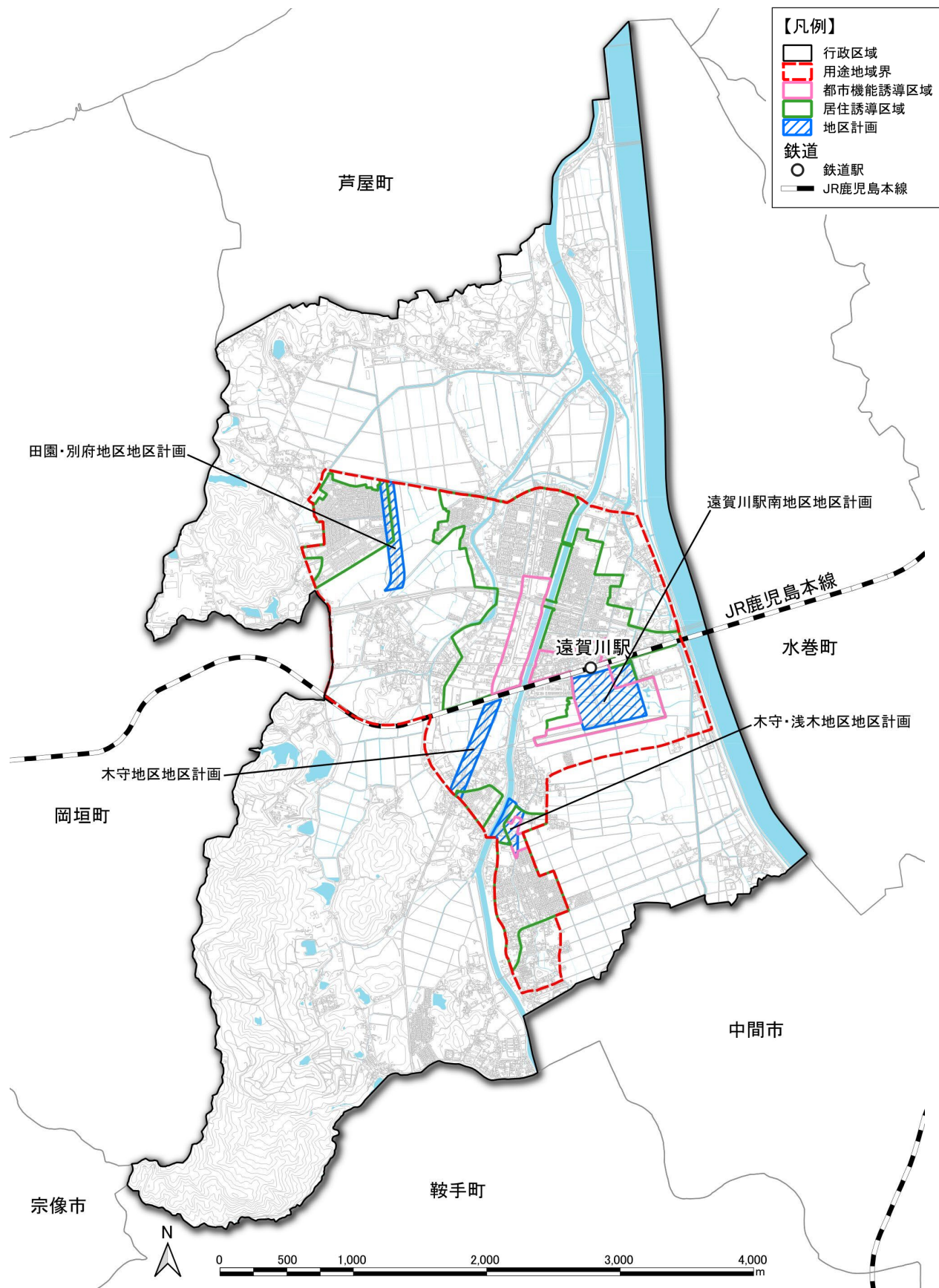
名称		木守・浅木地区 地区計画
位置		大字木守、浅木地内
面積		約 4.3ha
区域の整備・開発及び 保全の方針	地区計画の 目標	本地区は遠賀町の南東部に位置し、遠賀川水系西川と、田園地帯に囲まれた地区である。本地区においては、地域医療や福祉・高齢化社会に対応するための医療・福祉ゾーンに位置づけられていることから、周辺の環境と調和した良好な居住環境の形成を図ることを目標とする。
	土地利用の 方針	居住環境を保全すると共に医療・福祉施設との調和のとれた土地利用を図る。また、「自立自助」を基本理念に、総合福祉事業、生涯学習事業等を行っていくことを目的とした施設である「ふれあいの里」等を利用し、総合的な活用を図る。
	建築物等の 整備の方針	周辺の良好な居住環境の保全に配慮し、ゆとりある良好な市街地環境の形成を図るため、建築物の用途・壁面の位置等の必要な制限を定める。
地区整備計画	建築物等に関する事項	次の各号に掲げる建築物及び付属する建築物は、建築してはならない。 1. ホテル又は旅館 2. ボーリング場、スケート場、水泳場、その他これらに類するもの 3. 自動車教習所 4. 床面積の合計が 15 m ² を越える畜舎 5. 工場(建築基準法施行令第 130 条の 6 に規定するものを除く) 6. 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物
	壁面の位置 の制限	建築物の外壁又は、これに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は 1.0m以上とする。
	建築物の敷 地面積の最 低限度	建築物の敷地面積の最低限度は、165 m ² とする。
摘要の除外		—

庁内資料

◆遠賀川駅南地区 地区計画

名称		遠賀川駅南地区 地区計画
位置		遠賀町大字広渡、木守、今古賀の各一部
面積		約 19.4ha
及び保全に関する方針 区域の整備・開発	地区計画の 目標	本地区は、遠賀町の玄関口であるJR遠賀川駅の南側に隣接しており、東側に遠賀総合運動公園、西側に田・畑、南側に 3・4・50-5 老良上別府線に囲まれており、遠賀川駅前広場と 3・4・50-5 老良上別府線を結ぶ 3・4・50-11 駅南線が通っている地区である。 さらに、都市計画マスタープランにおいて中心拠点に位置づけており、その将来像を実現させるために、遠賀川駅南地区土地区画整理事業によって、JR遠賀川駅前に、新たな商業・業務等の都市機能を誘導し、その周辺に住宅を誘導する土地利用を計画している。 この計画を実現するために、用途地域の変更に加えて、より細かな建築物の規制を設けて、駅前に相応しい商業地や、周辺の都市計画公園等との調和のとれた住環境を形成していくため、地区計画を定める。
	土地利用 の方針	本地区は区域を「A 地区」、「B 地区」、「C 地区」に分類する。 【A 地区】 本地区は、JR遠賀川駅前や都市計画道路駅南線、老良上別府線の交通利便性を活かすために、生活関連施設等の立地を図る。 【B 地区】 本地区は、周囲との調和のとれた低層住宅の立地を図る。 【C 地区】 本地区は、老良上別府線の交通利便性を活かすために、生活利便施設や低層住宅の立地を図る。
	建築物等 の整備の 方針	地区計画の目標及び各地区の土地利用の方針に適した建築物を誘導するため、「建築物の用途の制限」を設ける。

庁内資料



◆地区計画位置図

出典:令和5年度都市計画基礎調査、遠賀町立地適正化計画より作成

※誘導区域は令和7年6月見直し後の区域に加工

2.8.3 建物新築動向

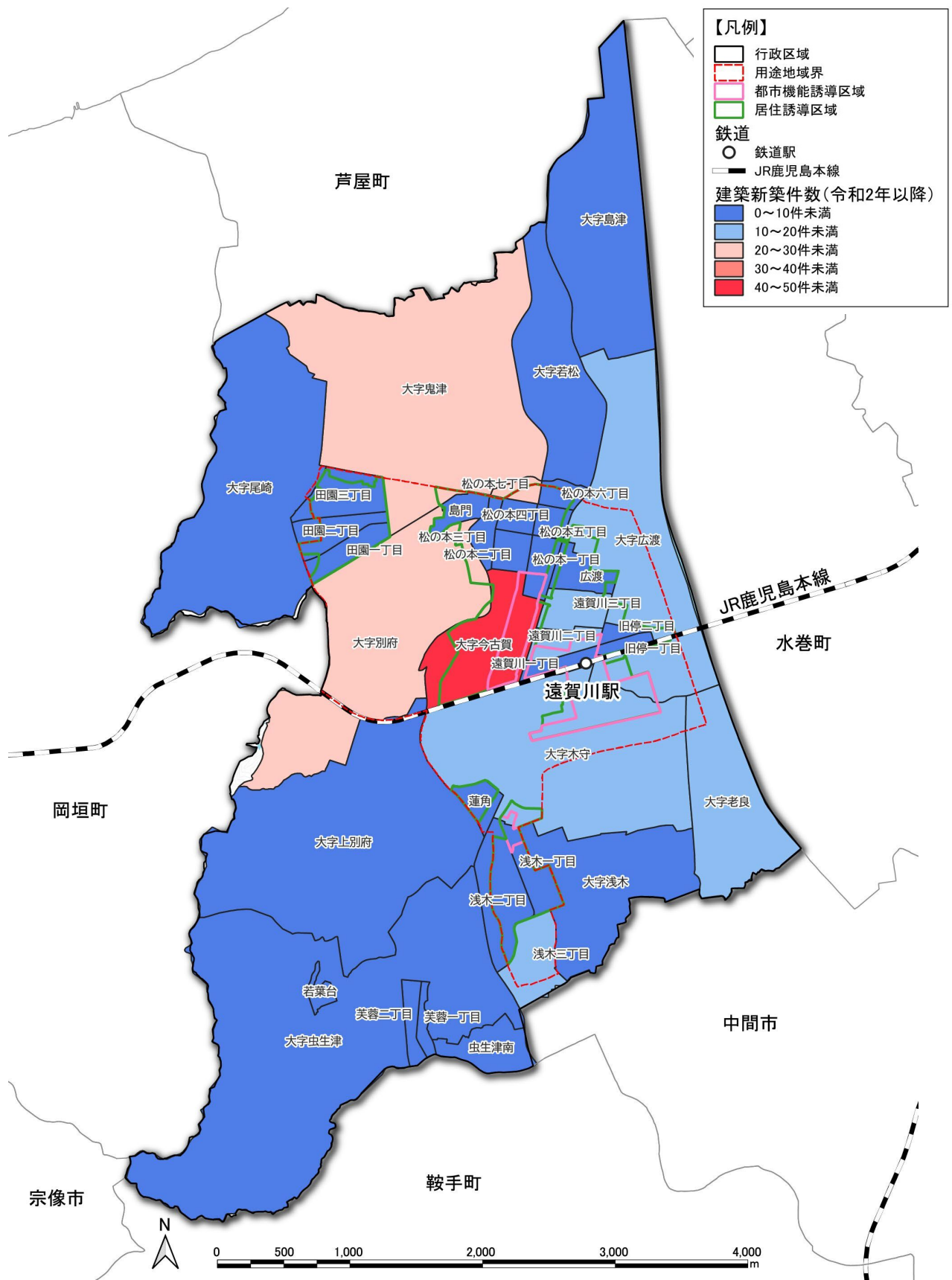
○用途地域内に新築が集中(72.6%)(令和2年～令和5年)(令和2年以降は全体で303件)

- ・用途地域内が220件と全体の約73%を占めています。そのうち、大字今古賀が最も多く40件、次いで松の本七丁目の23件です。
- ・用途地域外では、鬼津が最も多く、26件となっています。

◆地区別建物新築件数

大字・町名	字・丁目名	昭和46年以前	昭和47年以前～56年	昭和57年～平成元年	平成2年～平成11年	平成12年～平成21年	平成22年～平成31年(令和元年)	令和2年～	不明
田園	一丁目	0	0	0	186	56	52	2	1
田園	二丁目	3	1	17	193	52	23	2	0
田園	三丁目	0	0	304	81	17	9	9	7
島門		2	98	23	36	28	18	4	8
大字別府		144	152	85	155	108	70	21	22
大字今古賀		52	44	16	155	91	138	40	10
蓮角		3	89	30	18	9	14	2	2
浅木	一丁目	1	213	6	31	25	17	5	7
浅木	二丁目	29	159	36	51	24	28	8	15
浅木	三丁目	62	92	45	65	33	29	11	13
大字木守		129	75	71	131	67	79	19	12
旧停	一丁目	14	19	6	24	8	14	6	1
旧停	二丁目	9	15	6	9	6	5	4	2
広渡		0	203	8	42	18	12	7	9
大字広渡		82	88	57	138	60	57	13	24
松の本	一丁目	0	75	11	14	4	4	6	0
松の本	二丁目	0	56	72	22	16	13	2	1
松の本	三丁目	9	9	13	37	7	9	3	3
松の本	四丁目	0	14	70	20	13	11	1	4
松の本	五丁目	0	80	18	22	10	12	3	1
松の本	六丁目	19	39	31	13	7	12	2	2
松の本	七丁目	0	17	15	12	5	13	23	0
遠賀川	一丁目	33	17	16	21	9	5	5	0
遠賀川	二丁目	48	76	16	25	13	31	10	10
遠賀川	三丁目	98	72	28	46	23	71	12	5
用途地域合計		737	1,703	1,000	1,547	709	746	220	159
大字島津		15	22	23	16	8	10	4	10
大字若松		36	65	28	42	29	16	7	15
大字鬼津		110	110	91	166	110	98	26	48
大字尾崎		93	119	53	119	82	54	8	19
大字上別府		92	59	45	44	30	34	8	30
芙蓉一丁目		0	41	30	45	3	6	1	1
芙蓉二丁目		0	30	60	38	5	3	0	0
若葉台		0	14	24	14	9	8	4	2
大字虫生津		72	60	47	49	40	17	2	19
虫生津南		37	52	25	52	26	6	8	4
大字浅木		7	7	11	81	19	11	5	1
大字老良		53	40	23	30	22	11	10	12
用途地域外合計		515	619	460	696	383	274	83	161
合計		1,252	2,322	1,460	2,243	1,092	1,020	303	320

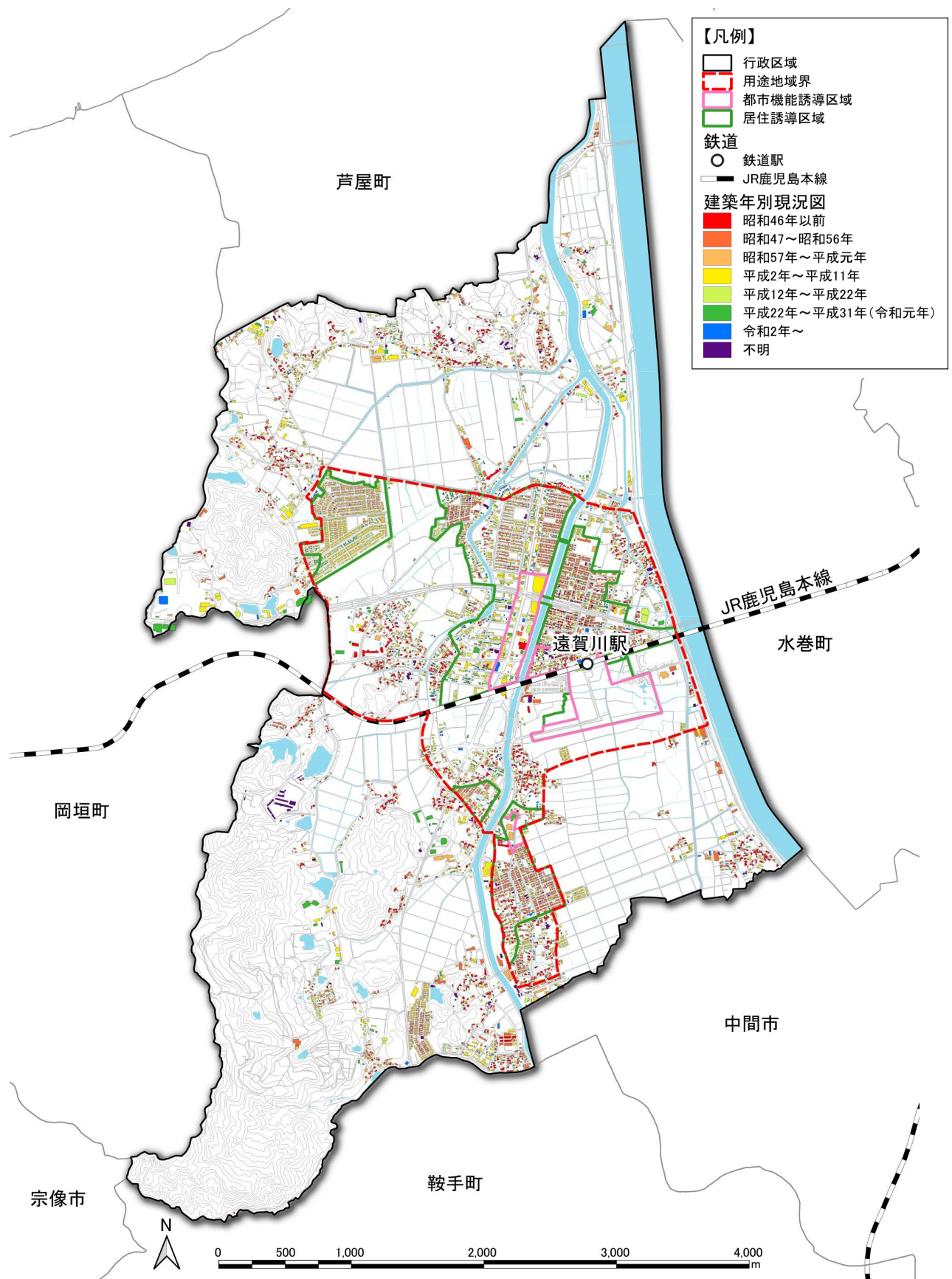
出典:令和5年度都市計画基礎調査



◆建物新築件数現況図(令和2年以降)

出典:令和5年度都市計画基礎調査、遠賀町立地適正化計画より作成

※誘導区域は令和7年6月見直し後の区域に加工

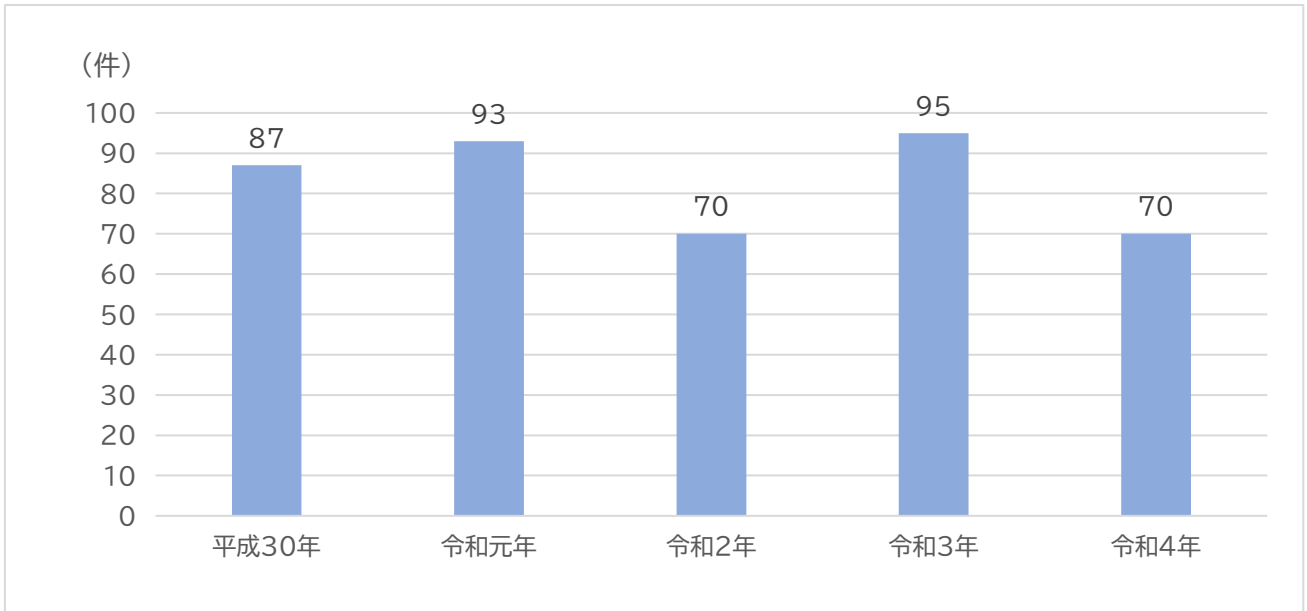


◆建築年別現況図

出典:令和5年度都市計画基礎調査、遠賀町立地適正化計画より作成

※誘導区域は令和7年6月見直し後の区域に加工

・平成30年から令和4年の各年における建築確認申請書の建物新築件数は、年次ごとにばらつきはありますが、70件から95件で推移しています。



◆平成30年～令和4年の各年における建築確認申請書(新築)の件数(行政区)

出典:令和5年度都市計画基礎調査

2.8.4 都市計画道路・交通施設等

(1) 交通網・都市計画道路

○都市計画道路は12路線中、5路線が整備中、もしくは一部供用を開始(7路線が整備済み)

- ・幹線となる交通網は、一般国道3号とJR鹿児島本線があり、町の中央付近を横断しています。
- ・他に、一般国道495号の1路線、主要地方道3路線、一般県道3路線があり、その他町道により、町内の道路ネットワークが形成されています。
- ・都市計画道路は、12路線が計画決定しています。そのうち7路線が整備済みであり、5路線が整備中、もしくは一部供用を開始しています。

◆都市計画道路

(遠賀町調査(令和7年7月31日現在))

路線番号	道路種別	都市計画道路名	計画決定延長	幅員	整備済区間	整備率
			(m) A=B+C+D		(m) B	(%) B/A
3・1・50-1	□	3国道3号線(遠賀バイパス)	4,330	40	4,330	100.0
3・4・50-2	○	松ノ本・上別府線	2,460	20	1,560	63.4
3・4・50-4	◇	尾崎上別府線	1,460	16	1,000	68.5
3・4・50-5	◇	老良上別府線	2,150	16	2,150	100.0
3・5・50-6	○	広渡・老良線	2,490	13	120	4.8
3・4・50-7	○	広渡尾崎線	1,920	16	1,920	100.0
3・3・50-8	○	若松・芦屋・福間線	730	25	730	100.0
3・5・50-9	○	芦屋・島津線	340	12	280	82.4
3・4・50-10	○	広渡・別府線	2,360	16	1,270	53.8
3・4・50-11	◇	駅南線	330	20	330	100.0
3・6・50-12	◇	今古賀1号線	580	9	580	100.0
小計(幹線道路)			19,150	-	14,270	74.5
8・7・50-1	◇	遠賀川駅自由通路線	150	4	150	100.0
小計(特殊道路)			150	-	150	100.0
合計			19,300	-	14,420	74.7

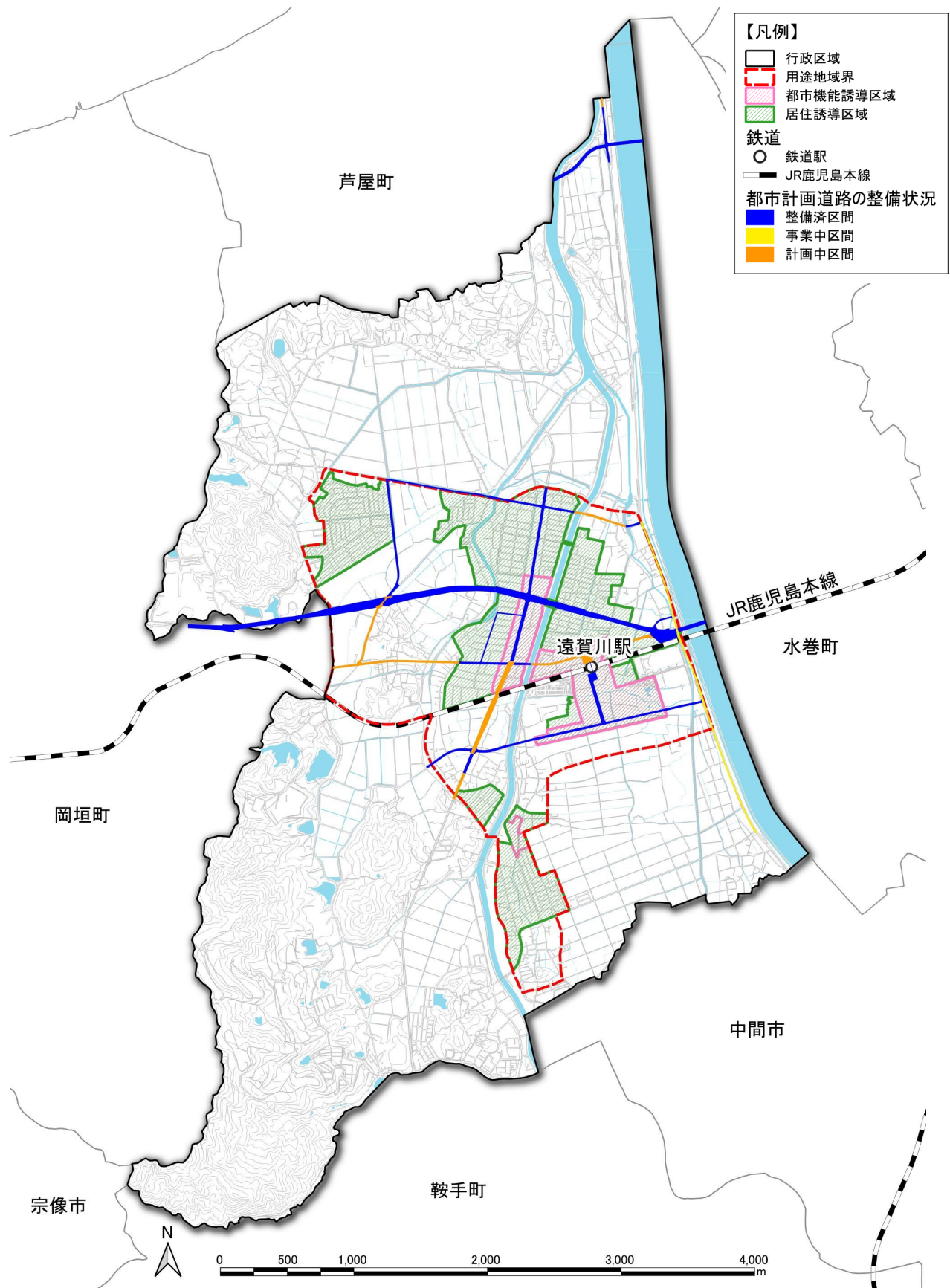
□:(一般国道) 現道及びバイパス計画が確定しているもの。

庁内資料

◎:(主要地方道) //

○:(一般県道) //

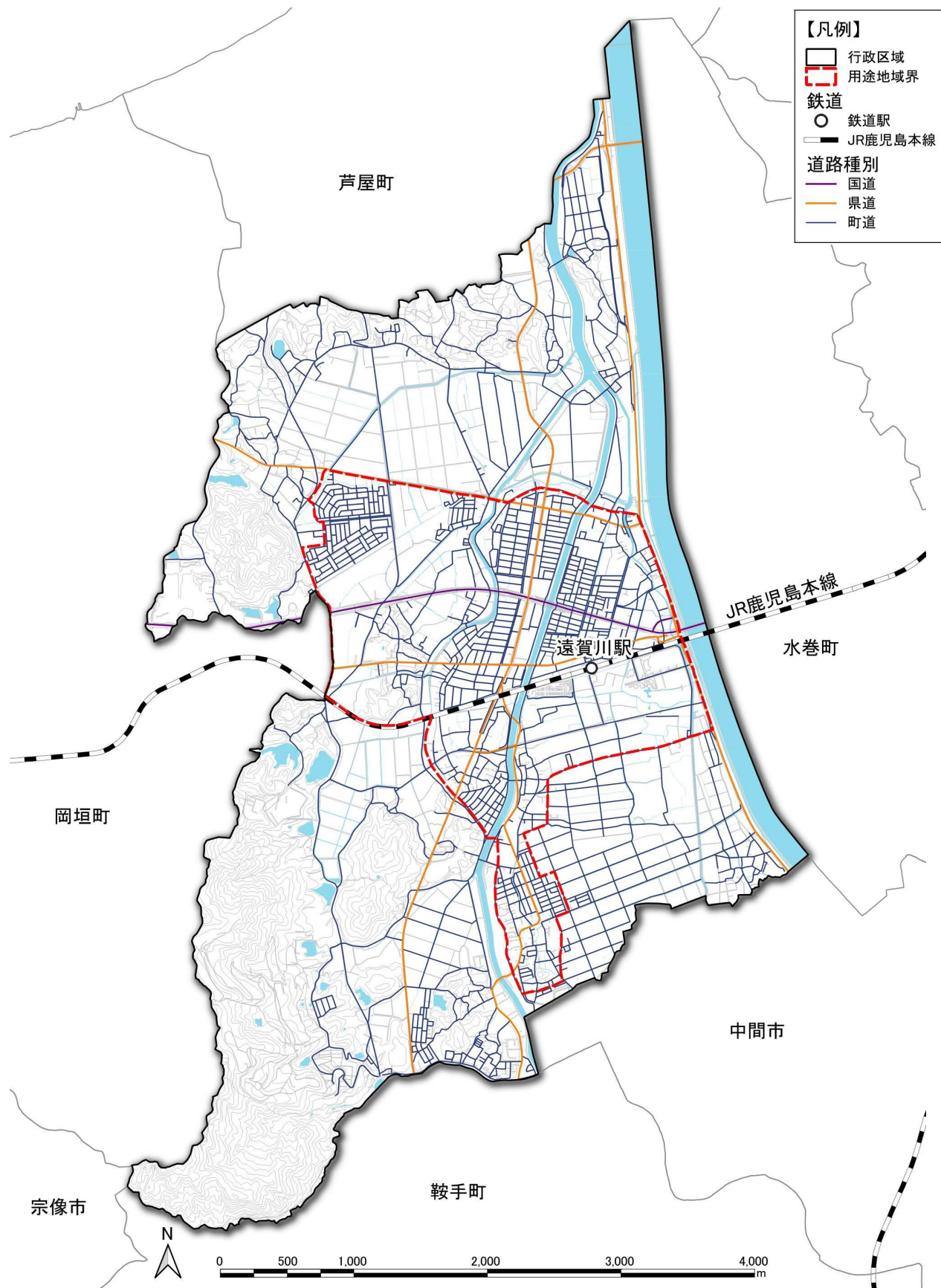
◇:(市町村道) 上記以外の道路。



◆都市計画道路現況図

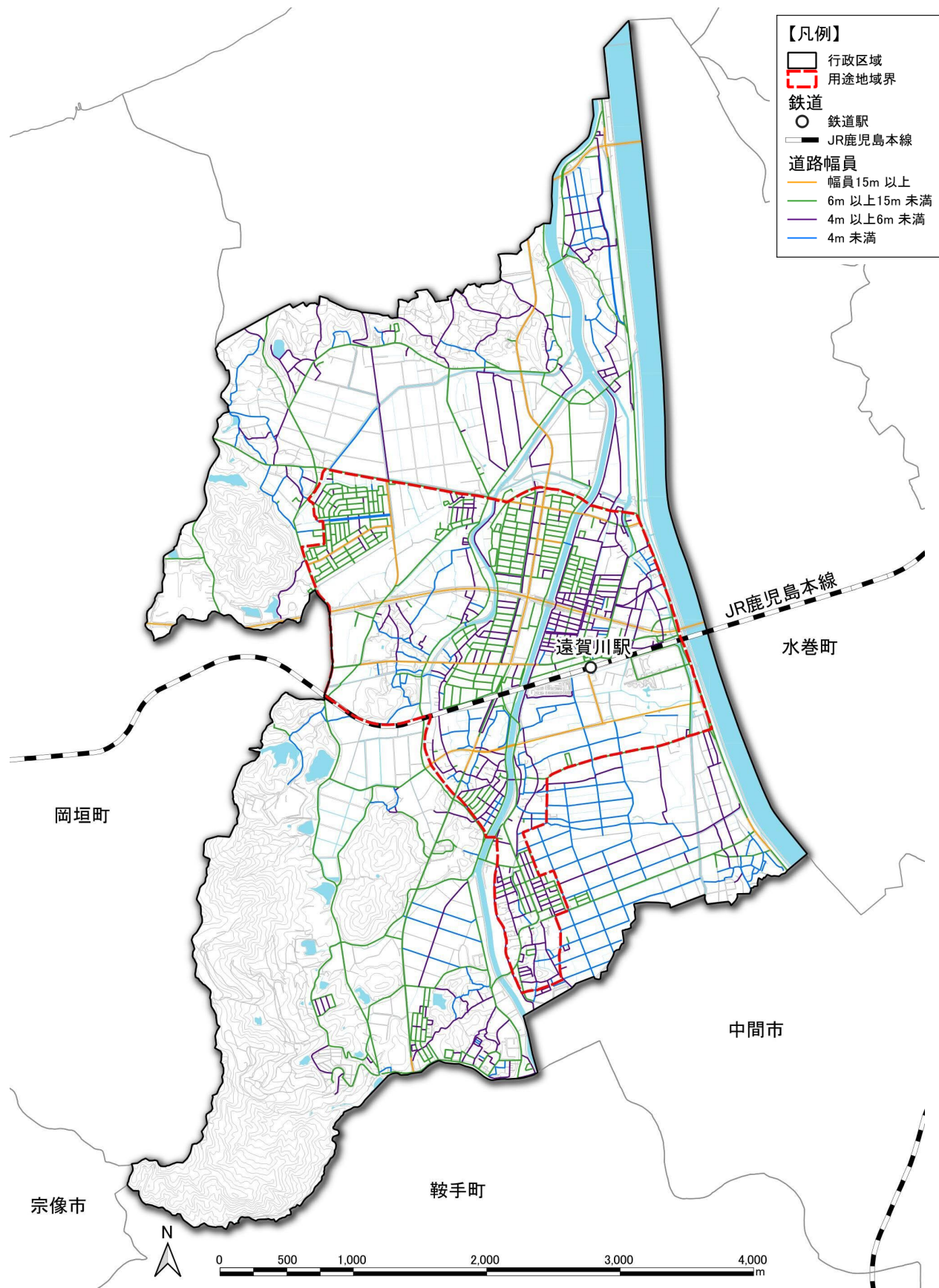
出典:令和5年度都市計画基礎調査、遠賀町立地適正化計画より作成

※誘導区域は令和7年6月見直し後の区域に加工



◆道路管理者別現況図

出典:令和5年度都市計画基礎調査



◆道路幅員現況図

出典：令和5年度都市計画基礎調査

(2) 交通量

○交通量が最も多いのは一般国道3号であり、交通量の増減率が最も大きいのは主要地方道直方芦屋線で55.6%の増加

- ・幹線となる一般国道3号は、福岡市と北九州市の両政令都市と本町を結ぶ広域ネットワーク軸となります。その他の道路は、近隣の市町を結ぶ幹線道路や町内を結ぶ域内道路として利用されています。
- ・町内で最も交通量が多い計測ポイントは一般国道3号であり、次いで一般国道495号、一般県道浜口遠賀線、一般県道岡垣遠賀線、主要地方道直方芦屋線となります。(全国道路・街路交通情勢調査(令和3年)による。)
- ・各計測ポイントにおける平成27年から令和3年にかけての交通量の増減を見ると、主要地方道直方芦屋線の増加が最も大きく55.6%となっていますが、その他の道路の増減率はほぼ横ばいとなっています。

◆道路交通センサスにおける交通量の推移

調査地点		交通量(台)				増減率(%)		
		平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和3年度	平成17 ~22年度	平成22 ~27年度	平成27 ~令和3年度
国道3号	別府	32,906	32,278	29,238	29,259	-1.91	-9.42	0.07
国道495号	芦屋町芦屋字粟屋	13,809	13,093	17,521	17,232	-5.19	33.82	-1.65
直方芦屋線	中間市垣生	9,834	11,421	6,649	10,347	16.14	-41.78	55.62
〃	芦屋町芦屋字祇園町	5,790	5,585	7,442	7,362	-3.54	33.25	-1.07
宮田遠賀線	鞍手町木月	6,227	4,387	5,278	5,497	-29.55	20.31	4.15
浜口遠賀線	今古賀	9,778	9,481	12,661	12,504	-3.04	33.54	-1.24
黒山広渡線	尾崎	4,827	6,278	8,258	8,158	30.06	31.54	-1.21
岡垣遠賀線		4,733	8,513	11,434	11,300	79.86	34.31	-1.17

※昼間12時間自動車類交通量(上下合計)

出典:道路交通センサス(平成17年度、平成22年度)、全国道路・街路交通情勢調査(平成27年度、令和3年度)

(3) 駐車場

○駐車場は2カ所、合計126台収容

◆駐車場整備状況

名称	収容台数(台)
遠賀川駅東駐車場	12
新町駐車場	114

出典:遠賀町公式ホームページ

(4) 自転車駐車場(駐輪場)

○駐輪場は4カ所(うち、都市計画決定2カ所)が供用開始(1,545台)

◆駐輪場整備状況

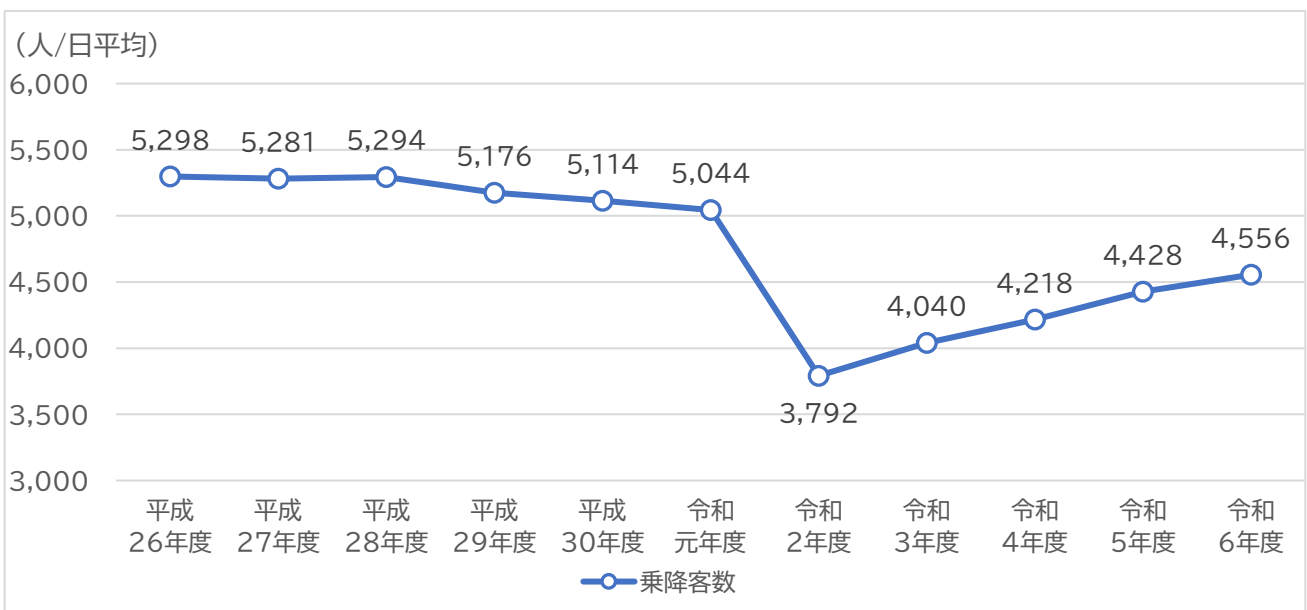
名称	収容台数(台)	整備状況	備考
遠賀町自転車駐車場(屋内駐輪場)	615	整備済	都市計画決定
遠賀川駅南口自転車駐車場	270	整備済	都市計画決定
駅東駐輪場	410	整備済	
駅西駐輪場	250	整備済	

出典:遠賀町公式ホームページ

(5) その他の交通施設

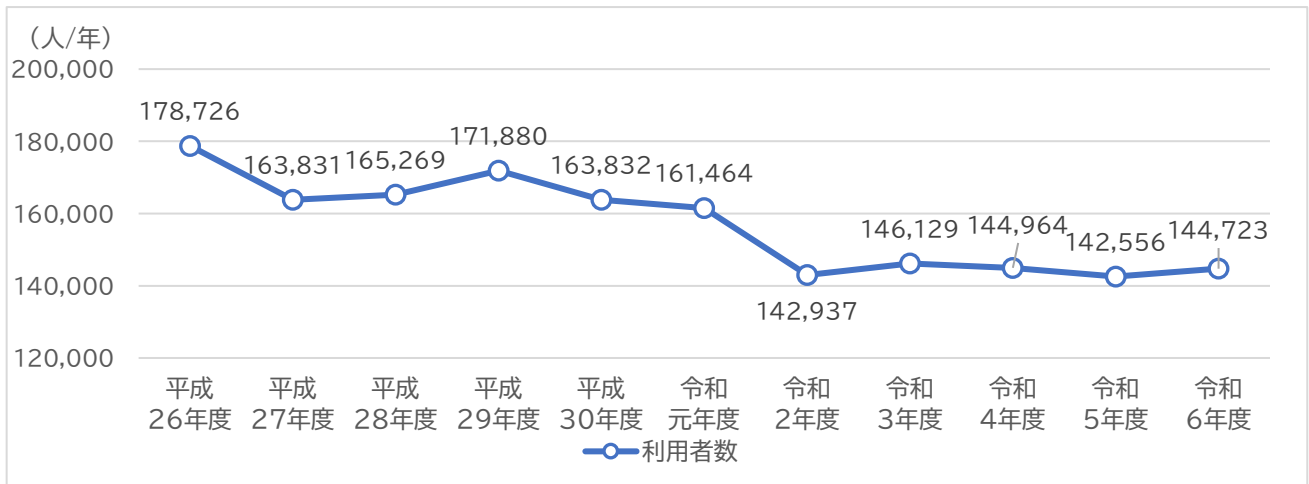
○鉄道、路線バス、コミュニティバスのいずれもコロナ禍で一旦減少したものの、近年は徐々に回復傾向

- ・JR遠賀川駅は町のほぼ中央に位置しており、町の玄関口として機能しています。
- ・JR遠賀川駅を利用する年間乗降客数は減少傾向で推移しており、平成26年度の5,298人/日から令和元年度にかけて5,044人/日まで減少しています。令和2年度はコロナ禍の影響により3,792人/日に減少しましたが、以降は回復傾向にあり、令和6年度は4,556人/日まで持ち直しています。
- ・JR遠賀川駅には民間路線バスが乗り入れており、JR遠賀川駅から鞍手町を經由して直方市を結ぶ「直方～鞍手～遠賀線」を西鉄バス筑豊が運行しています。路線バス利用者数は令和2年度に142,937人/年まで減少しましたが、令和2年度以降は横ばいで推移し、令和6年度には144,723人/年となっています。
- ・平成17年4月より運行されている遠賀町コミュニティバス利用者数は、平成26年度から令和元年度まで約9万人/年程度で緩やかに減少しています。令和2年度はコロナ禍の影響により利用者が大きく減少しましたが、令和6年度には86,982人/年まで持ち直しています。また、芦屋タウンバスも遠賀町コミュニティバスと同様に、コロナ禍の影響により利用者が減少しましたが、令和2年度以降は増加傾向となっています。



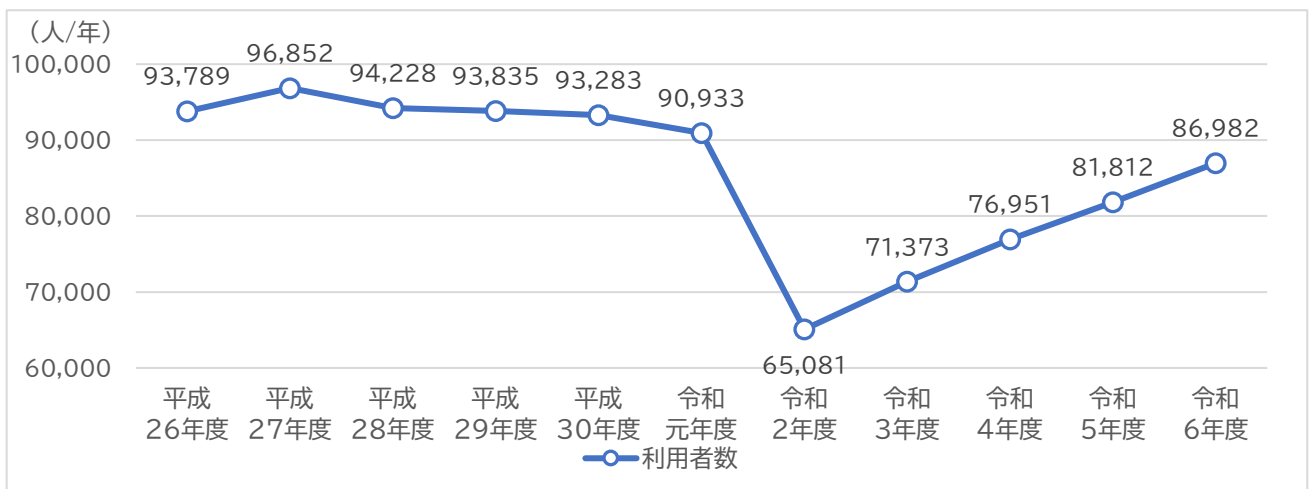
◆JR遠賀川駅乗降客数

出典：JR九州公表資料(駅別乗車人員)



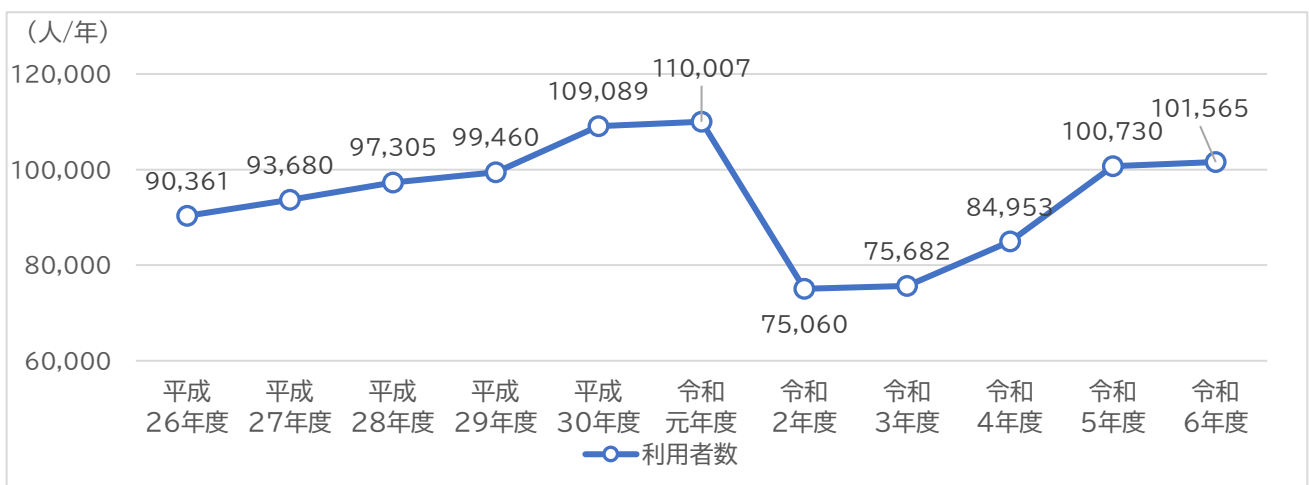
◆路線バス(直方～鞍手～遠賀線)利用者数

庁内資料



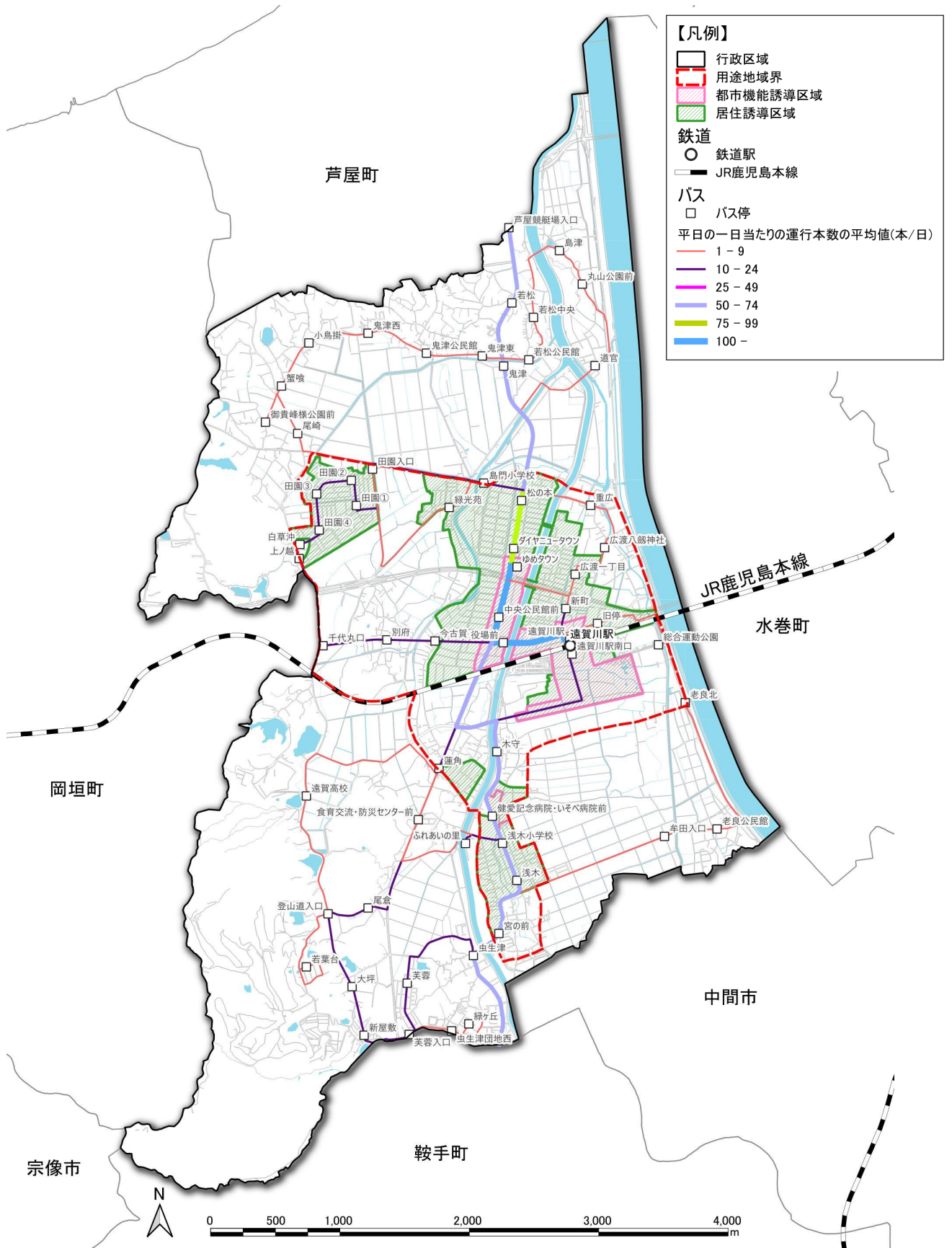
◆遠賀町コミュニティバス利用者数

庁内資料



◆芦屋タウンバス利用者数

出典:芦屋町地域公共交通活性化協議会資料



◆路線図

出典: 令和5年度都市計画基礎調査、遠賀町立地適正化計画より作成

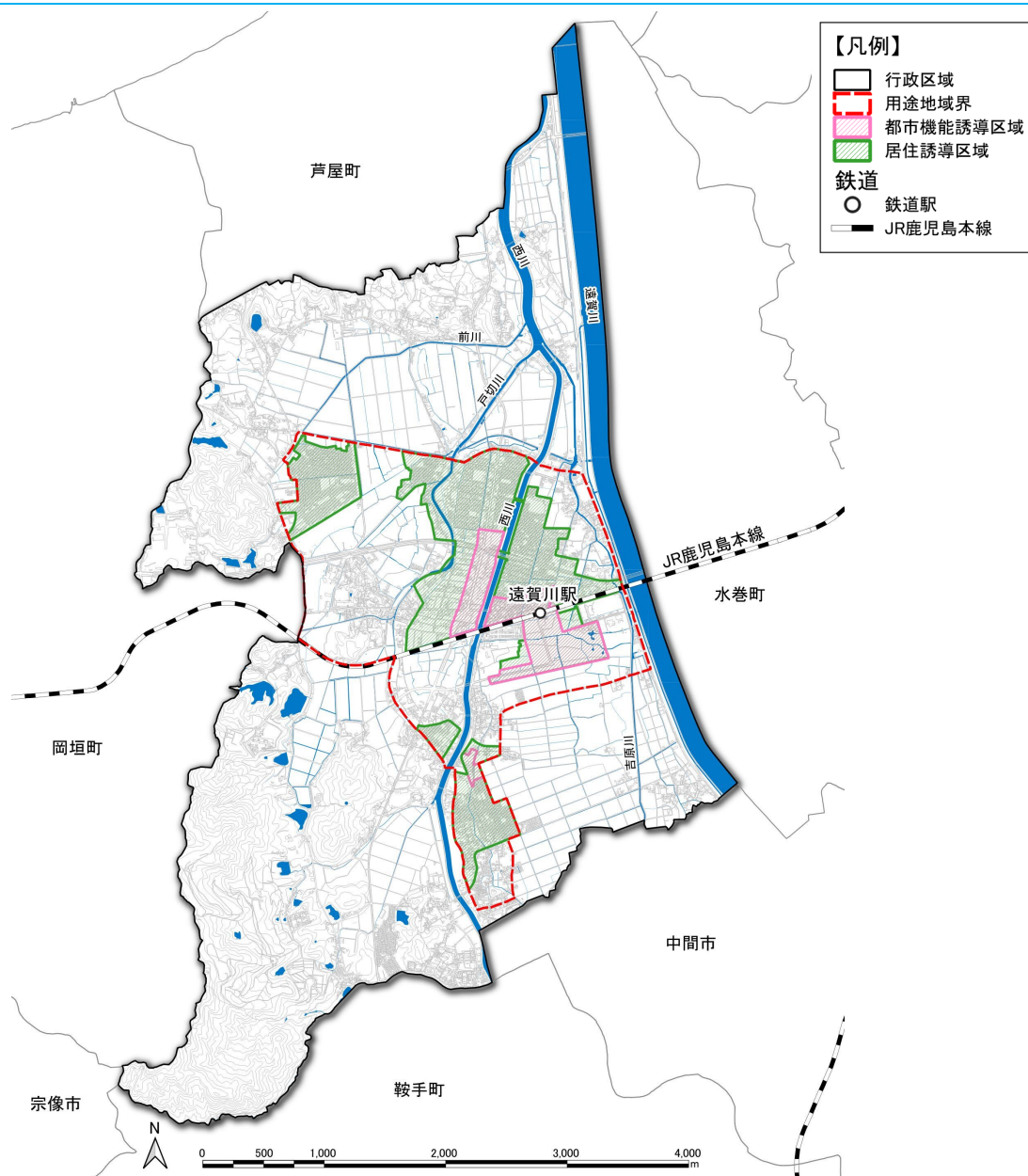
※誘導区域は令和7年6月見直し後の区域に加工

2.8.5 水と緑

(1) 河川等

○本町の東側に、遠賀川水系遠賀川及び左支川の西川(遠賀川水系)が町を縦断

- ・遠賀川水系は一級水系に指定されており、本町の区間は大臣管理区間となっています。
- ・西川は鹿児島本線鉄道橋(JR)のやや上流付近までが大臣管理区間となり、それより上流は県管理区間となります。
- ・県管理河川は、戸切川、吉原川、前川があり、西川に合流しています。



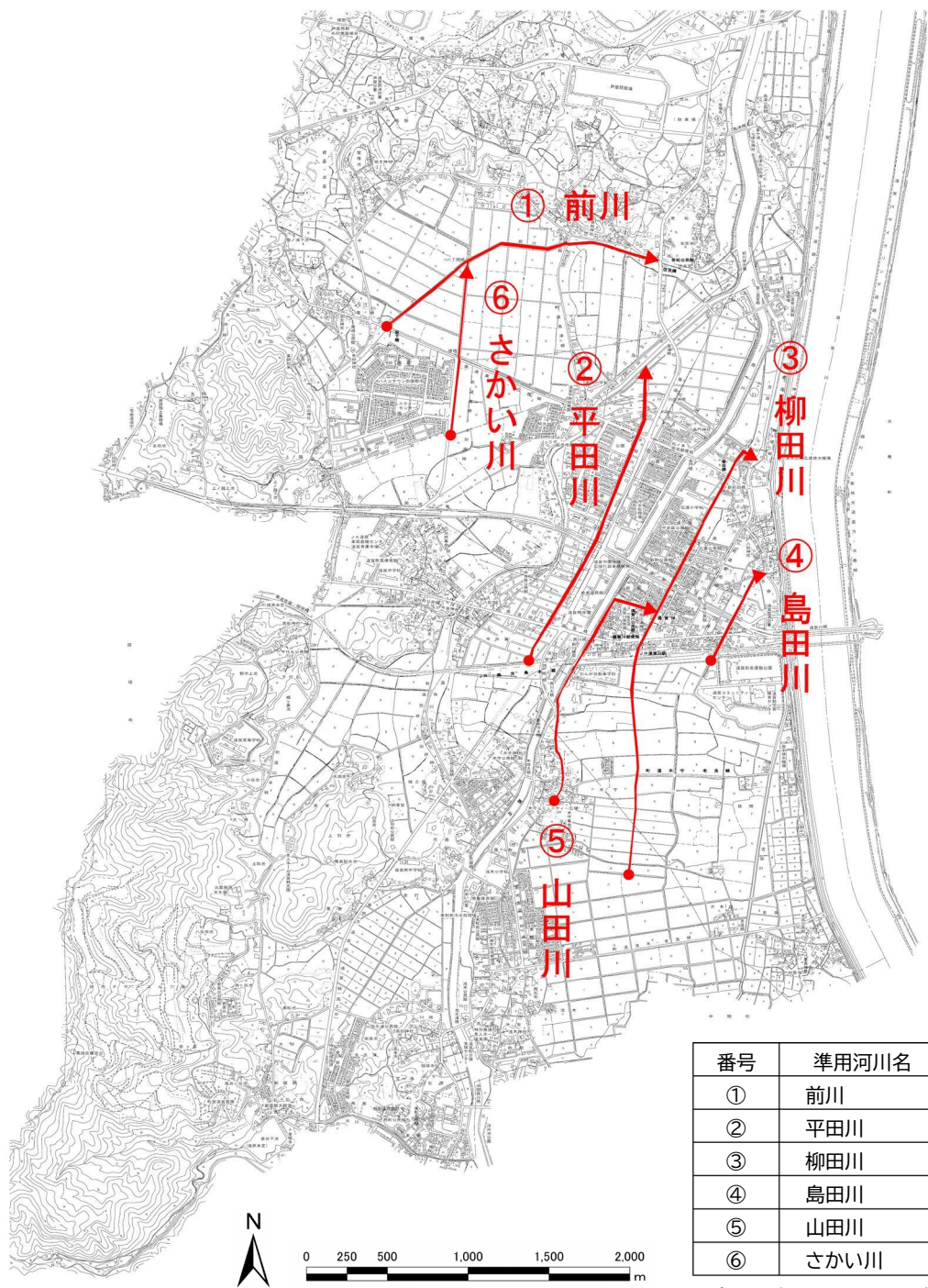
◆河川図

出典:令和5年度都市計画基礎調査、遠賀町立地適正化計画より作成

※誘導区域は令和7年6月見直し後の区域に加工

○町内には6つの準用河川が流下

- ・本町内には、前川、平田川、柳田川、島田川、山田川、さかい川があります。
- ・これらの河川は準用河川であり、本町管理となっています。



※令和5年4月30日現在

◆準用河川位置図

庁内資料

(2) 公園・緑地

〇62カ所の公園が町内に適切に配置(13.97㎡/人)

- ・本町には、62カ所の公園・広場が配置及び計画されています。その内9カ所が都市計画決定され、全て供用が開始されています。
- ・全体整備済面積は26.16haで、面積を人口(18,723人令和2年国勢調査)で割った町民1人当たりの整備面積は13.97㎡/人となっており、標準面積10.0㎡/人を満たしています。
- ・本町の公園で最も面積が広い公園は遠賀総合運動公園で13.96ha、次いで今古賀中央公園の1.08haとなります。
- ・公園は、用途地域内や集落付近に適正に配置されています。

◆公園現況

番号	公園名	種類	地区名	面積(㎡)	都市計画決定公園	番号	公園名	種類	地区名	面積(㎡)	都市計画決定公園
1	島津峯ヶ浦池公園	近隣	島津	4,357.00		32	八手町第2公園	街区		163.00	
2	若松公園	街区	若松	2,352.00		33	広渡コミュニティ広場	街区	広渡	669.00	
3	鬼津公園	街区	鬼津	1,143.00		34	中牟田公園	街区		1,048.00	○
4	田屋ノ下第2公園	街区	尾崎	108.00		35	江通公園	街区		2,046.00	
5	田屋ノ下公園	街区	田園北	1,210.00		36	八剣公園	街区		2,049.00	
6	田園中央公園	近隣		7,143.83		37	遠賀総合運動公園	運動		139,572.57	○
7	白草沖第1公園	街区	田園南	1,154.34		38	芝原公園	街区	木守	213.00	
8	白草沖第2公園	街区		1,027.00		39	寺丁田公園	街区		275.00	
9	松の本公園	街区	松の本	781.00		40	木守コミュニティ広場	街区		4,222.00	
10	水辺公園	街区		545.16		41	蓮角公園	街区	上別府	1,358.00	
11	平田公園	街区		1,218.00		42	若葉台公園	街区	若葉台	305.00	
12	松の本第1公園	街区		2,034.00		43	松ヶ崎公園	街区	東和苑	1,028.00	
13	松の本第2公園	街区		2,850.81		44	黒狭公園	街区		1,117.00	
14	地蔵下公園	街区	2,248.00		45	儀王公園	街区	1,956.00			
15	松の本運動公園	近隣		8,152.00		46	宮ノ前公園	街区	浅木	182.00	
16	野中公園	街区	別府	166.00		47	浅木コミュニティ広場	街区		351.80	
17	高瀬第2公園	街区		222.00		48	松ヶ崎第2公園	街区		376.00	
18	別府日焼公園	街区		264.00		49	ふれあい広場公園	近隣		5,624.00	
19	下中牟田公園	街区		1,330.80		50	西川公園	近隣		7,379.62	
20	別府公園	街区		1,707.00	○	51	浅木公園	街区	3,592.57		
21	高瀬第1公園	街区		2,261.00		52	老良コミュニティ広場	街区	老良	1,821.00	
22	今古賀中央公園	近隣	今古賀	10,750.70	○	53	八丁公園	街区	虫生津	187.00	
23	塔ノ元第2公園	街区		2,154.00	○	54	虫生津コミュニティ広場	街区		437.00	
24	塔ノ元第1公園	街区		1,500.35	○	55	霊園中央広場公園	街区		4,386.01	
25	砂田公園	街区	1,878.98	○	56	霊園芝生広場公園	街区	3,302.45			
26	新川公園	街区	遠賀川	1,653.00	○	57	霊園2期公園	街区		1,159.09	
27	観ノ目公園	街区	旧停	2,394.00	○	58	虫生津運動公園	近隣		5,308.49	
28	新町南公園	街区	新町	2,721.82		59	池ノ上公園	街区	緑ヶ丘	350.00	
29	新町北公園	街区		2,600.05		60	塘ノ下公園	街区		294.00	
30	井手口公園	街区	中央	610.00		61	半田ヶ崎公園	街区	芙蓉	733.00	
31	八手町公園	街区		859.00		62	半田ヶ崎運動公園	街区		682.00	
合計										261,584.44	9

庁内資料



◆都市計画公園位置図

出典:令和5年度都市計画基礎調査、遠賀町立地適正化計画より作成

※誘導区域は令和7年6月見直し後の区域に加工

※図中の番号は前頁の公園番号

2.8.6 上下水道

(1) 上水道

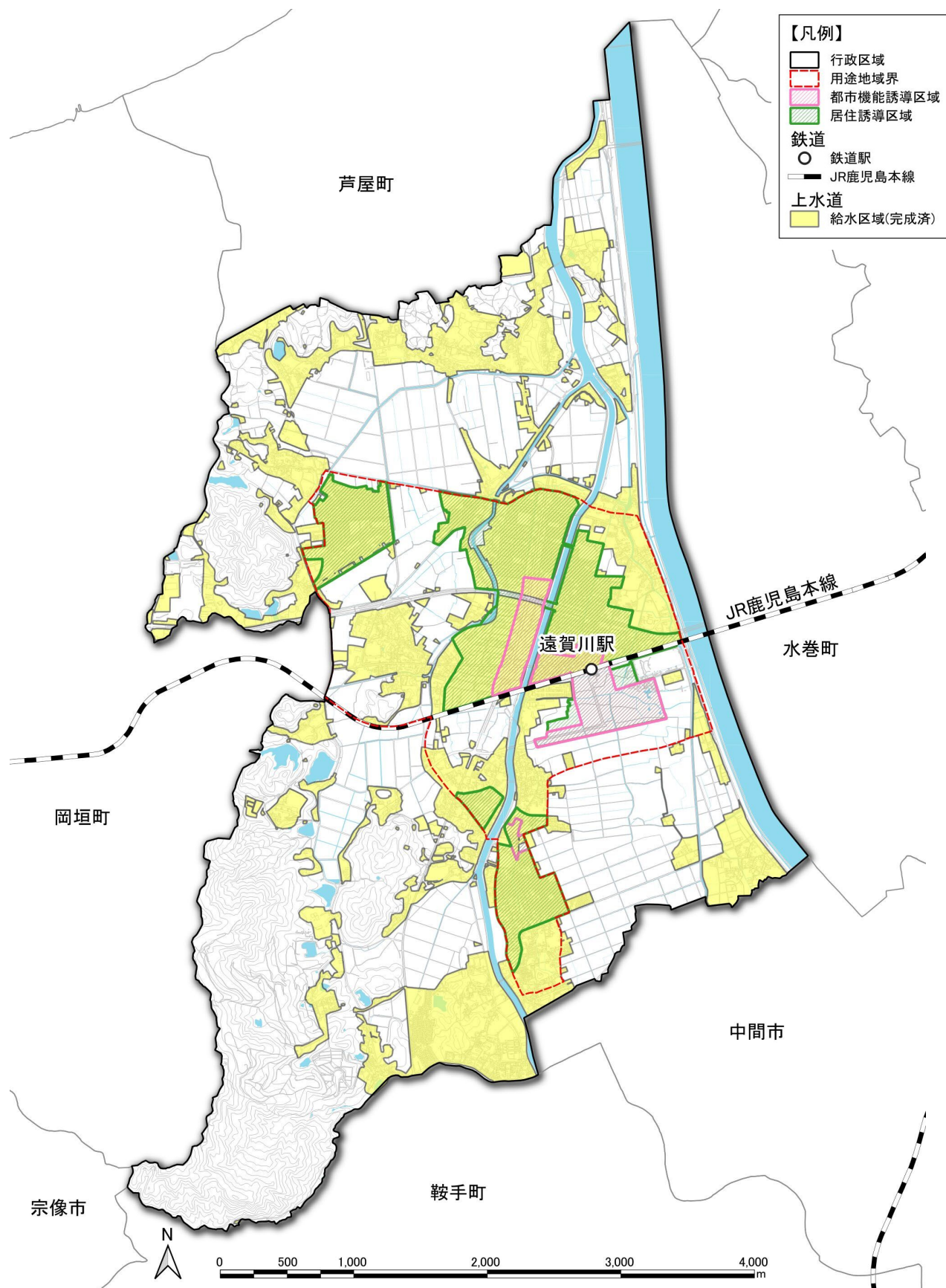
○普及人口は19,013人(令和5年度)であり、町のほぼ全域をカバー

- ・本町の上水道は、中間市の浮州池を水源とし、西部浄水場より尾倉配水池及び尾崎配水池を經由して給水されています。
- ・将来の人口増加に対応していくために、北九州市水道局との協議により、福北導水からの分水を確保しています。

◆上水道給水人口(令和5年度)

名称	項目	人数
上水道等	給水人口	19,013人

中間市資料



◆上水道整備状況図

出典:令和5年度都市計画基礎調査、遠賀町立地適正化計画より作成

※誘導区域は令和7年6月見直し後の区域に加工

(2) 下水道

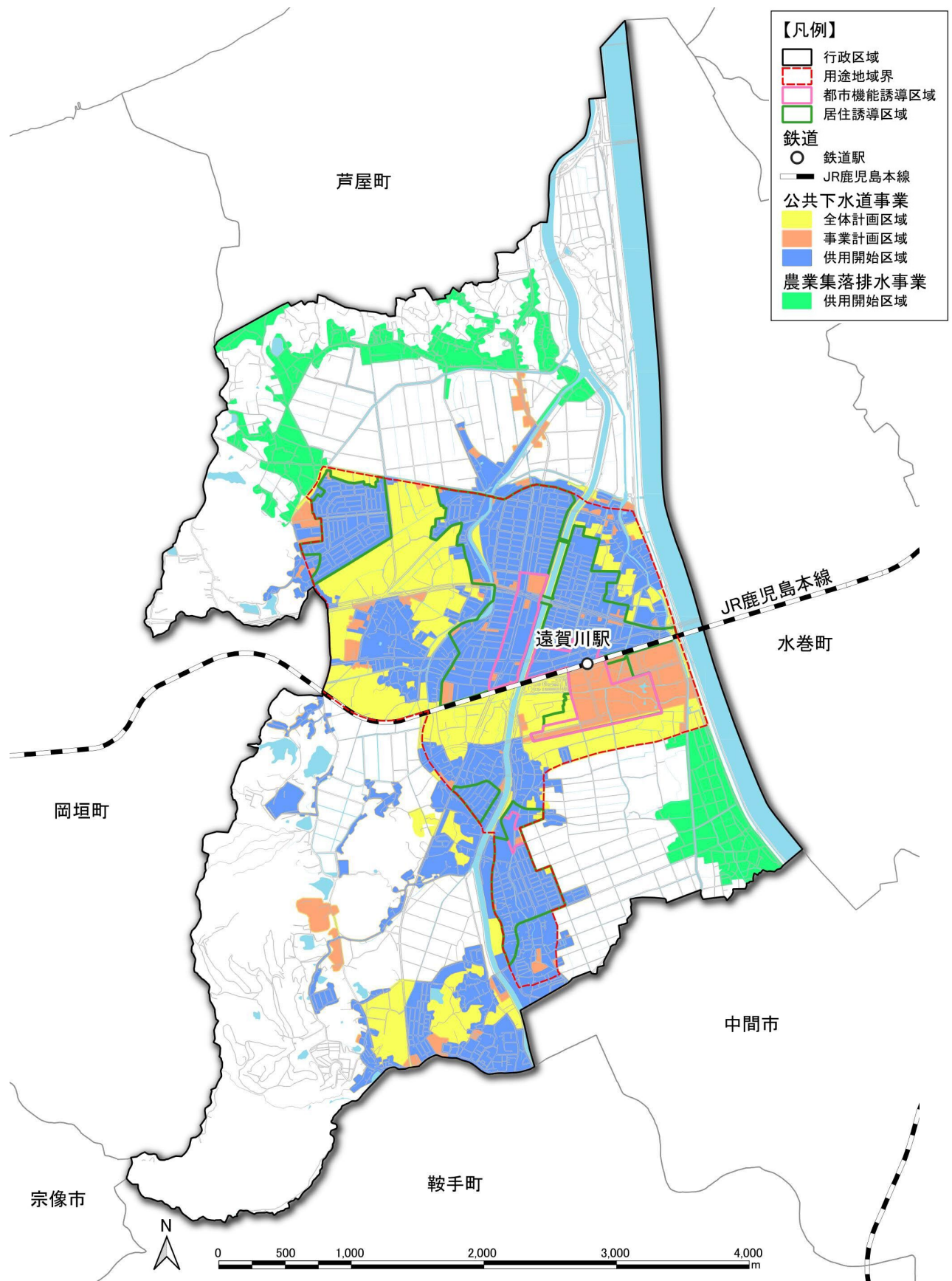
○供用開始区域の人口は 17,805 人であり、人口 18,856 人の 94.4%をカバー(人口は、遠賀町住民登録人口・世帯数調 令和 7 年 3 月 31 日現在)

- ・遠賀町では、汚水と雨水を別々の下水管で排除する「分流式」を採用しています。
- ・汚水は、汚水管を通過して浄化センターに集められ、微生物等を使ってきれいな水にしてから川や海に放流されます。
- ・雨水は、家庭の排水溝や側溝から雨水管きよを通過してそのまま川や海に流れていきます。
- ・供用開始区域の整備人口は公共下水道事業 16,193 人、農業集落排水事業1,612人(いずれも令和 7 年 3 月 31 日現在)となっています。

◆下水道整備状況(令和 7 年 3 月 31 日現在)

事業	区域	面積	人口
公共下水道事業	全体計画区域	864ha(計画)	17,900 人(計画人口)
	事業計画区域	603ha(計画)	17,850 人(計画人口)
	供用開始区域	410ha(整備済)	16,193 人(整備人口)
農業集落排水事業	供用開始区域	101ha(整備済)	1,612 人(整備人口)

庁内資料



◆下水道整備状況図(令和6年度末)

※誘導区域は令和7年6月見直し後の区域に加工
庁内資料

2.8.7 その他都市施設(火葬場)

○平成26年より、火葬施設「天生園」を供用開始

・老朽化した火葬施設「天生園」(昭和 48 年供用開始、遠賀・中間地域広域行政事務組合)の建替えを進め、新たに平成 26 年から供用を開始しています。



◆火葬施設「天生園」

◆火葬場都市計画決定状況

施設名称	都市計画決定面積	供用開始年	建物延床面積
火葬施設「天生園」	2.4ha	平成 26 年	3,046 m ²

出典：遠賀・中間地域広域行政事務組合資料

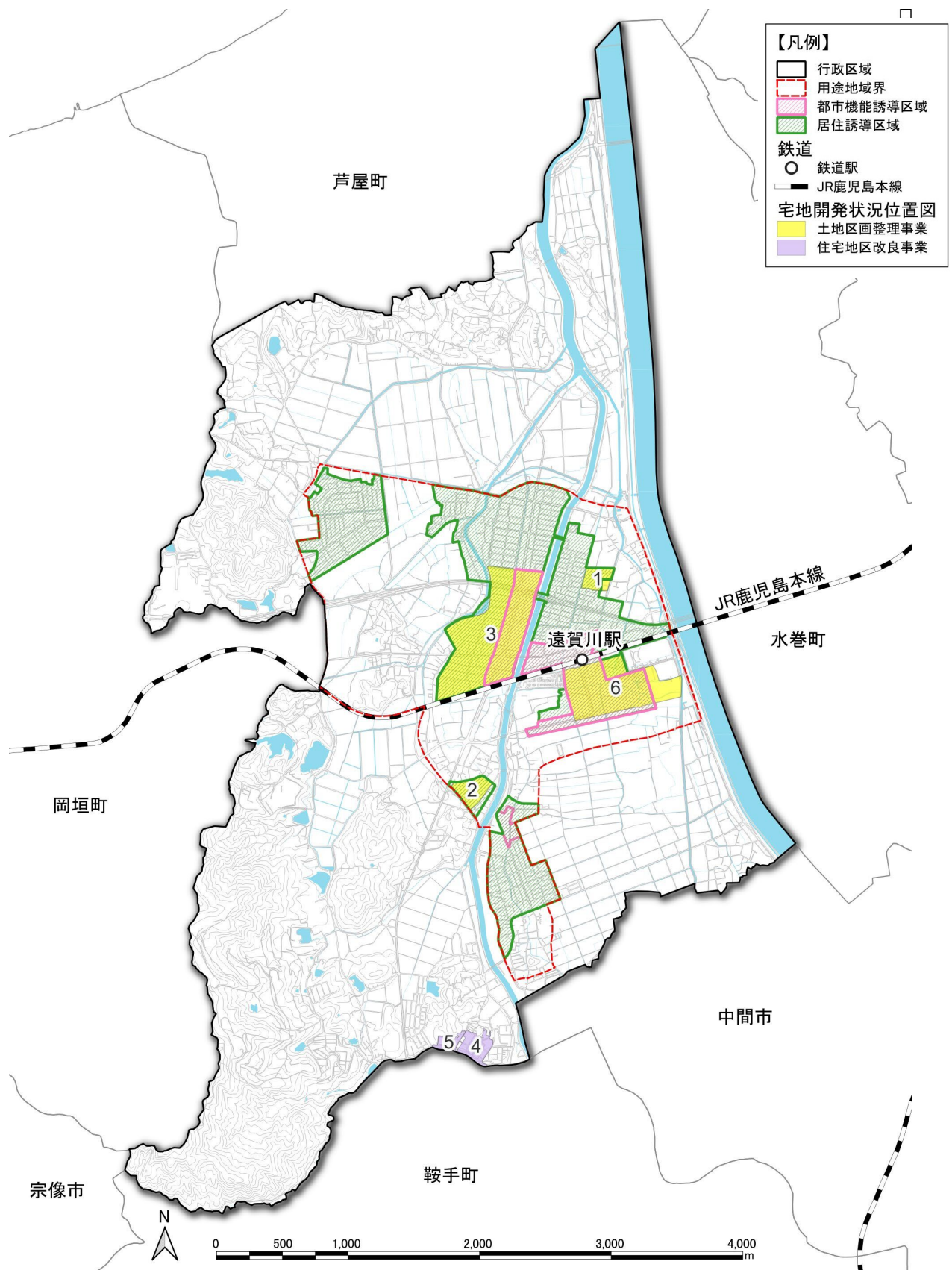
2.9 市街地開発事業等

○宅地開発・市街地開発事業は 6 力所で実施(うち、5 力所整備済)

◆市街地開発事業(令和 5 年 3 月 31 日現在)

図面 対象 番号	決定年月日	市街地開発 事業名称	進捗状況			事業期間	備考
			計画 (ha)	事業中 (ha)	整備済 (ha)		
1	昭和48年 12月1日	中牟田第一土地区 画整理事業	3.4	—	3.4	昭和48年～ 昭和53年	中牟田第一土地区画 整理組合(事業主体)
2	昭和54年 4月28日	蓮角土地区画整理 事業	4.5	—	4.5	昭和54年～ 昭和55年	蓮角土地区画 整理組合(事業主体)
3	昭和56年 2月14日	今古賀土地区画整 理事業	43.7	—	43.7	昭和56年～ 平成11年	今古賀土地区画 整理組合(事業主体)
4	平成5年 4月13日	虫生津地区住宅地 区改良事業	4.3	—	4.3	平成5年4月13日～ 平成14年3月31日	遠賀町
5	平成14年 4月1日	住宅地区改良事業 等(緑ヶ丘西部地 区)	0.7	—	0.7	平成14年4月1日～ 平成18年3月31日	遠賀町
6	令和4年 5月27日	遠賀町遠賀川駅南 土地区画整理事業	27.7	27.7	—	令和4年～ 令和12年(予定)	遠賀町遠賀川駅南土 地区画整理組合(事業 主体)

出典:令和5年度都市計画基礎調査



◆宅地開発状況位置図

出典:令和5年度都市計画基礎調査、遠賀町立地適正化計画より作成

※誘導区域は令和7年6月見直し後の区域に加工

※図中の番号は前頁の市街地開発事業の番号

【遠賀町遠賀川駅南土地区画整理事業の概要】

- ・本地区は、遠賀町の都市計画マスタープランにおいて中心拠点と位置づけられており、土地利用促進のため都市計画道路老良上別府線と駅南線の幹線道路の整備、駅の南北をつなぐ自由通路、駅南広場及び遠賀川駅南口自転車駐車が整備されています。
- ・本事業は、公共交通及び道路交通の利便性を活かした市街地の造成を行うことにより、遠賀町の定住拠点地区の形成を図ることを目的としています。

○区画面積：約 27.7ha(公共用地 14.0ha(道路 6.2ha、公園 7.5ha、水路 0.3ha) 宅地 13.7ha(住宅地 9.7ha、商業地 3.0ha、複合住宅 1.0ha))

○事業施行期間：令和 4 年 5 月 13 日～令和 13 年 3 月 31 日

○人口計画：計画世帯数753世帯、計画人口約 1,700 人



◆遠賀町遠賀川駅南土地区画整理事業の将来イメージ

出典：遠賀町ホームページ「駅のみなみに”まち”ができます」

2.10 環境問題への対応

遠賀町の環境評価

○成果指標(11件)のうち、達成状況は約4割(4件)(令和2年度)

- ・第1次遠賀町環境基本計画(中間見直し)における成果指標(11件)のうち、達成状況は約4割(4件)(令和2年度)となっています。
- ・目標の達成ができていない項目は、「住民1人1日当たりのごみ排出量」「生ごみ自己処理件数」「エネルギー消費量」「事業者の環境マネジメントシステム取得数」となります。

◆成果指標の達成状況

成果指標	目標値 (目標年)	現況値※1	達成状況
自然観察会等の開催回数	4回/年 (令和3年度)	3回/年 (令和元年度)	×
蟹喰池のオニバスの開花数※4	50 (令和3年度)	0 (令和2年度)	×
住民1人1日当たりのごみ排出量	871g/人・日 (令和2年度)	858g/人・日 (令和2年度)	○
ごみの資源化率	25% (令和2年度)	19.10% (令和2年度)	×
生ごみ自己処理件数 (電動生ごみ処理機補助累積件数及びダンボールコンポスト補助累積件数)	累積1,300件 (令和3年度)	累積1,309件 (令和3年10月末)	○
公共施設のエネルギー消費量 (比較する対象施設が大きく変わっているため比較が困難となった)	28,581,430MJ※2の 10%減 (平成29年度)	16,263,039MJ※2 43%減 (令和2年度)	—
エネルギー消費量	2,223,741GJ※2 の5%減 (令和3年度)	1,697,051GJ※2 24%減 (平成30年度)	○
公用車への低公害車※3の導入台数	4台 (令和3年度)	2台 (令和2年度)	×
環境学習講座等の実施開催団体数	累積25団体 (令和3年度)	累積18団体 (令和2年度)	×
事業者の環境マネジメントシステム取得数	累積15社 (令和3年度)	累積18社 (令和2年度)	○
社員への環境教育に取り組む事業者の割合	42.3% (令和3年度)	14.20% (令和2年度)	×

※1:第2次遠賀町環境基本計画策定時で把握できる実績値

※2: MJ(メガジュール)GJ(ギガジュール):熱量・エネルギー量を示す単位の一つ。1MJは3ℓ(3kg)の水の温度を80℃上昇させる熱量で、1GJ=1,000MJを示す。

※3:低公害車とは、窒素酸化物(NOx)や粒子状物質(PM)等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃料性能が優れている等の環境性能に優れた自動車のこと。遠賀町環境基本計画では「電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、水素自動車の普及促進を進めます。」としています。

出典:第2次遠賀町環境基本計画

※4:天然記念物のオニバスの自生地(蟹喰池)の減少が懸念

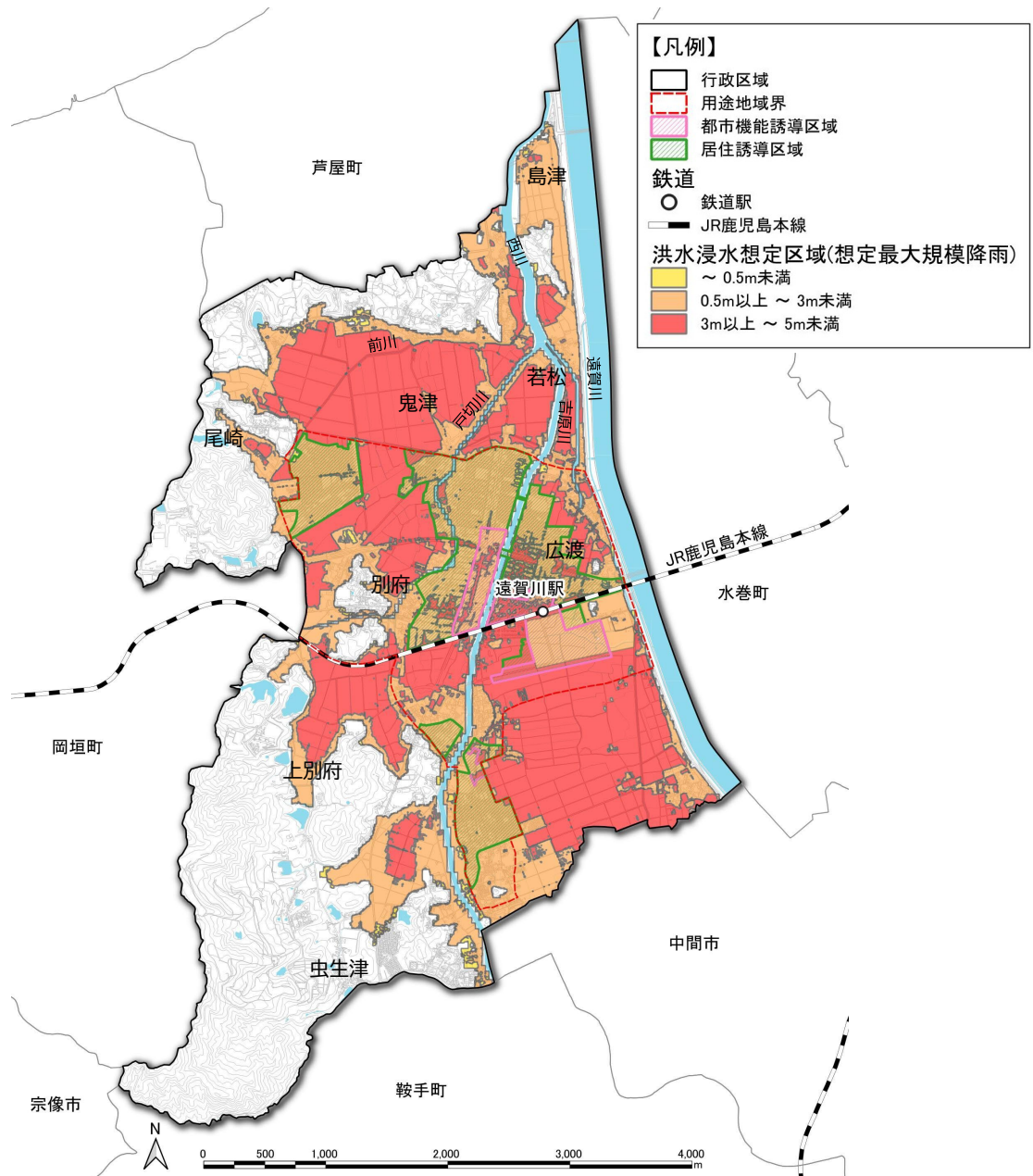
出典:RED DATA BOOK FUKUOKA(福岡県の希少野生生物 HP)

2.11 防災

2.11.1 水害

(1) 洪水浸水想定区域(想定最大規模降雨)

○浸水深 3.0m～5.0m 未満の区域(想定最大規模降雨)が、用途地域内をはじめ、町内に広く想定
・遠賀川、西川等の遠賀川水系河岸一帯において、2 階まで浸水が想定される浸水深 3.0m～ 5.0m 未満の区域(想定最大規模降雨)が想定されています。



◆洪水浸水想定区域(想定最大規模降雨)

出典：令和 5 年度都市計画基礎調査、遠賀町立地適正化計画防災指針より作成

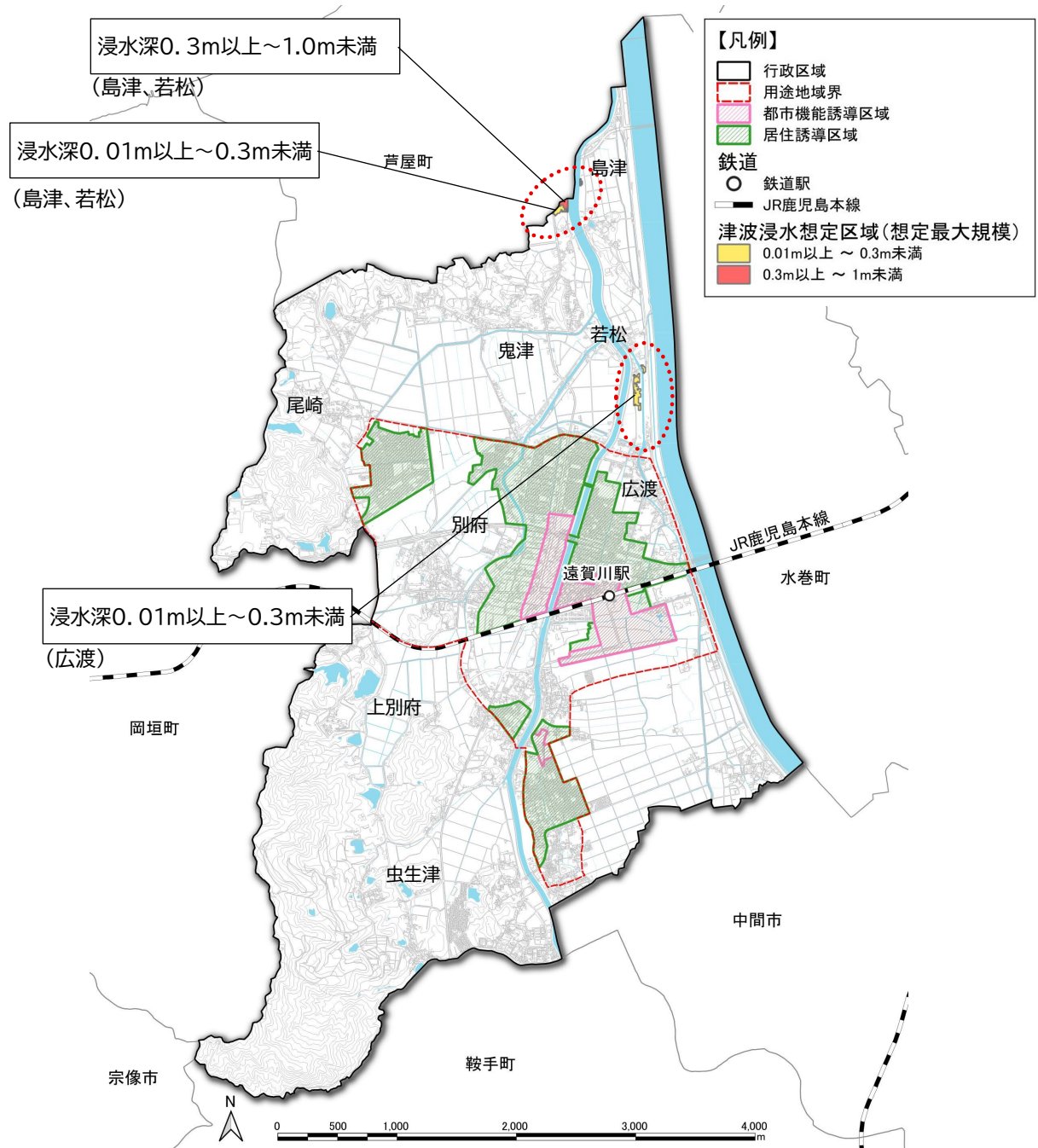
※誘導区域は令和 7 年 6 月見直し後の区域に加工

※洪水浸水想定区域(想定最大規模降雨)は遠賀町遠賀川駅南土地区画整理事業の造成高(令和 7 年 12 月時点)を考慮し加工

(2) 津波浸水想定区域(想定最大規模)

○島津、若松の一部で 1.0m 未満の浸水深が想定

・広渡の一部で 0.01m 以上～0.3m 未満の浸水深、島津、若松の一部で 0.01m 以上～0.3m 未満と 0.3m～1.0m 未満の浸水深が想定されています。



◆津波浸水想定区域(想定最大規模)

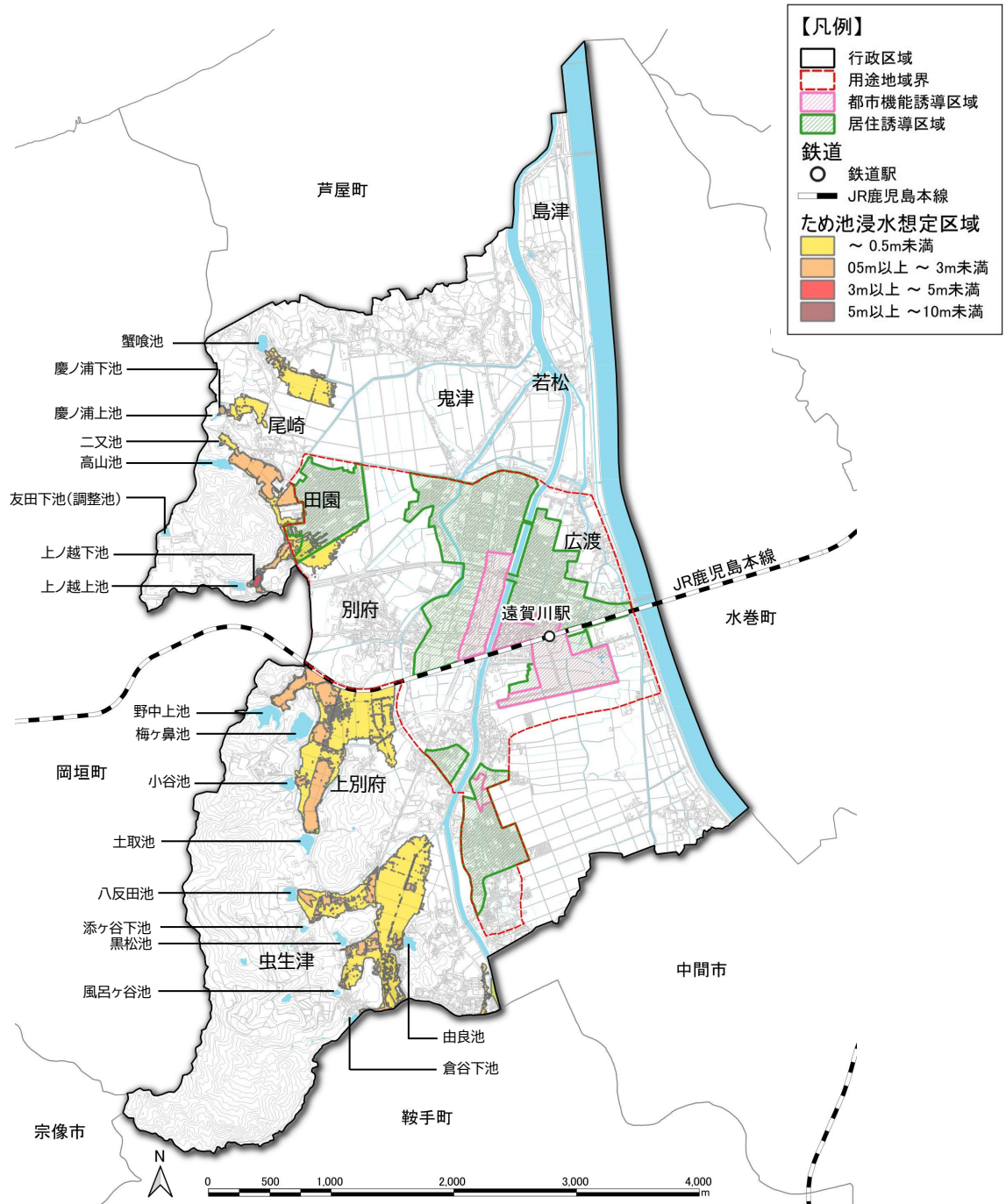
出典: 令和 5 年度都市計画基礎調査、遠賀町立地適正化計画より作成

※誘導区域は令和 7 年 6 月見直し後の区域に加工

(4) ため池浸水

○田園の南西部の一部で 3.0m以上～5.0m未満の浸水深が想定

- ・用途地域内では田園の一部で 0.5m以上～3.0m未満の浸水深の区域が想定されています。
- ・尾崎、別府、上別府、虫生津の一部で 0.5m以上～3.0m未満の浸水深の区域が想定されています。



◆ため池浸水想定区域

出典: 令和 5 年度都市計画基礎調査、遠賀町立地適正化計画より作成

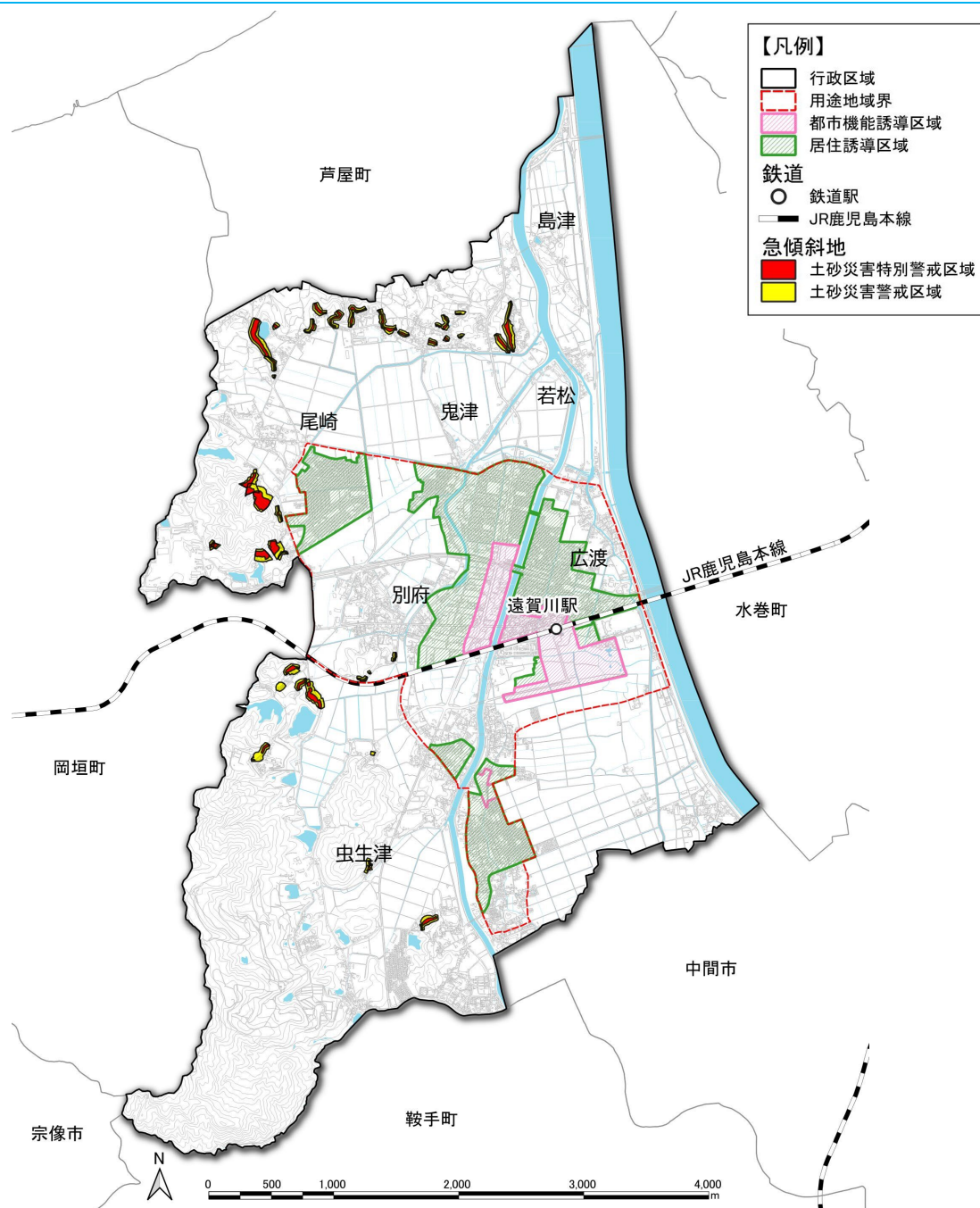
※誘導区域は令和 7 年 6 月見直し後の区域に加工

2.11.2 土砂災害

(1) 急傾斜地(土砂災害防止法)

○用途地域内外における山麓部に土砂災害(特別)警戒区域(急傾斜地)が立地

- ・用途地域内では、別府の一部に土砂災害(特別)警戒区域(急傾斜地)が存在します。
- ・用途地域外では周辺の若松、鬼津、尾崎、別府、虫生津の一部に土砂災害(特別)警戒区域(急傾斜地)が点在しています。



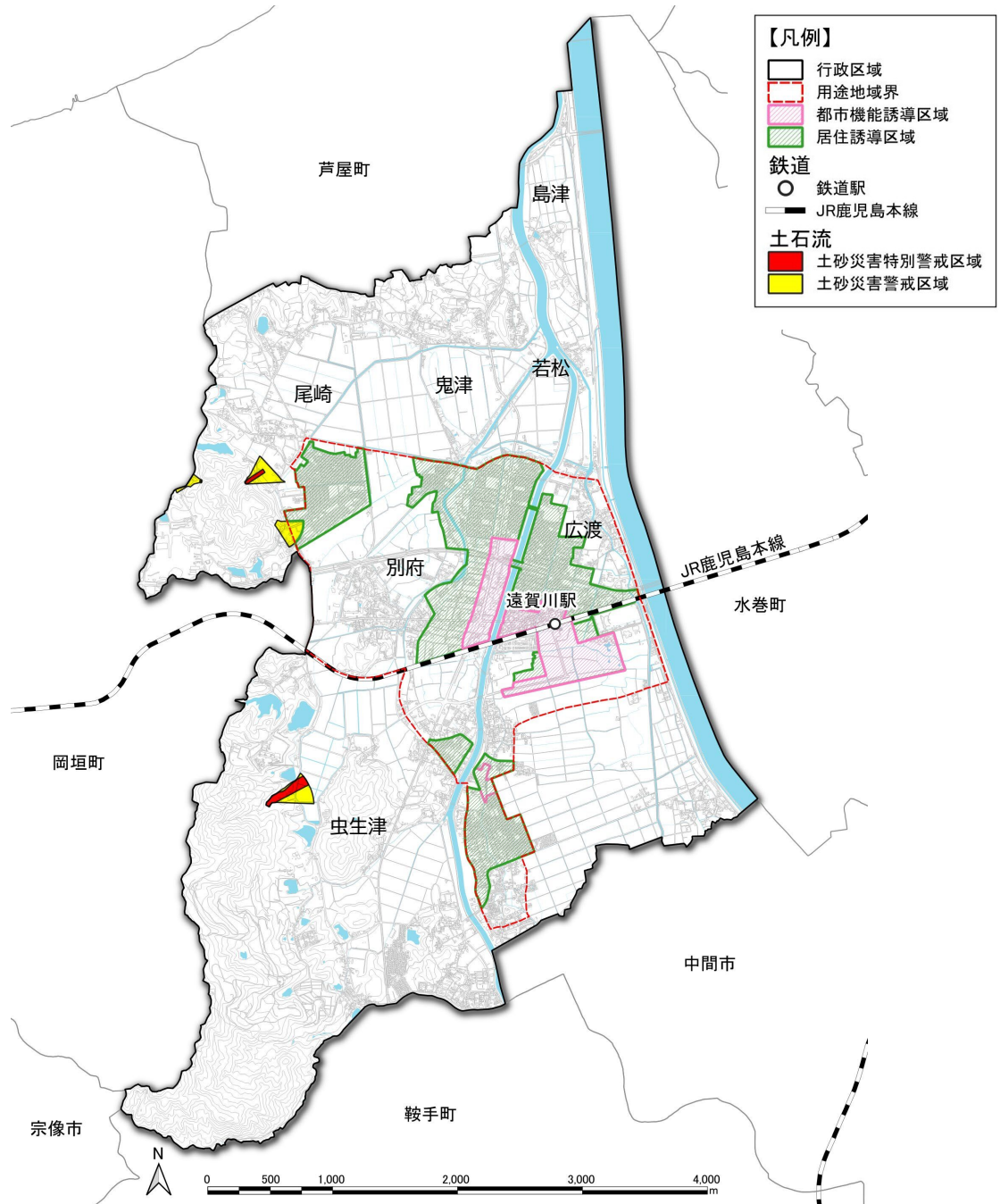
◆土砂災害(特別)警戒区域(急傾斜地)

出典:令和5年度都市計画基礎調査、遠賀町立地適正化計画より作成
※誘導区域は令和7年6月見直し後の区域に加工

(2) 土石流(土砂災害防止法)

○用途地域内外における山麓部に土砂災害(特別)警戒区域(土石流)が立地

- ・用途地域内では、田園の一部に土砂災害警戒区域(土石流)が存在します。
- ・用途地域外では尾崎、虫生津の一部に土砂災害(特別)警戒区域(土石流)が存在しています。



◆土砂災害(特別)警戒区域(土石流)

出典:令和5年度都市計画基礎調査、遠賀町立地適正化計画より作成

※誘導区域は令和7年6月見直し後の区域に加工

(3) 急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)

○急傾斜地崩壊危険区域が2カ所指定

・千代丸、高家付近に指定されていますが、改良済となっています。

◆急傾斜地崩壊危険区域指定一覧表

区域名	概ねの位置	指定年月	告示番号	適用
千代丸	遠賀町大字別府	平成10年12月16日	第2057号	改良済
高家	遠賀町大字上別府字高家	平成11年10月29日	第1756号	改良済

出典:遠賀町地域防災計画(資料編)(令和6年3月)

(4) 土砂災害警戒区域等の新たな指定に向けた調査箇所の公表(土砂災害防止法)

○調査予定箇所の公表

- ・全国的に、土砂災害警戒区域が指定されていない箇所においても、土砂災害が発生している状況を踏まえ、令和2年度に国は、従来の地形図では抽出困難な箇所への対応を行うため、基本指針に高精度地形図による抽出精度の向上を図る内容を追加しました。この変更を受けて、福岡県では令和3年度から4年度にかけて、高精度地形図を航空測量によって作成しています。この高精度地形図を用い、令和5年度に新たに区域指定のための調査を行う箇所の抽出を行っています。
- ・県は令和6年度から、抽出した箇所の現地調査に着手し、順次、土砂災害警戒区域等を指定することとしています。
- ・調査箇所については、今後の避難の際の参考となるよう、令和6年5月24日から福岡県砂防課ホームページで公表されています。

2.12 町民アンケートの分析・検証

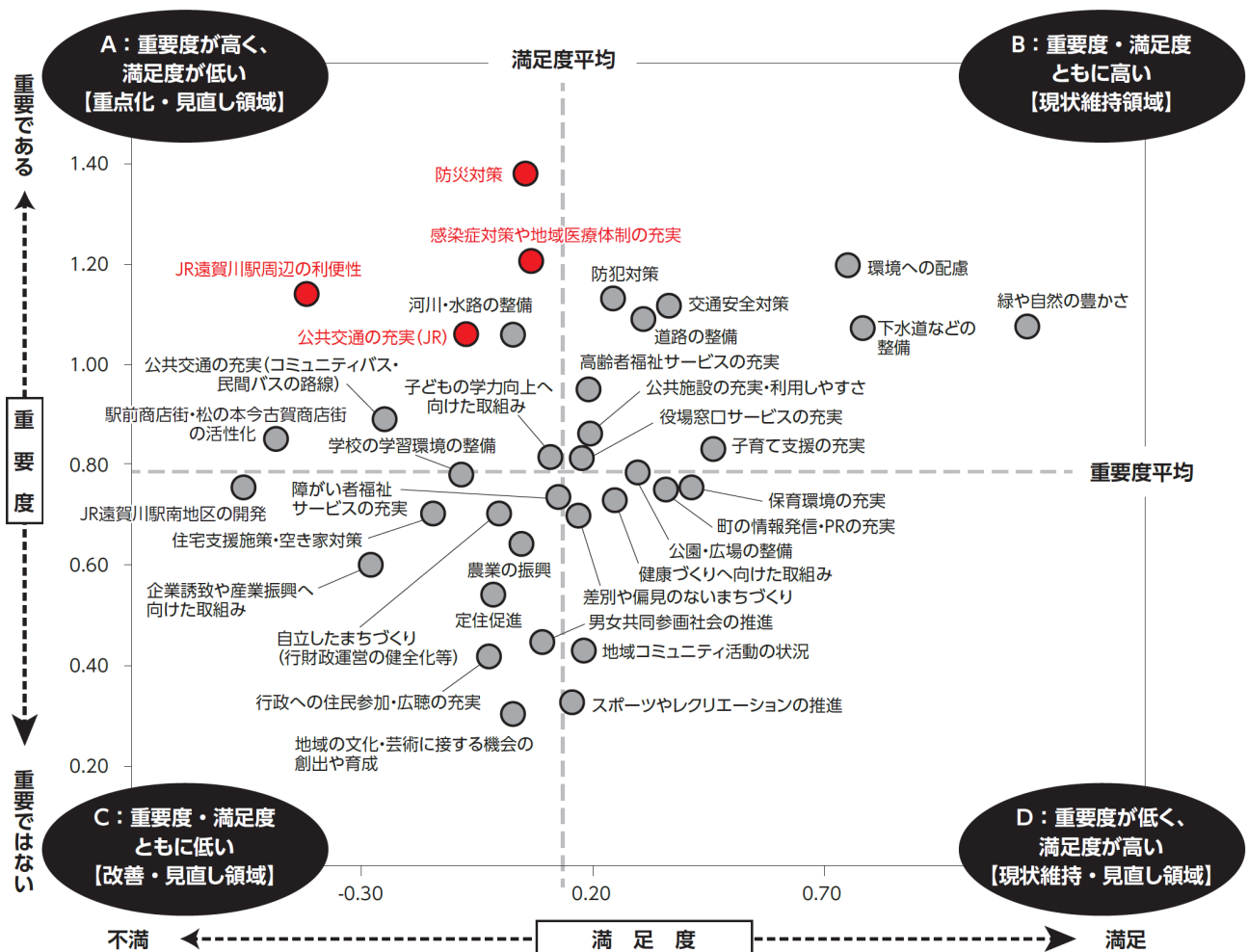
2.12.1 優先すべきまちづくりについて

第6次遠賀町総合計画(令和4年3月)における町民アンケートに基づく、まちづくりの満足度・重要度についての町民意向の分析を以下に示します。

○重要度(高い↑) 満足度(低い↓)

→「防災対策」「感染症対策や地域医療体制の充実」「JR遠賀川駅周辺の利便性」「公共交通の充実(JR)」

・まちづくりにおいて、重要度が高いものの、満足度が低いことから、「防災対策」「感染症対策や地域医療体制の充実」「JR遠賀川駅周辺の利便性」「公共交通の充実(JR)」等について、優先的な取組が求められています。



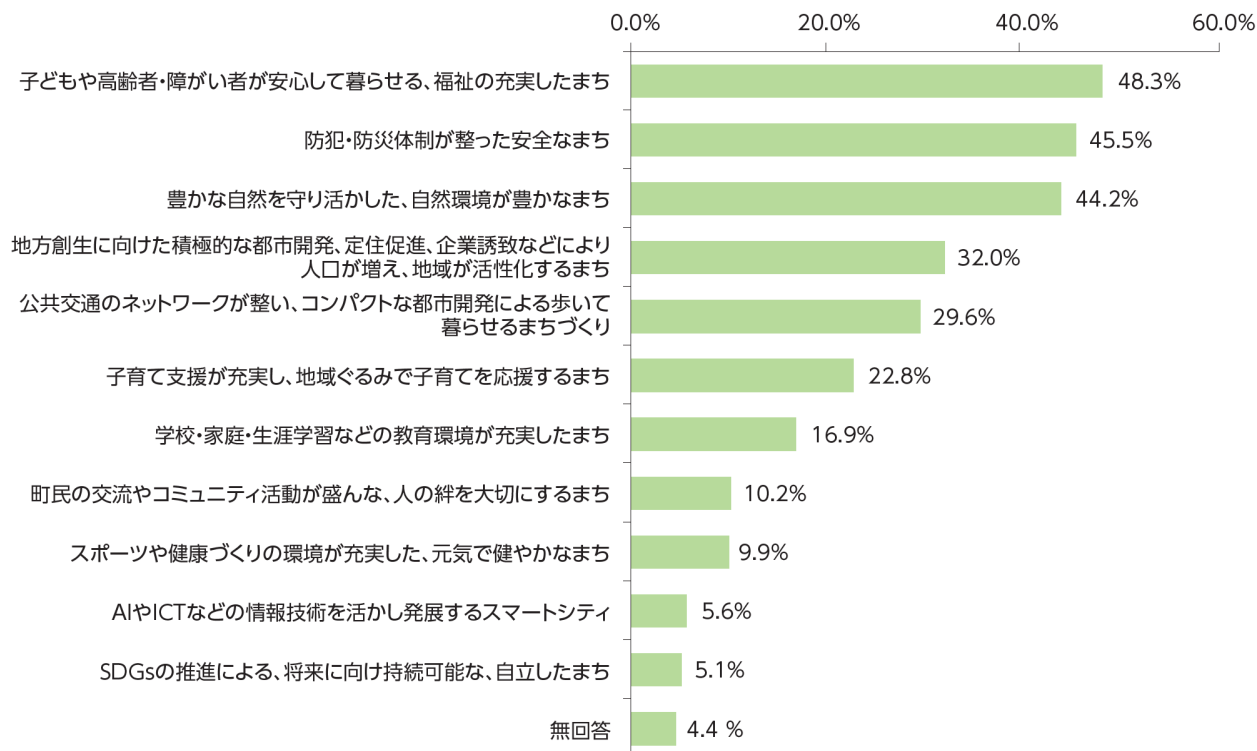
◆まちづくりの満足度と重要度の平均値の相関図

出典:第6次遠賀町総合計画

2.12.2 まちづくりの目指す将来像

○目指すべき将来像は、「安心・安全な暮らし」「子育て応援」「自然の豊かさ」(キーワード)

・まちづくりの目指すべき将来像については、「子どもや高齢者・障がい者が安心して暮らせる、福祉の充実したまち」が 48.3%と最も高く、次いで、「防犯・防災体制が整った安全なまち」「豊かな自然を守り活かした、自然環境が豊かなまち」が高くなっています。



◆今後、遠賀町のまちづくりを進めていくにあたり、
目指すべき将来像として、適切と思うものはどれですか

出典：第6次遠賀町総合計画

2.13 現況と課題の整理

2.13.1 まちづくりの現況のまとめ

◆まちづくりの現況のまとめ

項目	現況のまとめ
町の概要	○北九州市近郊の農村のゆとりと都市の活力をあわせ持つ生活都市の実現
人口	○緩やかな人口減少傾向、特に用途地域外の減少は顕著
人口密度	○町の周辺部は人口減少の傾向、一方、JR遠賀川駅前周辺の市街地付近の人口は増加傾向
世帯数	○世帯数は増加傾向にあるが、核家族化の進行はにびりつつある ○平均世帯人員の減少が続き、人口減少社会へと進行
年齢別人口	○少子高齢化(34.7%)が進行中、生産年齢人口も減少傾向
転出・転入別人口	○転出・転入別人口は転入超過(特に北九州市からの転入超過)
産業	○第一次産業は就業者数・構成比ともに少なく、減少傾向 ○第二次産業、第三次産業の就業者数はやや下げ止まりの状況
土地利用	○都市的土地利用の中に空き地が増加(その他の空地) ○都市的土地利用(36.1%)と農地(31.8%)の面積は拮抗
都市計画	○遠賀広域都市計画(非線引き)に位置づけ ○地区計画は4カ所設定があり、良好な住環境を形成
市街地再開発事業	○宅地開発・市街地開発事業は遠賀町遠賀川駅南土地区画整理事業が推進中
新築動向	○用途地域内に新築が集中(72.6%)(令和2年～令和5年)(令和2年以降は全体で303件)
交通施設等	○都市計画道路(12路線)のうち、5路線の整備の推進(7路線は整備済) ○交通量が最も多い一般国道3号 ○主要地方道直方芦屋線は交通量の増加率が最も大きい ○遠賀川駅周辺に町営駐車場2カ所、町営駐輪場4カ所 ○鉄道、路線バス、コミュニティバスのいずれもコロナ期で一旦減少したものの、近年は徐々に回復傾向
水と緑	○本町の東側に、遠賀川水系遠賀川及び左支川の西川(遠賀川水系)が町を縦断 ○町内には6つの準用河川が流下
公園・緑地	○62カ所の公園が町内に適切に配置(13.97㎡/人)
上水道	○普及人口は19,013人であり、町のほぼ全域をカバー
下水道 (農業集落排水含む)	○供用開始区域の人口は17,805人であり、全町人口の94.4%をカバー (令和7年3月31日時点)
火葬場	○火葬施設「天生園」を建替え、平成26年から供用開始
防災	○洪水浸水想定区域(想定最大規模降雨):浸水深3.0m～5.0m未満の区域が、用途地域内をはじめ、町内に広く想定 ○津波浸水想定区域(L2):島津、若松の一部で1.0m未満の浸水深が想定 ○高潮(L2):広渡、島津、若松の一部で3.0m以上～5.0m未満の浸水深が想定 ○ため池浸水:田園の南西部の一部で3.0m以上～5.0m未満の浸水深が想定 ○急傾斜地(土砂災害防止法):用途地域内外における山麓部に土砂災害(特別)警戒区域(急傾斜地)が点在 ○土石流(土砂災害防止法):用途地域内外における山麓部に土砂災害(特別)警戒区域(土石流)が点在 ○急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律):2カ所指定
環境問題への対応	○成果指標(11件)のうち、達成状況は約4割(4件)(令和2年度) ・達成した成果指標:「住民1人1日当たりのごみ排出量」「生ごみ自己処理件数」「エネルギー消費量」「事業者の環境マネジメントシステム取得数」

2.13.2 まちづくりの課題のまとめ

【1】少子高齢化、人口減少社会への対応

- 人口がゆるやかに減少していますが、用途地域外ではその減少が特に顕著です。
- 市街地と郊外それぞれの特性を活かしたまちづくりを進め、持続的に発展できる都市を目指すことが大切です。また、北九州市等からの転入超過となっている本町では、町民のライフサイクルにあわせたまちづくりが必要です。就職・結婚・子育て等のライフステージに応じて、住み続けることのできる町とすることが求められます。
- 核家族化の進行が緩やかになっています。将来の人口減少社会や人口構成の変化を踏まえ、空き家・空き地対策を充実する等、効率的な土地利用を図ることが必要です。

【2】北九州都市圏域で進める地域の活性化

- 北九州都市圏域における広域連携を通して、地域のさらなる活性化につなげることが必要です。

【3】計画的な土地利用・地域づくり

- インフラ整備の状況に合わせ、市街地部と郊外部でのバランスの取れた土地利用を進めることが必要です。JR遠賀川駅周辺では、良好な住環境づくりや商業施設の誘致を目的とした遠賀町遠賀川駅南土地区画整理事業の継続的な推進を図り、緑地や農地等の自然環境を守りながら、魅力あるまちづくりを進める必要があります。
- 市街地部や郊外部において、空き家・空き地が発生しています。空き家・空き地の有効活用や防犯対策に対応する必要があります。

【4】交通基盤の合理的な整備、更新

- 高齢化率は34.7%まで進んでいます。また、鉄道、バスの利用者は、コロナ禍の影響で大きく減少しています。近年は徐々に回復傾向にあるものの、今後も高齢者をはじめ、すべての人が利用しやすいように、バリアフリー化やユニバーサルデザインを推進するとともに、徒歩、自転車、バス・鉄道等の公共交通によって、誰もが安心して円滑に移動できる交通環境を整備することが必要です。
- 地域の活力を向上させるため、広域的な交通ネットワークの活用により、北九州市や福岡市等との連携を強化することが重要です。
- 既存ストックの老朽化が課題です。老朽化が進む橋りょう等を適切に管理・更新し、安全性を確保する必要があります。

【5】水・緑等の自然環境や都市の魅力の創出

- 山林、農地に囲まれ、遠賀川や西川をはじめ、市街地内には多くの準用河川が流下しています。暮らしに身近な水と緑として、親水性の高い水辺環境や、緑豊かな環境の保全と活用を行い、自然や緑を活かしたまちづくりを図る必要があります。
- 天然記念物のオニバスの自生地(蟹喰池)の減少が懸念されています。天然記念物や史跡等の継続的な保全、管理が課題です。地域性や歴史性を活かした本町独自の魅力ある都市空間を形成する必要があります。

【6】安全・安心なまちづくりの実現

- 地震による土砂災害や建物・インフラの被害が懸念されています。急傾斜地や盛土造成地の防災対策を検討するとともに、建築物やインフラの耐震化を進める必要があります。
- 遠賀川や西川等による水害のリスクがあるため、河川整備や治水対策を促進し、被害の防止・軽減を図ることが求められます。
- 災害時の救援活動や物資輸送を確保するため、主要幹線道路を緊急輸送路として確保する必要があります。
- 地域の防災力向上に向けて、町民が主体となった安全・安心のまちづくりが必要です。

【7】脱炭素社会への取組

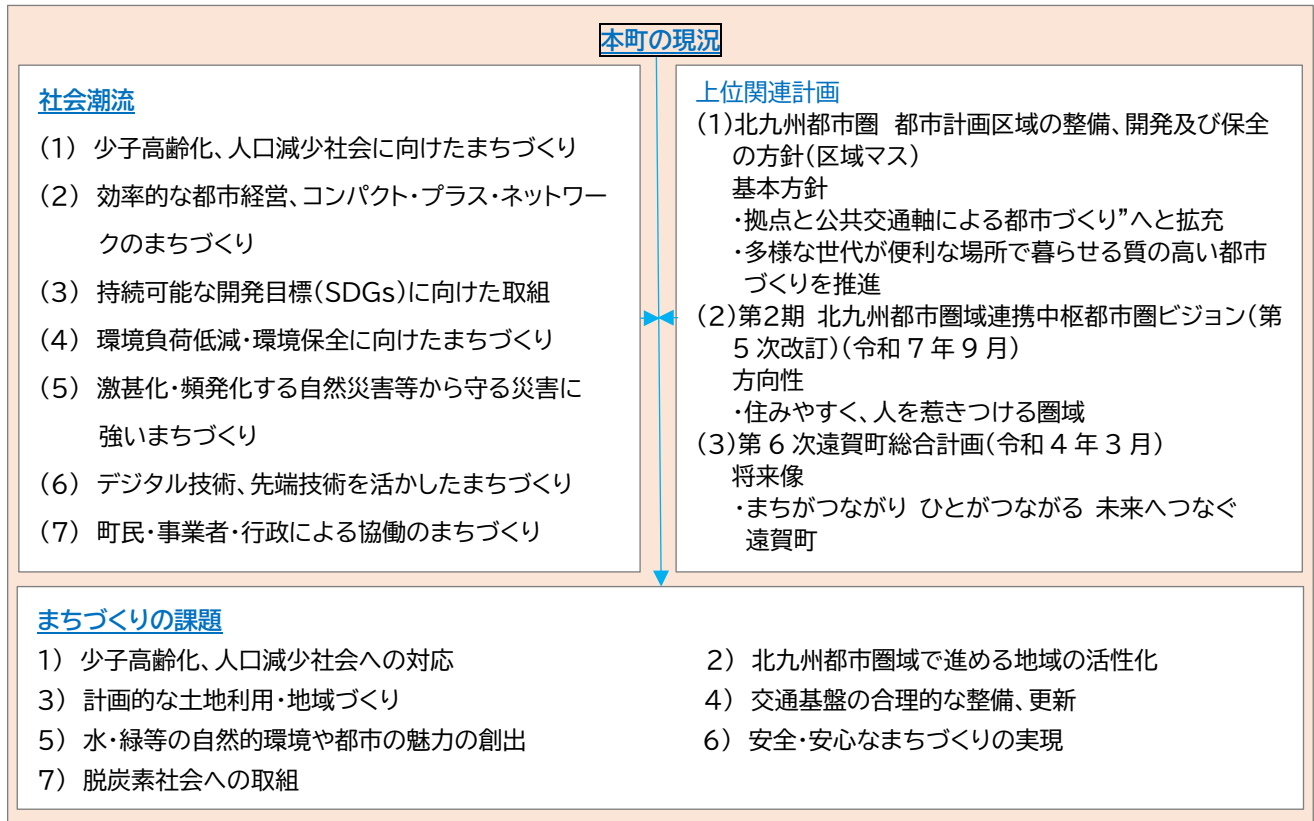
- 第2期北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョンに基づき、「2050年に温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする」を目指しています。

3. 全体構想

3.1 まちづくりの理念・目標

3.1.1 まちづくりの理念

これまでの検討を踏まえ、まちづくりの理念を以下に示します。



本町におけるまちづくりの理念

「北九州市を中心とする国際的な技術集積都市圏」(北九州都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)

「まちがつながり ひとがつながる 未来へつなぐ遠賀町」(第6次遠賀町総合計画)

「魅力あふれるやすらぎの生活都市」(前遠賀町都市計画マスタープラン)

このような これまでのまちづくりの理念を受け継ぎつつ



持続的に成長する生活都市 遠賀

～あらゆる世代が安心して楽しく暮らせる都市の達成を目指して～(遠賀町立地適正化計画)

- ・都市機能が集約したコンパクトな都市構造を実現します。
- ・拠点へのアクセスを高める交通ネットワークの形成・強化により、人口減少や超高齢時代においても、将来にわたり身近な場所で安心して快適な生活を送ることができる生活都市の実現を目指します。
- ・子どもや高齢者が歩いて暮らせる生活都市の形成や、子育て世代が住みたい・住み続けたいと感じる魅力的な都市を形成し、持続的に成長する生活都市の達成を目指します。(立適)

↓以上を受け 本計画では

「安全で 健やかに 住み続けることのできる 生活都市」を目指します。

3.1.2 まちづくりの目標

(1) 人口減少と少子高齢化に対応した都市構造への転換

今後本格化する人口減少及び少子高齢化といった社会構造の変化に的確に対応し、効率的かつ利便性の高い都市構造の形成を目指します。また、誰もが安心して暮らし続けられる持続可能な地域社会の実現に向けて、環境負荷の少ない土地利用及び交通体系の構築を目指します。

- [1]**コンパクト・プラス・ネットワークによるまちづくりの推進
- [2]**人口減少の抑制に向けた広域連携の推進
- [3]**自然環境との調和を図る持続可能な都市構造の形成

(2) 都市の活力の形成

第一次産業離れや若年層の流出、労働力の不足等により、将来的な地域の活力低下が懸念されています。農業・工業・商業の各分野における本町の特性と資源を最大限に活かしつつ、地域に根ざした産業振興を目指します。また、暮らしや雇用の充実を図ることで、地域経済の強化と都市の活力の向上を目指します。

- [1]**地域産業の振興と「働く場」の創出による経済基盤の強化
- [2]**広域連携を活かした圏域全体の活性化の推進
- [3]**人材の定着と交流促進による地域活力の再生

(3) 計画的・効率的な土地利用・市街地開発の推進

市街地開発を計画的かつ効率的に推進し、自然との調和した土地利用を目指します。また、空き家・空き地が発生している地域においては、適切な対策を講じることにより、土地の有効活用を促進し、景観や防犯性の向上を図ります。さらに、河川や水辺空間、緑地、山林、農地等の自然環境と調和した土地利用を基本とします。

- [1]**地域のインフラ整備状況や生活圏の広がり、自然環境との調和、防災機能等を踏まえたバランスの取れた土地利用
- [2]**安全・安心で快適な住環境の形成
- [3]**空き家・空き地の抑制、地域の特徴を活かした官民連携のまちづくり

(4) 誰もが移動しやすく環境にやさしい道路・交通の形成

高齢化の進行、自家用車への依存、インフラ老朽化といった本町の課題を踏まえ、道路整備と公共交通の一体的な推進を通じて、地域交通の維持を目指します。また、環境に配慮した人にやさしい都市交通の実現を目指します。

- [1]**将来を見据えた道路整備と都市基盤の向上
- [2]**地域を支える公共交通の維持・充実
- [3]**バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進による交通環境の改善
- [4]**環境にやさしい交通施策の推進

(5) 持続可能な開発目標(SDGs)に向けた取組・自然環境保全の推進

都市化の進行や気候変動、地球温暖化への対応が急務となっており、カーボンニュートラルに向けた取組や、自然共生社会の構築においても、都市計画分野が果たす役割の重要性が高まっています。町の自然資源を守り活かしながら、地球規模の環境課題にも対応した持続可能な地域社会の実現を目指します。

- 【1】自然環境の保全と活用の推進
- 【2】脱炭素社会の実現に資する都市構造の転換
- 【3】地域循環共生圏の形成とSDGsの推進

(6) 都市の魅力や個性の発揮

町内に点在する天然記念物や史跡といった文化財を適切に保存・継承しながら、町民がふれあい親しむことのできる機会や空間の提供を目指します。また、水辺空間と周囲の山林・農地等の地域資源を活かした魅力ある都市景観の維持を目指します。さらに、地域主体のまちづくり活動や地域イベント、町民活動と連動し、地域性や歴史性を活かした都市空間の形成を目指します。

- 【1】地域資源を活かした景観と都市空間の形成
- 【2】文化財の保護と地域文化の継承・発信
- 【3】地域主体の活動と連携したまちづくりの推進

(7) 自然災害への対応

遠賀川や西川等における洪水や内水氾濫への備え、災害時の緊急輸送機能の確保、大規模地震に備えた建築物・インフラ施設の耐震化、急傾斜地や盛土造成地等の災害リスクの高いエリアにおける防災対策を推進し、災害に強いまちづくりを目指します。加えて、地域の防災・防犯力を高めるため、広域避難体制の構築や民間施設等に対する避難者の受入協定の締結推進等を進め、町民主体の防災活動やまちづくりの取組を促進し、共助の体制強化を目指します。

- 【1】効率的で防災性に優れた都市構造への転換
- 【2】防災インフラの整備
- 【3】地域の防災・防犯力の向上

(8) 町民・事業者・行政による協働のまちづくり

町民が地域の将来に主体的に関わり、地域資源の活用や課題解決に参画できる仕組みづくりを目指します。このため、公共施設・まちづくり事業への町民参画の推進、地域団体や事業者とのパートナーシップによる公共空間の利活用、防災・福祉・環境等の分野における地域活動の支援を進めます。また、計画の策定段階だけでなく、実行・運用・評価の各段階でも協働を継続的に行う体制を構築し、町全体での合意形成と持続的なまちづくりを目指します。

- 【1】地域資源の活用や課題解決に参画できる仕組みづくり
- 【2】地域の実情や町民ニーズを反映した計画づくり
- 【3】協働を継続的に行う体制を構築
- 【4】外国人労働者の増加等を背景とした多文化共生

3.2 将来構想

3.2.1 将来フレーム

本計画の目標年度における将来フレームは、第3期遠賀町総合戦略(令和7年3月)における令和27年推計値から設定します。

目標年度 令和27(2045)年

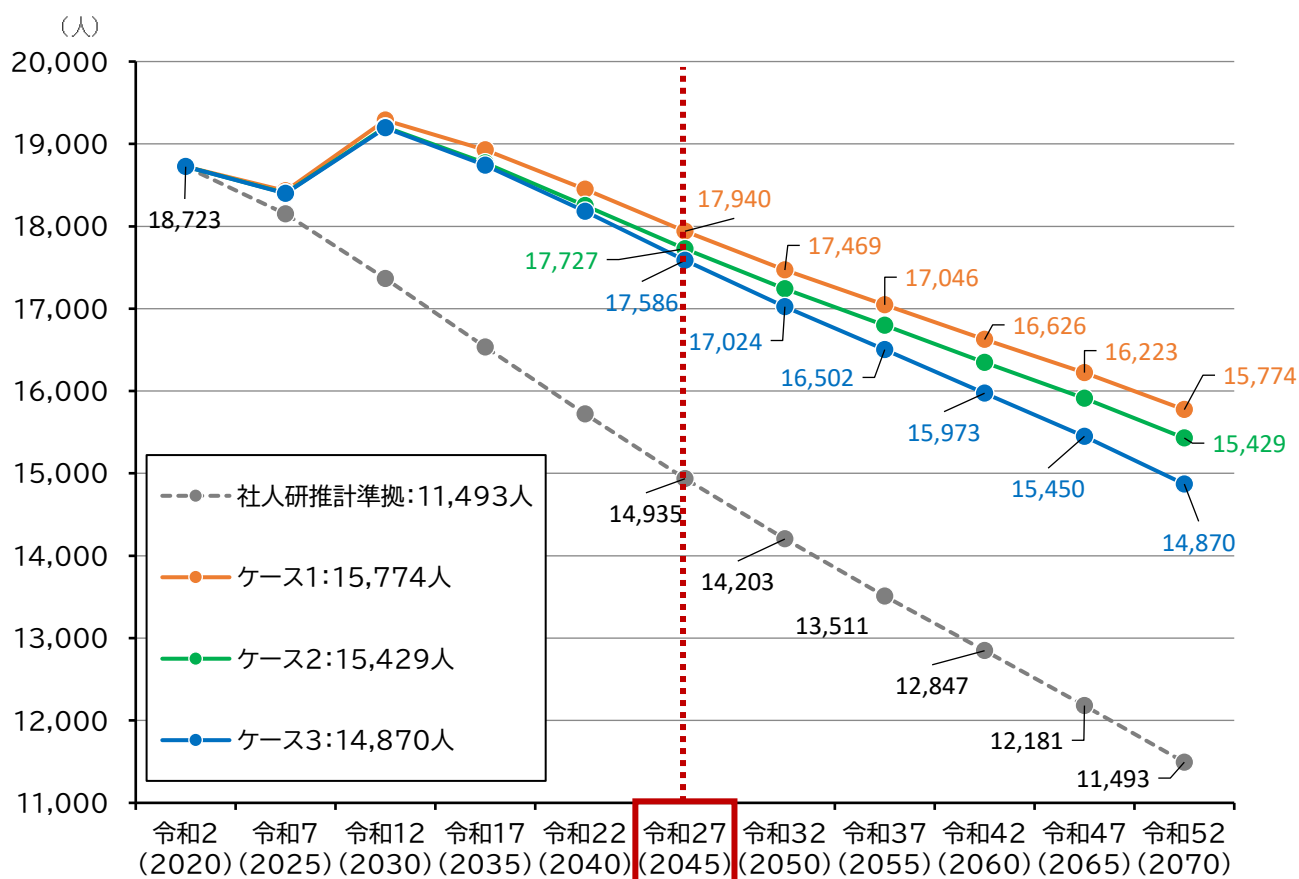
○国立社会保障・人口問題研究所推計準拠:14,935人

○ケース1:17,940人

○ケース2:17,727人

○ケース3:17,586人

上記を総合的に勘案し、**18,000人**と設定



◆本計画の将来フレーム

出典:「第3期遠賀町総合戦略」(令和7年3月)

【解説】

人口の将来 展望にあたっての前提条件

ア:社会増減は現在の純移動率を維持

遠賀川駅南地区に令和 8 年から令和 12 年までに約 1,250 人^{※1}が新規転入

イ:自然増減は町の総合計画で示した合計特殊出生率(1.63^{※2})と福岡県民の希望する合計特殊出生率(1.8^{※3})が実現する。

・ケース 1:合計特殊出生率が令和 7(2025)年に 1.63、令和 17(2035)年に 1.8

・ケース 2:合計特殊出生率が令和 17(2035)年に 1.63、令和 27(2045)年に 1.8

・ケース 3:合計特殊出生率が令和 27(2045)年に 1.63

※1:遠賀川駅南地区における土地区画整理事業の計画人口が約 1,700 人のため、町外からの転入を約 1,250 人と推計

※2:第 6 次遠賀町総合計画(令和 4 年 3 月)の重点指標において、令和 13 年に人口 19,000 人を達成する出生率

※3:福岡県「子育て等に関する県民意識調査」(平成 31 年 3 月)での県民の希望することも数に基づく出生率

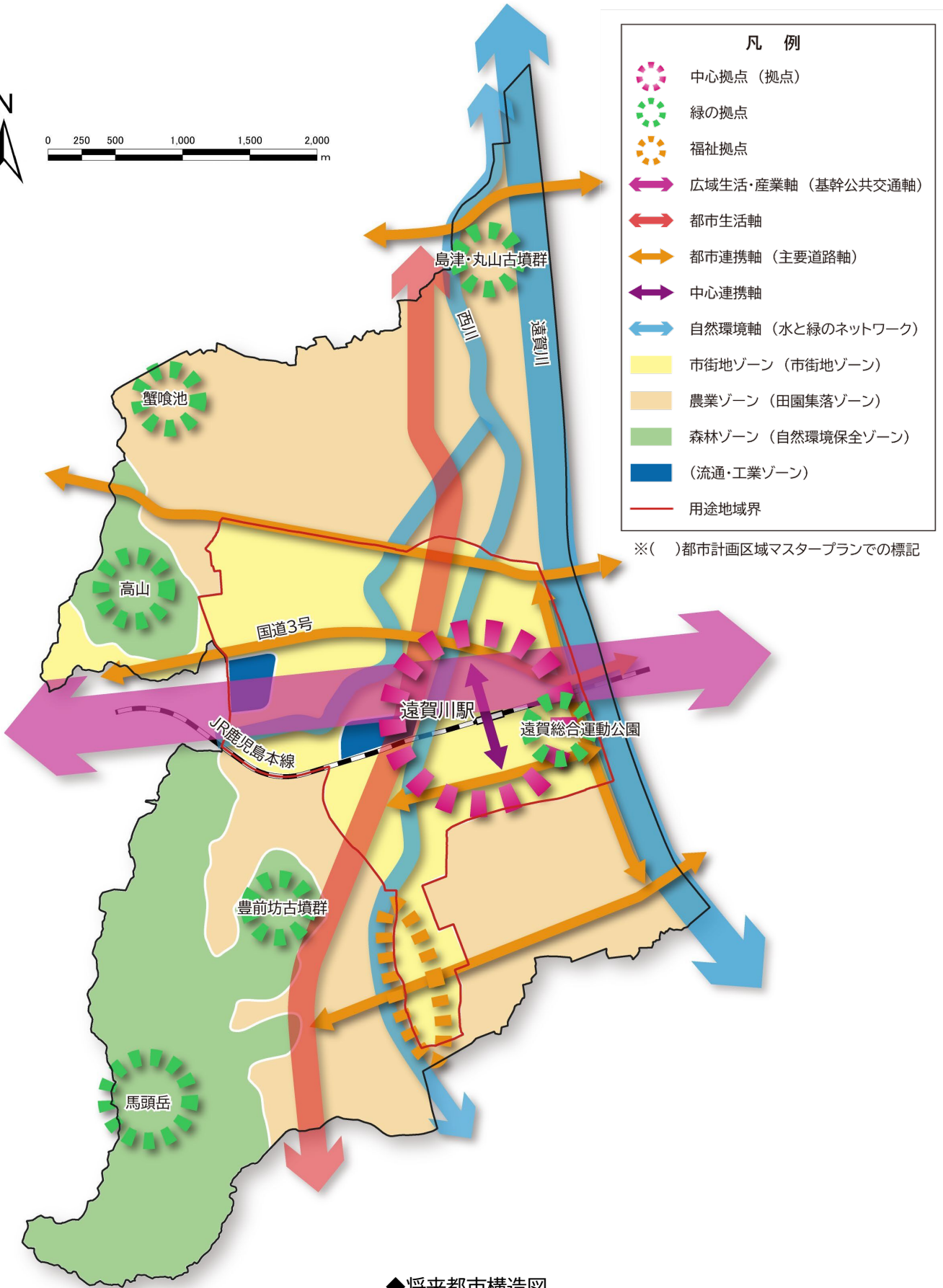
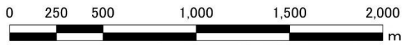
出典:「第3期遠賀町総合戦略」(令和 7 年 3 月)

3.2.2 将来都市構造

本町においては、コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造(拠点と公共交通軸による都市構造)を基本とし、立地適正化計画と整合を図りつつ、持続可能で人にやさしいまちづくりを目指します。

【考え方】









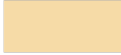


- 中心拠点、緑の拠点、福祉拠点等の機能に応じた拠点、広域生活・産業軸、都市生活軸、都市連携軸、中心連携軸、自然環境軸及び市街地ゾーン、農業ゾーン、森林ゾーン、流通・工業ゾーン等の機能配置となるゾーンにより、将来都市構造を形成します。



- 凡 例
- 中心拠点 (拠点)
 - 緑の拠点
 - 福祉拠点
 - 広域生活・産業軸 (基幹公共交通軸)
 - 都市生活軸
 - 都市連携軸 (主要道路軸)
 - 中心連携軸
 - 自然環境軸 (水と緑のネットワーク)
 - 市街地ゾーン (市街地ゾーン)
 - 農業ゾーン (田園集落ゾーン)
 - 森林ゾーン (自然環境保全ゾーン)
 - (流通・工業ゾーン)
 - 用途地域界
- ※()都市計画区域マスタープランでの標記

◆将来都市構造図

◆拠点・軸・ゾーンの考え方

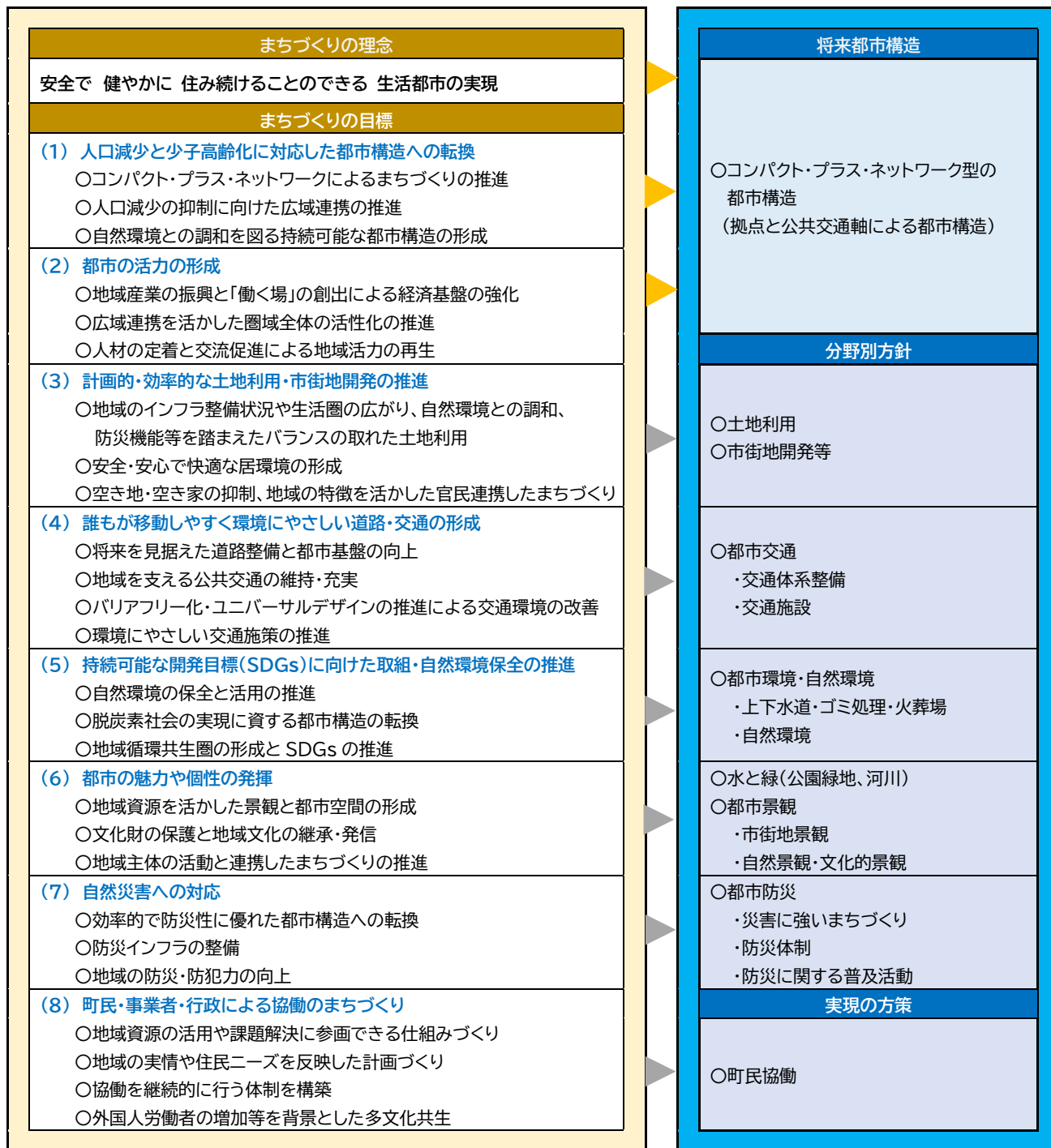
拠点		考え方
拠点	中心拠点 (拠点)	 ・区域マスにおける拠点の位置づけを踏まえ、JR遠賀川駅南北周辺を本町の中心拠点として位置づけ、商業・業務等の都市機能及び駅の利便性を活かした住機能等の計画的な配置を行います。
	緑の拠点	 ・遠賀総合運動公園及び島津・丸山古墳群、豊前坊古墳群、馬頭岳等の緑地を保全し、自然空間として活用を図るため、緑の拠点として位置づけます。
	福祉拠点	 ・浅木地区のふれあいの里を中心として高齢者、障がい者福祉施設の立地を踏まえ、地区周辺を福祉拠点として位置づけ、医療、福祉機能の充実を図ります。
軸	広域生活・産業軸 (基幹公共交通軸)	 ・一般国道3号と一般県道岡垣遠賀線沿道及びJR鹿児島本線周辺を広域生活・産業軸として位置づけ、沿道周辺に広域的な商業・業務の配置、及び広域交通の利便性を活かした流通・工業等の産業の計画的な配置を行うものとします。一般国道3号沿道には、道路の利便性を活かして、流通業務等の新たな土地利用の推進を図ります。
	都市生活軸	 ・一般県道浜口遠賀線及び主要地方道宮田遠賀線(バイパス)に沿った広域的な南北軸の位置づけを踏まえ、沿道利用型の商業・業務施設の立地状況を勘案し、今後とも当該道路に沿って生活の利便性を高める商業・業務施設の計画的な立地誘導を図るものとして、都市生活軸に位置づけます。
	都市連携軸 (主要道路軸)	 ・周辺市町と本町との連携を強化するために、市街地内の拠点と周辺市町を結ぶ道路等を都市連携軸として位置づけ、整備を推進します。
	中心連携軸	 ・中心拠点に位置するJR遠賀川駅の南北をつなぎ、沿道周辺に駅の利便性を高める商業・業務機能等を計画的に配置する中心連携軸の形成を図ります。
	自然環境軸 (水と緑のネットワーク)	 ・本町の気候等住み良い環境を形成する遠賀川及びその支流の西川・戸切川を自然環境軸として位置づけます。治水を前提として河川に沿った環境整備を進め、また周辺緑地等とのネットワークを形成し、憩いのレクリエーション空間として整備を図ります。
	ゾーン	市街地ゾーン (市街地ゾーン)
農業ゾーン (田園集落ゾーン)		 ・市街地外の区域における田・畑の農地について、農業生産基盤として整備・保全を図り、周辺に位置する集落地の環境整備を進め、業務や工業等の非住居系施設の立地については、市街地に誘導を図るものとします。
森林ゾーン (自然環境保全ゾーン)		 ・北西部から南西部にかけての尾崎、上別府、虫生津地区等にみられる高山・馬頭岳等の森林について、緑地の保全を図るとともに、身近な自然空間として都市との調和を図ります。
流通・工業ゾーン (流通・工業ゾーン)		 ・流通施設や工場からなるゾーンで、流通・工業機能を担う地域として活用します。

※()都市計画区域マスタープランでの標記

3.3 分野別方針

3.3.1 まちづくりの体系

本計画は都市計画法に基づく計画であり、都市計画として整理すべき、土地利用、各種施設の整備の目標等の将来ビジョンを明確化した上で、都市計画の分野別の方針を示します。



◆まちづくりの理念・目標・将来都市構造と分野別方針の関係

3.3.2 土地利用の方針

(1) 土地利用の方針

【基本的な考え方】

- 本町は、昭和48年の用途地域指定から計画的な市街化を進め、都市計画道路の整備によって骨格的な基盤整備を図り、土地区画整理事業や民間開発の計画的な誘導整備により、秩序ある基盤の整った市街地を形成しています。
- 今後、JR遠賀川駅を核として、区画整理事業周辺への開発誘導や駅北の活性化のための都市機能の計画的な配置により土地の有効利用を図るとともに、周辺にゆとりのある住宅地を配置し、コンパクト・プラス・ネットワーク(拠点と公共交通軸による都市構造)による集約型都市構造を目指した市街地形成を図ります。
- さらに、市街地を取り巻く農地・集落地におけるスプロール開発を抑制し、農地の保全、集落地の生活環境の向上を進め、西部の森林の保全、東側に流れる遠賀川とその支流の環境整備による自然軸を形成し、魅力ある都市空間形成を図るものとします。

(2) 市街地の土地利用の方針

【基本的な考え方】

- 遠賀町立地適正化計画と整合を図りつつ、適切に都市機能及び居住誘導を図ります。
- 市街地では、遠賀町遠賀川駅南土地区画整理事業等の計画的な開発を推進します。また、建築物の誘導は、用途・密度・形態を計画的に設定し、バランスの取れた土地利用を実現します。
- 空き家・空き地対策は、適正管理と利活用によって推進します。



◆遠賀川駅及び周辺の整備事業

出典:遠賀町ホームページ「駅北周辺整備事業」

1) 低層住宅地

① 低層住宅地保全

- ・田園、松の本、東和苑等の住宅地は、良好な住環境の維持・形成を図り、民有地の緑化、街並みの景観形成等により、さらに良好な環境の形成を推進します。
- ・従来の住宅地では、世代交代が見込まれていることから、今後は子育て世代に配慮した住環境の形成を推進するとともに、空き家・空き地対策を推進します。

② 低層住宅地基盤整備促進

- ・遠賀町遠賀川駅南土地区画整理事業の推進を支援し、南側に広がる田園景観との調和のとれた質の高い低層住宅地を計画的に形成します。また、幹線道路及び区画整理区域に隣接した農地については、乱開発の防止のため、計画的な開発を誘導します。

2) 一般住宅地

JR遠賀川駅周辺の住宅地や幹線道路沿道は、低層住宅地と合わせて共同住宅の立地が進行しています。このため商業地、業務地が住宅と調和し、植栽等による潤いのある住宅地の形成を推進し、住宅地としての良好な住環境の確保を図ります。また、空き家・空き地対策として、適正管理と利活用を推進します。

3) 沿道商業・業務地

一般県道浜口遠賀線沿道は、町役場、中央公民館等の公共施設が配置され、沿道利用型商業・業務施設の立地が進行しています。引き続き、遠賀町企業誘致条例の奨励措置により、沿道型商業・業務施設の計画的な立地誘導を図ります。また、広報紙やHP・SNS等による周知を強化しつつ推進します。



◆一般県道浜口遠賀線沿道

4) 生活交流商業地

JR遠賀川駅周辺は、駅前及び一般県道岡垣遠賀線に沿って店舗・業務施設の立地が行われ、商店街を形成していますが、空き店舗や空き地等が発生し、町の中心として活気が失われています。

町を印象づける玄関口としての役割や駅利用者の利便性を高めるため、駅南地区やおんがみらいテラスで開催されるイベント等への協力と支援を継続していきます。また、生活関連や飲食店等の商業立地を考慮しつつ商業機能の充実を図るとともに、土地の高度利用を図りながら新たなにぎわいの創出を図り、商業地の活性化を推進します。

通勤・通学の乗降者、高齢者や子育て世帯等の多世代の交流、情報交換の場づくりを図り、交流をとおして、生活ににぎわいのある商業地の形成を図ります。

5) 複合商業・業務地

遠賀町遠賀川駅南土地区画整理事業の進捗により定住人口の増加が期待されています。JR遠賀川駅南側からの交通アクセスの確保を図り、町の産業の総合的な振興のために、遠賀町企業誘致条例の奨励措置により、複合商業・業務等の活気ある商業地の形成を図ります。

JR遠賀川駅南側の都市計画道路老良上別府線及び駅南線沿道周辺は、駅周辺の立地条件を活かし、生活に関連する商業・業務機能を誘導します。

6) 近隣商業地

JR遠賀川駅北側の中心商業地周辺は、遠賀町企業誘致条例に基づく奨励措置を活用し、周辺住宅地の利用を考慮した生活利便サービスを提供する近隣商業地としての機能を維持しながら、さらなる活性化を推進します。

7) 沿道流通・業務地

一般国道3号沿道の尾崎地区及び一般県道浜口遠賀線沿道の鬼津地区、主要地方道宮田遠賀線(バイパス)沿道周辺の木守地区や上別府地区、虫生津地区等の土地の有効利用を図るため、周辺の自然環境に配慮しながら、遠賀町企業誘致条例の奨励措置により、沿道流通・業務施設等の立地誘導を図ります。

8) 福祉関連地区

浅木地区のふれあいの里を地域福祉の拠点として、町民の健康増進、教養と福祉の向上を図る等、機能の充実を図ります。また、JR遠賀川駅南地区の人口増を踏まえ、多世代交流の拠点としての取組を進めます。

9) 工業地

一般国道3号の交通利便性を活かし、遠賀町企業誘致条例に基づく奨励措置を活用して、一般県道岡垣遠賀線沿いの別府地区における工場や物流関連施設等の立地を計画的に推進します。

今古賀地区は、周辺の住宅地の住環境を損なわない工業地を形成するとともに、未利用地の活用について検討します。

(3) 市街地外の土地利用の方針

【基本的な考え方】

- 市街地外では、農地・集落地・森林の特性を活かしながら、スプロール化の抑制と自然景観の保全を図ります。農地は荒廃農地が出ないよう適正化に努め、環境や景観に配慮しつつ保全します。
- 集落地は基盤整備と調和を図りつつ計画的な土地利用により良好な生活環境を形成します。
- 森林は水源涵養や防災の機能を守り、里山は維持管理と活用を推進し、景観上重要な緑地として保全を図ります。



◆農地と集落(浅木)

1) 農地

本町の特産品である夢れんげ(特別栽培米)は町全域、遠賀の赤しそは町北部で生産しています。また、多面的機能支払交付金を活用し、営農環境の保全に努めています。

引き続き、農地の持つ農業生産基盤以外の自然環境保全、景観形成等に配慮しつつ、農地の保全を図ります。



◆農地と農業用水路(鬼津)

2) 集落地

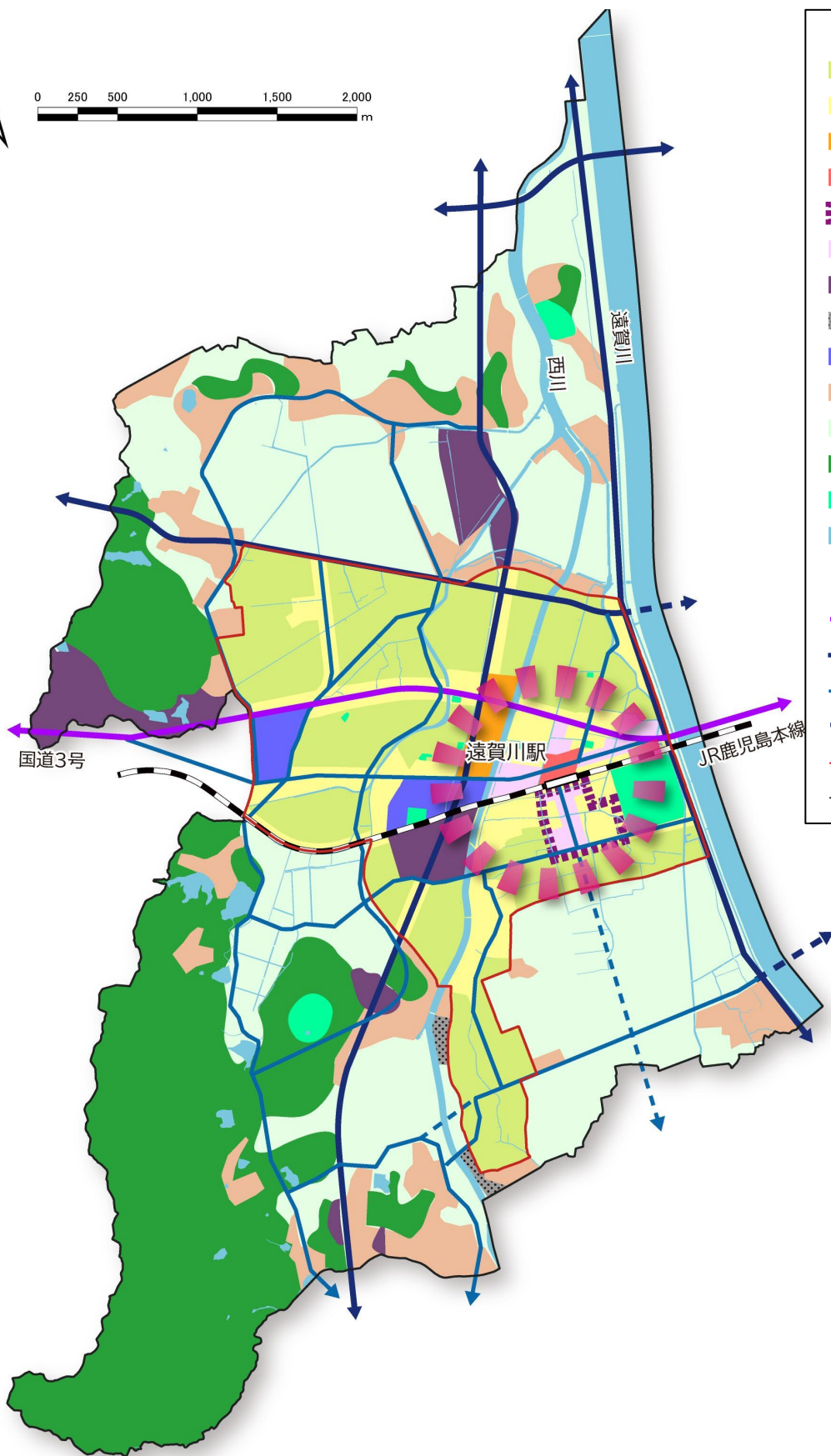
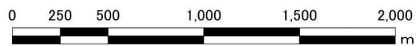
農地や丘陵地に沿って形成された集落地では、道路、公園、下水道等の整備・維持を進めるとともに、スプロール化の防止を図り、自然環境と生活環境の両面で質の高い集落地の保全と形成を推進します。

また、土地利用の転換に際しては、都市計画法や遠賀町開発行為に関する条例等を活用し、計画的で適正な土地利用の実現に努めます。

3) 森林

町の西側を南北に連なる森林は、本町の自然環境を構成する重要な要素であり、水源の涵養や土砂災害の防止等、多面的な機能を有していることから、その保全を推進します。

市街地や集落の周辺に位置し、生態系が保たれてきた身近な里山については、下草刈り等の維持管理や活用を推進し、景観上重要な緑地として保全を図ります。



凡例	
	低層住宅地
	一般住宅地
	沿道商業・業務地
	生活交流商業地
	複合商業・業務地
	近隣商業地
	沿道流通・業務地
	福祉関連地区
	工業地
	集落地
	農地
	森林
	公園・緑地
	河川・水面
	中心拠点
	主要幹線道路
	幹線道路
	補助幹線道路
	道路未整備
	用途地域界
	行政界

◆土地利用方針図

3.3.3 交通施設の方針

(1) 交通体系整備の方針

【基本的な考え方】

- 地域公共交通網の維持・確保として、遠賀町地域公共交通網形成計画に基づき、JR遠賀川駅を交通結節点とした町内の公共交通ネットワークを維持・確保します。また、西鉄バスや芦屋タウンバスと意見交換・情報共有を行い、公共交通の安定運行を支えます。
- JR遠賀川駅との接続環境を維持し、鉄道とバスの乗り継ぎ利便性を向上させます。遠賀町コミュニティバスは、利用者ニーズを踏まえて路線やダイヤを定期的に見直し、利便性を高めます。
- 民間交通事業者との連携によるデマンド型交通(予約制乗合交通等)等の多様な交通手段を検討します。
- パークアンドライドを周知する等、自家用車から公共交通への乗り継ぎを推進するとともに、JRをはじめとした公共交通の積極的な利用を促し、利用者増加を図ります。
- バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進により、子どもから高齢者、障がいのある方まで、誰もが安心して移動できる交通環境の改善を進めます。



◆JR遠賀川駅・コミュニティバス

(2) 道路交通網整備の方針

1) 広域交通体系

北九州市と福岡市を結ぶ一般国道3号によって、本町と水巻町・北九州市や岡垣町・宗像市等の東西方向の結びつきが確保され、主要地方道宮田遠賀線(バイパス)及び一般県道浜口遠賀線によって、芦屋町、鞍手町方面との結びつきが確保されています。

東西軸の一般国道3号(遠賀バイパス)では、ボトルネックとなっていた今古賀交差点周辺の高架化が完成したことから、今後は、新たに広域的な東西軸として、遠賀川を渡河する一般県道中間水巻線の整備を推進します。また、水巻町や中間市方面等との緊密な連携を図るための道路ネットワークの拡充についても検討します。

2) 全町の交通体系

町全域の道路網は、主要地方道宮田遠賀線(バイパス)、一般県道浜口遠賀線、主要地方道直方芦屋線(都市計画道路 広渡・老良線)により、南北方向から市街地へのアクセスが確保されています。しかし、西側方面では、町道山手線がJR線によって分断されていることから、南北方向の円滑な交通の確保について検討します。

東西方向は、一般県道黒山広渡線及び一般県道岡垣遠賀線が市街地への主要なアクセス道路となっています。しかし、町南部の老良地区と虫生津方面を結ぶ交通の円滑化が求められていることから、今後、事業化について検討を進めます。

3) 市街地交通体系

市街地の交通網は、計画的な市街地形成を促進し、土地利用を支える基盤として整備を進めています。これまで、主要地方道宮田遠賀線(バイパス)及び一般県道浜口遠賀線を南北の基軸とし、都市計画道路広渡尾崎線、広渡・老良線、老良上別府線、尾崎上別府線を骨格とする環状型道路網の形成を推進しています。今後も既存の町道山手線、町道別府線、町道別府上別府線とともに、引き続き維持、改良を図ります。

(3) 公共交通網整備の方針

広域的な公共交通網としてJR鹿児島本線があり、遠賀川駅が交通拠点として位置づけられています。

駅前広場整備やJR遠賀川駅のリニューアル、おんがみらいテラスの利活用により、駅と自動車、コミュニティバス等との交通結節機能の向上を図ります。

遠賀町コミュニティバスは、利用者ニーズを踏まえて定期的に路線やダイヤを見直し、利便性を高めます。

遠賀町デマンドバス有償実証運行等を鑑み、必要な見直しを行い、長期的にはコミュニティバスとデマンドバスを組み合わせた交通の最適化を目指します。

(4) 道路交通施設整備の方針

【全町の道路交通施設網の総合的な考え方】

- 道路・橋りょうについては、生活道路の維持管理を進めるとともに、安全で快適な生活道路を守るため「選択と集中」の考え方で、計画的に修繕・維持管理を実施します。
- 遠賀町個別施設計画に基づき、優先度を踏まえた修繕や定期点検を行います。また、維持管理により、橋りょうの長寿命化を推進します。老朽化橋りょうへの対応としては、今後の利用ニーズを考慮しながら、統合や廃止も含めて検討します。

1) 主要幹線道路

北九州市及び福岡市と本町を結ぶ東西軸として、交通量が多く、移動距離が長い交通に対応する一般国道3号を主要な幹線道路として位置づけ、維持、整備の促進を図ります。

特に、北九州市方面への通勤時間帯における交通渋滞の解消については、道路管理者である国に対し、遠賀郡3町(遠賀町・水巻町・岡垣町)が連携し、交通渋滞対策の必要性について継続的に要望を行います。

2) 幹線道路

市街地内を通る主要な路線のうち、交通量が多く、比較的長距離の移動に対応し、周辺市町と連携する役割を担う道路を幹線道路と位置づけています。これらの道路は、円滑な交通の確保のため、関係機関に対し、引き続き整備の促進を要望します。

また、駅南地区の開発に伴う新たな交通ネットワークとして、必要な道路の新設について検討を進めます。

<幹線道路>

- | | | |
|-------------------|------------|--------------|
| ○主要地方道宮田遠賀線(バイパス) | ○一般県道浜口遠賀線 | ○主要地方道北九州芦屋線 |
| ○主要地方道直方芦屋線 | ○一般県道黒山広渡線 | ○一般県道中間水巻線 |

3) 補助幹線道路

幹線道路を補完し、市街地内外及び市街地と町内各地区を結ぶ役割を持つ道路のうち、交通量が比較的少なく、移動距離が短い道路を補助幹線道路と位置づけています。これらの道路は、町内の道路ネットワークを形成する上で重要な役割を担うことから、関係機関に対して必要な整備について働きかけを行い、引き続き整備の促進を要望します。

<補助幹線道路>

- | | | | |
|------------|------------|-----------------|---------|
| ○一般県道岡垣遠賀線 | ○(都)老良上別府線 | ○主要地方道宮田遠賀線(現道) | ○町道山手線 |
| ○町道浅木老良線 | ○町道別府線 | ○町道別府上別府線 | ○町道ナギノ線 |
| ○町道重広線 | ○町道鬼津線 | ○町道高瀬野中線 | |

4) 自転車道

歩行者と自転車の通行空間を分離し、自転車が安全に走行できるよう、自転車道や遊歩道の整備を進めます。なお、未整備の区間は、河川整備事業等関連事業と連携を図りながら、引き続き整備の推進を図ります。

<補助幹線道路>

- 遠賀川サイクリングロード

5) 歩行者道

公園や緑地、公共施設等を結ぶ歩行者道について、沿道の緑化等により、快適で歩くことが楽しくなるような環境づくりを進めています。今後も、誰もが安心して利用できる歩行空間の確保に向けて、引き続き整備・維持を推進します。

<補助幹線道路>

- 一般県道岡垣遠賀線
- (都) 駅南線
- (都) 老良上別府線
- 町道浅木老良線
- 町道別府線
- 町道別府上別府線
- 町道ナギノ線
- 町道重広線
- 町道鬼津線
- 町道高瀬野中線

○市街地道路網

市街地道路網を都市計画道路として位置づけ、関係機関に対して必要な整備について働きかけを行い、引き続き整備の促進を行います。

<市街地道路網>

- (都) 駅南線
- (都) 松ノ本上別府線
- (都) 老良上別府線
- (都) 広渡別府線
- (都) 広渡老良線
- (都) 尾崎上別府線

○駐車場

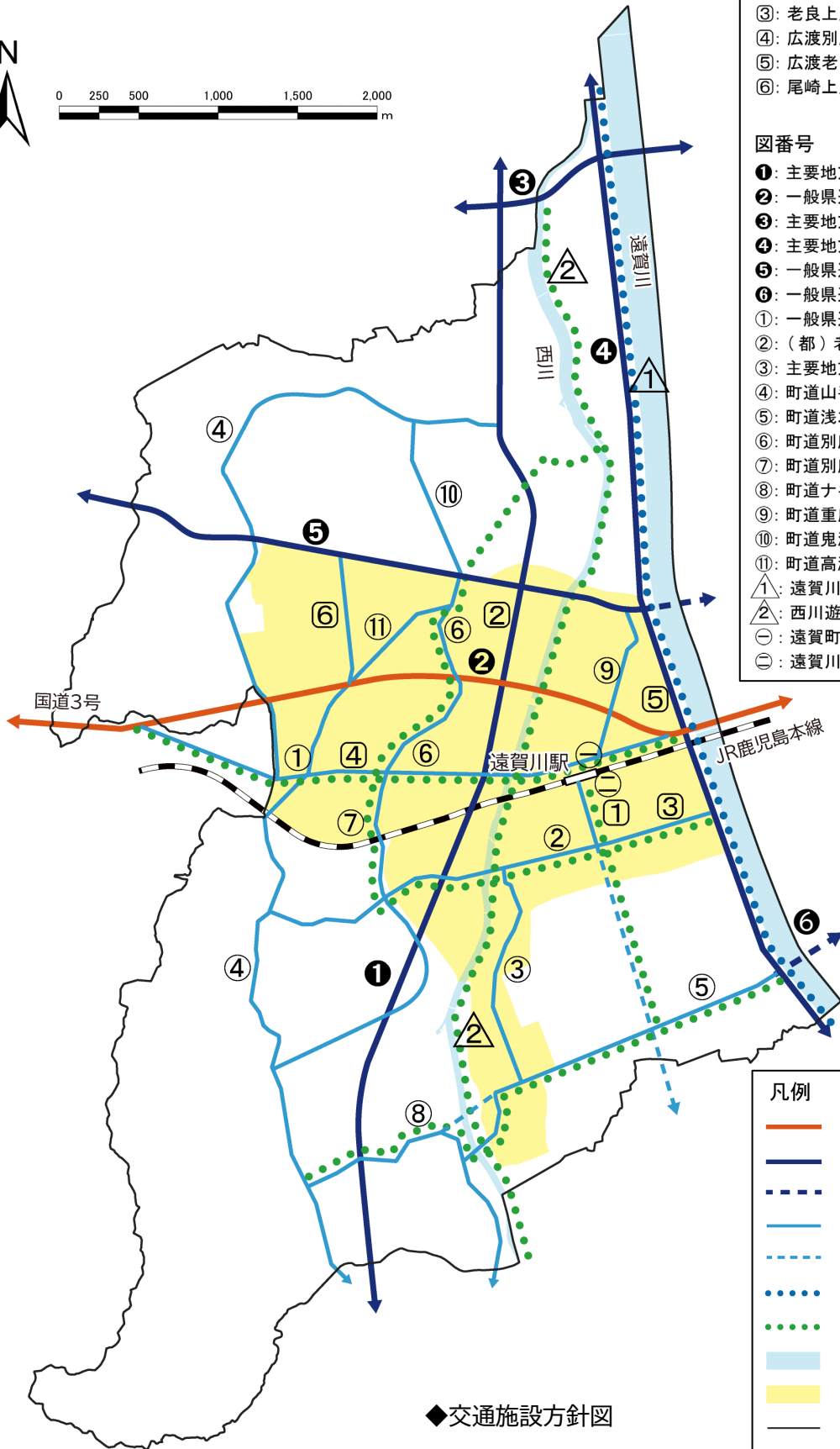
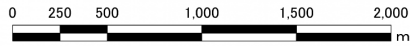
市街地へのアクセスにおいて、駐車場は不可欠な施設であり、特に駅等の交通結節点や商業施設等、人が集まる場所にはその整備が求められます。このため、町の玄関口であり商業地でもあるJR遠賀川駅周辺における駐車場の整備を誘導します。あわせて、パークアンドライドの活用を広く周知する等、JRをはじめとした公共交通の利用促進を図ります。

○自転車駐車場(駐輪場)

JR遠賀川駅の利用における自転車等の利便性を高め、環境に配慮したまちづくりを進めるため、JR遠賀川駅周辺の自転車駐車場(駐輪場)について、適切な維持管理を推進します。

<自転車駐車場(駐輪場)>

- 遠賀町自転車駐車場
- 遠賀川駅南口自転車駐車場
- 駅東駐輪場
- 駅西駐輪場



- ①: 駅南線
- ②: 松ノ本上別府線
- ③: 老良上別府線
- ④: 広渡別府線
- ⑤: 広渡老良線
- ⑥: 尾崎上別府線

図番号

- ①: 主要地方道宮田遠賀線 (バイパス)
- ②: 一般県道浜口遠賀線
- ③: 主要地方道北九州芦屋線
- ④: 主要地方道直方芦屋線
- ⑤: 一般県道黒山広渡線
- ⑥: 一般県道中間水巻線 (計画)
- ①: 一般県道岡垣遠賀線
- ②: (都) 老良上別府線
- ③: 主要地方道宮田遠賀線 (現道)
- ④: 町道山手線
- ⑤: 町道浅木老良線
- ⑥: 町道別府線
- ⑦: 町道別府上別府線
- ⑧: 町道ナギノ線
- ⑨: 町道重広線
- ⑩: 町道鬼津線
- ⑪: 町道高瀬野中線
- △: 遠賀川サイクリングロード
- △: 西川遊歩道
- ⊖: 遠賀町自転車駐車場
- ⊖: 遠賀川駅南口自転車駐車場

凡例

- (orange) 主要幹線道路
- (dark blue) 幹線道路
- - - (dark blue) 幹線道路 (計画)
- (light blue) 補助幹線道路
- - - (light blue) 補助幹線道路 (計画)
- (blue) 自転車道
- (green) 歩行者道
- (light blue) 河川
- (yellow) 市街地
- (black) 行政界

◆交通施設方針図

3.3.4 公園・緑地の方針

【基本的な考え方】

- 遠賀町の公園・緑地の方針は、公園の計画的な配置、規模と質の充実、町民参加による維持管理、自然環境の保全等を基本的な考え方として進めます。特に、遠賀町遠賀川駅南土地区画整理事業等による定住人口の流入を見据え、駅南側における拠点となる遠賀総合運動公園のリニューアルに取り組みます。また、里山や自然植生の保全を推進し、町民とともに持続可能で緑豊かな都市環境を実現することを目指します。



◆遠賀総合運動公園

(1) 公園・緑地の方針

1) 公園の計画的配置

公園・緑地の適正な管理運営を推進します。

また、利用ニーズを踏まえ、公園再編に向けた検討を推進し、安全で魅力ある公園づくりを進めます。

2) 質を重視した公園整備

都市公園は、面積規模が比較的小さいものが多く、まとまった規模の都市公園は遠賀総合運動公園、今古賀中央公園(近隣公園)となります。また、その他の公園として島津・丸山歴史自然公園が整備されています。

遠賀総合運動公園は、駅南側における交流拠点機能を強化し、よりスポーツに特化したリニューアルに向けて検討することで、全体的な機能の向上と利用者数の増加を図ります。

災害時の避難場所としての役割の確保、ユニバーサルデザインに配慮した公園等、質の向上を図ります。

3) 緑地の保全・活用

本町には、町西部に南北に連なる高山、馬頭岳等の森林資源があり、市街地に隣接して樹林地が残されています。また、遠賀川及びその支流の西川、戸切川等の水辺に緑地空間があり、これらの保全・活用を図ります。

島津・丸山歴史自然公園や豊前坊古墳群等の自然的資源や歴史的・文化的資源を活用した公園・緑地の維持管理を引き続き推進します。なお、古墳等の歴史的資源の埋蔵文化財にかかる部分については、文化財保護法により、適切に保存、管理、活用について検討を行っていきます。

市街地や集落に近接する緑地は、日常生活に身近な緑や里山として大切な存在です。今後も適切な保全に努めます。

(2) 公園・緑地の整備目標

令和2年の町民1人当たりの整備面積は13.97㎡/人であり、標準面積10.0㎡/人を満たしています。今後は、緑地の保全等を図り、市街地内外における緑あふれる都市空間の形成を推進します。

(3) 公園・緑地の配置方針

1) 都市公園

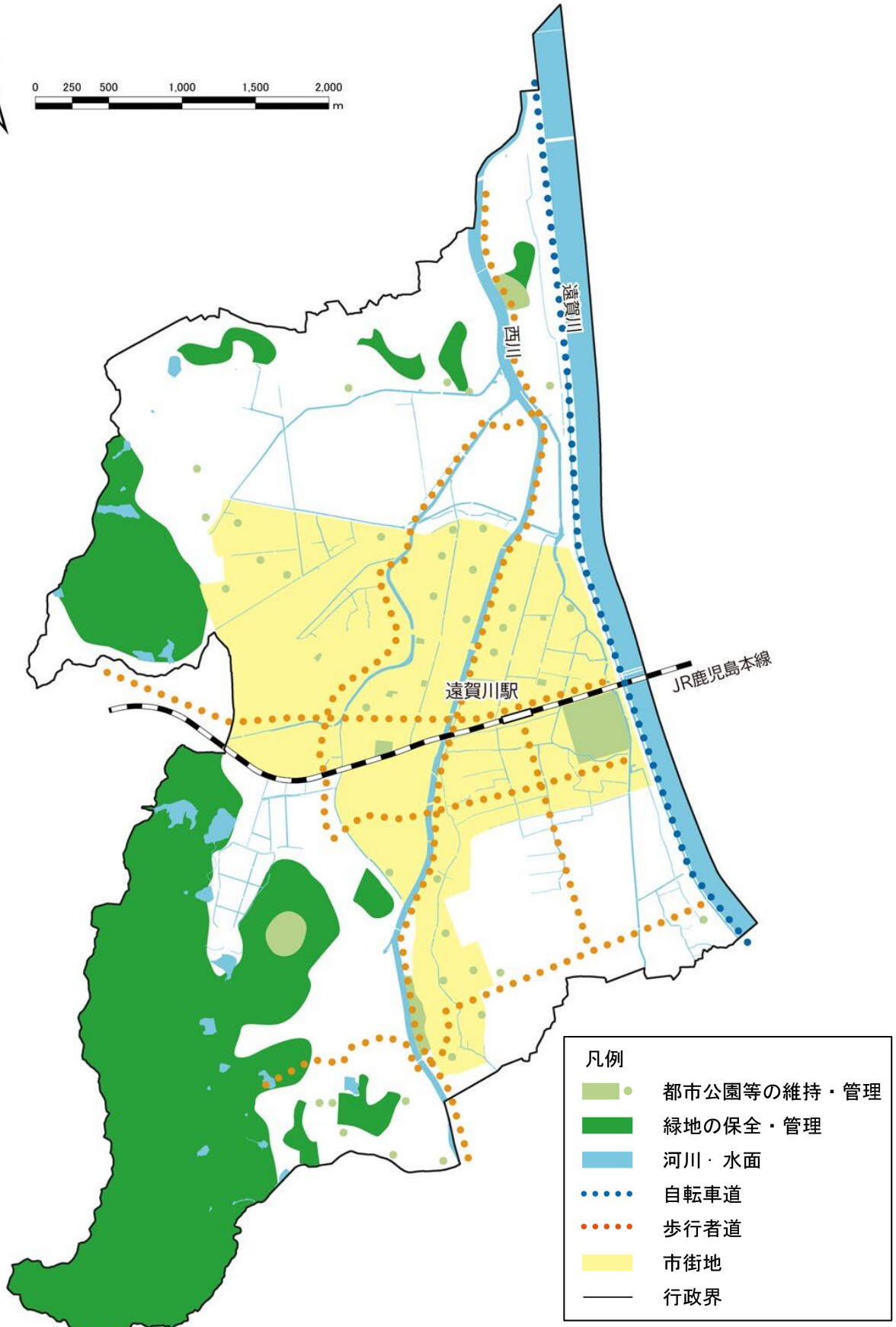
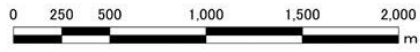
都市公園は、本町の魅力づくりに資するレクリエーション等の利用管理や災害時の避難所としての機能の充実を図ります。

公園の適正な配置に向け、地元区と共に利用実態の調査やニーズを踏まえ、公園再編を推進します。

2) その他施設緑地

公共施設及び民間施設緑地は、敷地内の緑化の推進を基本に進めます。

公共施設の緑化推進は、公共用地における緑化スペースの確保を促進します。



◆公園整備の方針図

3.3.5 上・下水道の方針

【基本的な考え方】

- 本町の上・下水道整備は、安定した上水道の供給と下水道の計画的整備を基本とし、生活環境の向上と水質保全を図ります。
- 下水道区域外では合併処理浄化槽の普及や農業集落排水施設の下水道接続を進めます。
- あわせて、下水道事業の安定運営に向けた施設の維持更新を行い、広域的な整備や処理について周辺自治体との連携を推進します。



◆上下水道事業の普及啓発活動

(1) 上水道の方針

本町は、中間市の給水区域内にあり、飲料水は中間市より供給を受けています。これにより、当面の水需要には対応できる体制にあります。

今後とも安定した供給を維持するために次のような方針を設定します。

1) 供給体制の確立

安全で上質の水を町民に安定供給するために、水道事業の広域的な連携推進を図り、北部福岡緊急連絡管等により宅地開発動向等に対応した水源の確保及び給水区域の拡張を推進します。

なお、以下の場合には上水道の利用に制限があります。

- ・近隣に引き込み可能な水道管が存在しないもの
- ・井戸水を利用しており、上水道の利用を検討していないもの
- ・現時点において上水道を現実的に利用できない状況にあるもの
- ・上水道を利用するメリットがない等

2) 維持・管理体制

今後は、水源の維持管理、漏水防止による水資源の有効利用、検針システムの合理化、計画的な管路の老朽化対策等を実施し、施設の安定運営に配慮した維持・管理体制を強化します。

3) 普及啓発活動

今後も、貴重な水資源に関する町民の意識の向上を図るため、各種催しや広報を通じて上水道の役割や重要性の PR、小学校の社会見学等の学習機会を通じ、水の大切さを知ってもらいます。

(2) 下水道の方針

下水道は、公共下水道及び農業集落排水事業、合併処理浄化槽の推進により、整備が進められています。

快適で豊かな生活環境と循環する水環境の維持のため、下水道事業の経営の安定化を目指し、遠賀町下水道ストックマネジメント計画により、下水道施設の改築・更新等を行います。

1) 下水道の整備

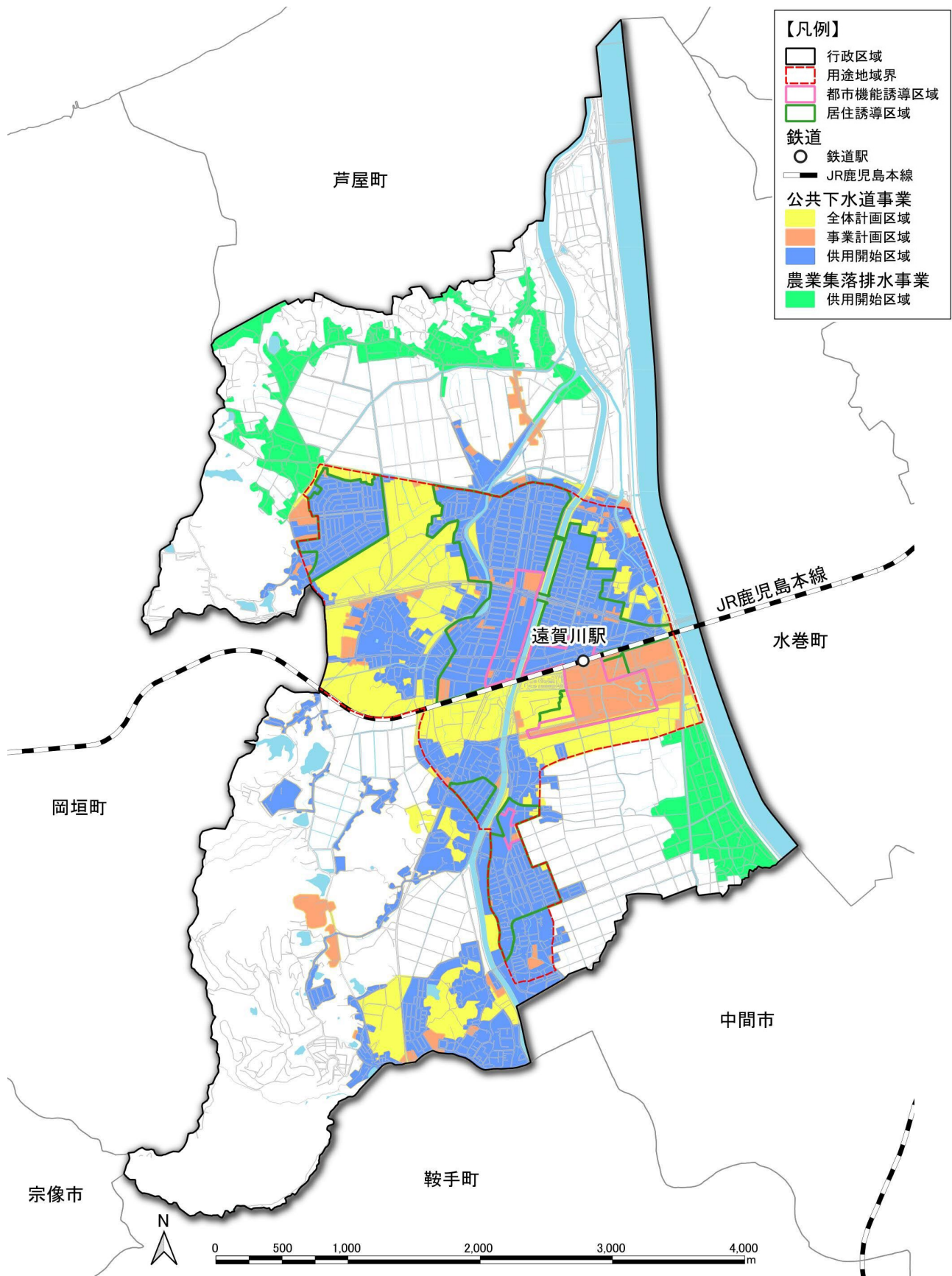
公共下水道は、遠賀町遠賀川下流流域関連公共下水道事業計画に基づいて整備が進められ、農業集落排水事業と合わせた整備率は 94.4%(令和 7 年 3 月 31 日時点)となっています。

今後も事業の推進を図り、既成市街地への普及促進及び駅南地区への計画的な整備を進めます。下水道事業の効率化を図るため、下水道の広域化・し尿処理について周辺自治体との連携を進めます。

汚水処理施設概成後は、内水浸水対策事業の検討を行います。

2) 広報活動

公共用水域の水質の保全と生活環境の向上のため水洗化率の向上を図ります。戸別勧奨に加えて、庁舎他関係施設においての啓発やホームページ、SNS 等を活用した広報活動を進めます。



◆下水道方針図

※誘導区域は令和7年6月見直し後の区域に加工

3.3.6 河川の方針

【基本的な考え方】

- 河川整備は、治水対策、農業用水等の利水、水質保全や水辺環境の利活用を基本とします。
- 主要河川である遠賀川については、護岸改修等の治水対策を関係機関に働きかけるとともに、町民参加による美化活動を推進し、美しく清潔な河川環境の維持向上を図ります。
- 河川敷や堤防は、水辺とのふれあいの場として、憩いと景観を楽しめる場として充実させます。
- 支流である西川・戸切川についても、護岸改修や排水施設の強化を要望するとともに、水質改善の取組を継続します。



◆遠賀川左岸(広渡)

(1) 主要河川

遠賀川は、北部九州を代表するとともに筑豊地域のシンボルとなっています。治水の面では、大雨等による増水時には、排水等の対応が求められます。このため、安全性を確保するための護岸改修等の河川整備を引き続き関係機関に働きかけます。

遠賀川水系水質調査結果(令和6年)によると、本町下流部の遠賀川(観測地点:芦屋)では平成30年以降、環境基準を達成しています。今後とも、下水道事業の推進を図るとともに、町民の主体的な参加により河川へのゴミの不法投棄の防止や、美しく、清潔な遠賀川の一層の改善に努めます。

ラブアースクリーンアップ遠賀の実施や、地域での一斉清掃等により河川環境の美化に努めています。また、河川等の水質検査(8月・2月)を実施し、水環境の安全性を確保しています。

(2) その他の河川

遠賀川の支流である西川、戸切川等の河川は、増水時における排水対策として、護岸改修及び排水施設のポンプ改修等の整備強化を関係機関に働きかけます。

遠賀川水系水質調査結果(令和6年)によると、西川(観測地点:島津橋)は令和4年に環境基準を達成し、以降、改善の兆しが見られます。今後とも、下水道事業とともに水質改善の取組を推進します。

また、町民の身近な水辺とのふれあいの場として親水公園等の整備を図り、自転車道や遊歩道の整備によって周辺の公園や緑地等とのネットワークの形成を図るものとします。



◆西川(下流方向:県道 286 号黒山広渡線橋りょうより)

3.3.7 その他都市施設の方針

【基本的な考え方】

- 本町におけるごみ処理は、広域的な処理体制のもと、効率化を進め、循環型社会の形成を目指します。今後は、更なるごみ減量化と資源リサイクルの促進に取り組めます。
- 火葬施設については、広域的に整備された施設を効率的に運用し、再生可能エネルギーの活用拡大に向けた検討を進めます。



◆遠賀・中間リレーセンター

出典：遠賀・中間地域広域行政事務組合資料

(1) ゴミ処理場の方針

ゴミの収集・処理は、遠賀・中間地域広域行政事務組合が実施しており、平成 19 年度から岡垣町の遠賀・中間リレーセンターを経由し、北九州市で広域的な処理を行っています。

今後は、更なるごみの減量化に向け、一市四町及び遠賀・中間地域広域行政事務組合において検討を推進します。また、適切な資源のリサイクルの促進に向け、更なる周知を推進します。

(2) 火葬場の方針

火葬処理については、遠賀・中間地域広域行政事務組合により火葬施設「天生園」にて行っています。効率的な運用のため、消費エネルギーの再エネルギー100%に向けた取組について検討します。

3.3.8 市街地開発事業の方針

【基本的な考え方】

- 都市機能の集約と魅力ある市街地空間の形成を図るため、遠賀町遠賀川駅南土地区画整理事業の推進を支援し、中心市街地の活力維持・活性化を推進します。公共交通や道路交通の利便性を活かした市街地造成により定住の場を形成し、官民一体で計画的な開発を進めます。



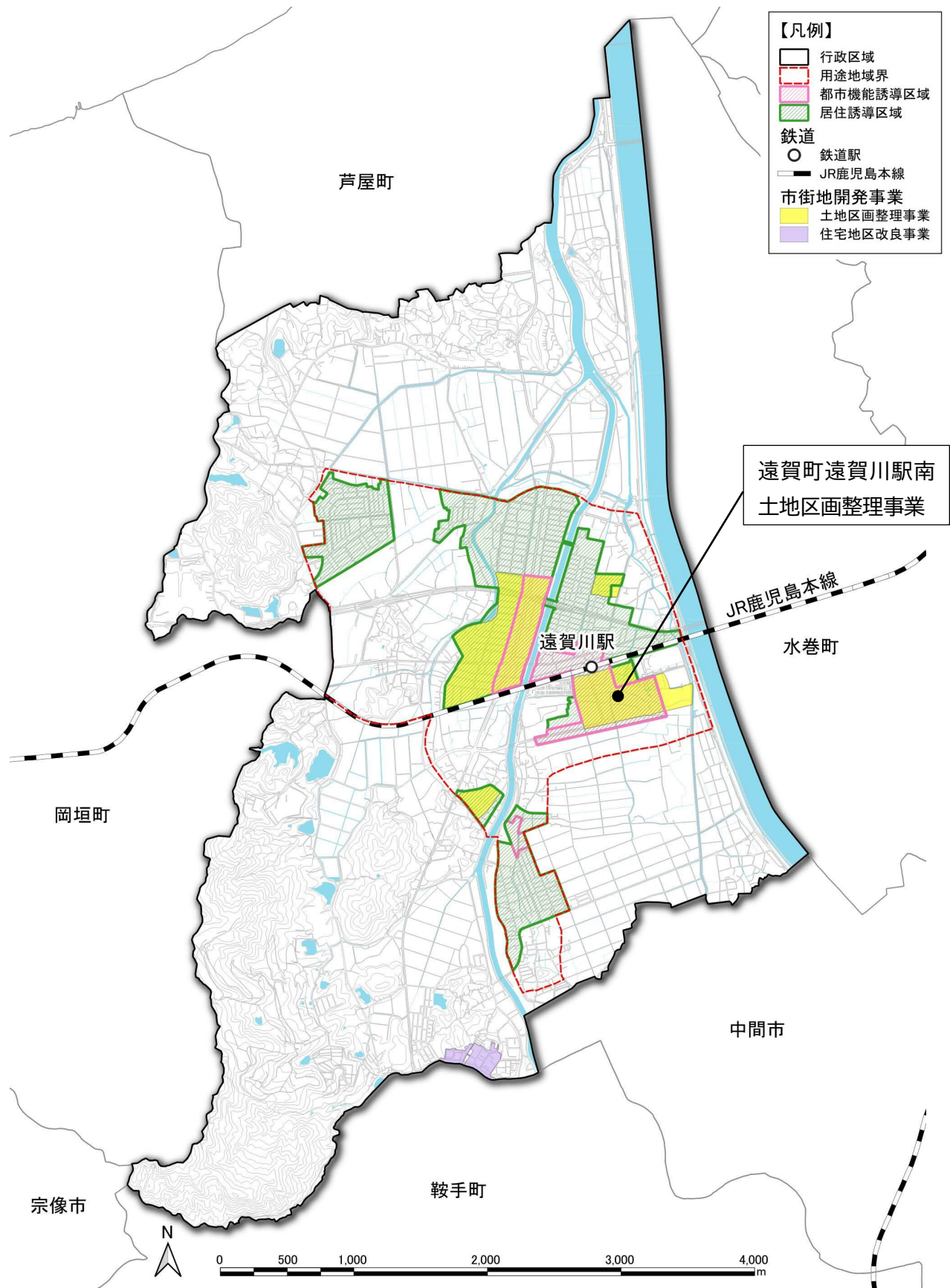
◆遠賀川駅南地区の将来イメージ

出典:遠賀町ホームページ「駅のみなみに”まち”ができます」

(1) 中心市街地

拠点として都市機能の集約や魅力的な市街地空間づくりを進めるため、市街地開発事業等による都市基盤整備の推進の支援を通じ、中心市街地の活力維持、活性化を図ります。

公共交通及び道路交通の利便性を活かした市街地の造成を行うことにより、遠賀町の定住人口の増と町の活性化を図ることを目的として、遠賀町遠賀川駅南土地区画整理事業(令和4年度～令和12年度予定)を継続支援して、官民一体となって開発を推進します。



◆市街地開発事業方針図

出典:令和5年度都市計画基礎調査、遠賀町立地適正化計画より作成

※誘導区域は令和7年6月見直し後の区域に加工

3.3.9 環境形成の方針

【基本的な考え方】

- 地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨等の地球規模での環境問題について関心が高まってきており、国際社会の共通の課題として地球環境保全の必要性が認識されてきています。こうした状況を踏まえ、都市環境及び自然環境、地球規模での環境問題等にも配慮した環境負荷の少ない都市構造の形成を図ります。



◆町内唯一の湧水池の蟹喰池(天然記念物オニバスの自生地)

(1) 都市環境

市街化の進展にともない、市街地付近の農地では宅地開発が進行しています。しかしながら、市街地周辺には、現在も緑の資源が多く残っているため、これらの資源や水辺等の自然環境を町民とともに保全していきます。

市街地においては、遮音壁の設置や低騒音舗装による自動車公害の防止、工場等の工業地への誘導、及び下水道整備の促進等により、騒音や振動、大気汚染、水質汚濁等の公害の防止等に努めていくものとします。騒音・振動にかかる特定施設の設置や特定建設作業については、引き続き、届け出を事業者に促し、事前に騒音・振動対策を行うよう努めます。

(2) 自然環境

蟹喰池(天然記念物オニバスの自生地)等の希少な自然をはじめ山林、農地等の多くの緑や自然が残されています。これらの自然は、「うるおい」や「やすらぎ」を提供するとともに、水源涵養や緑地としての機能、災害防止機能、動植物の生育生息地等の多様な役割を持っています。また、近年の新たな環境問題に適切に対応していく必要があり、自然環境、生活環境、快適環境、地球環境・環境保全体制について目標を定めた環境基本計画を推進します。

また、ボランティアとの連携による環境美化運動の継続や活動の充実を図るとともに、適切なりサイクルに向けた啓発活動や、町民主体の自然環境保護のための広報活動を進めます。



◆不法投棄抑制対策

(3) 脱炭素社会への取組

令和4年4月に、北九州連携中枢都市圏域(18市町)で国から脱炭素先行地域に選定されました。

町内の公共施設で太陽光パネル・省エネ機器等の導入を進めています。環境への負荷が少ない低コスト型太陽光・蓄電池による発電の実証モデルを構築し、町内の公共施設へ設置を進め、令和12年までに、町内公共施設が100%再生可能なクリーンエネルギーによる運用の実現を目指します。

3.3.10 景観形成の方針

【基本的な考え方】

- 本町の景観を構成する要素としては、建築物や工作物、道路・橋りょう等の構造物等の都市景観を構成するもの、遠賀川や田園風景、森林等の自然景観を構成するもの、及びそれらと一体となって構成される文化財や祭り等の文化的景観があります。
- 今後も、市街地景観の創造と自然景観や文化的景観の保全・育成を図ります。



◆美しいまちづくり促進モデル区域(松の本地区)

(1) 市街地景観

本町において、一般県道浜口遠賀線沿道は、一般国道3号に直結し、町役場等の公共施設が沿道に立地することからシンボリックな街路空間になっています。また、美しいまちづくり促進モデル区域等が位置づけられており、引き続き美しいまちづくり基本計画に沿った整備を推進します。

(2) 自然景観

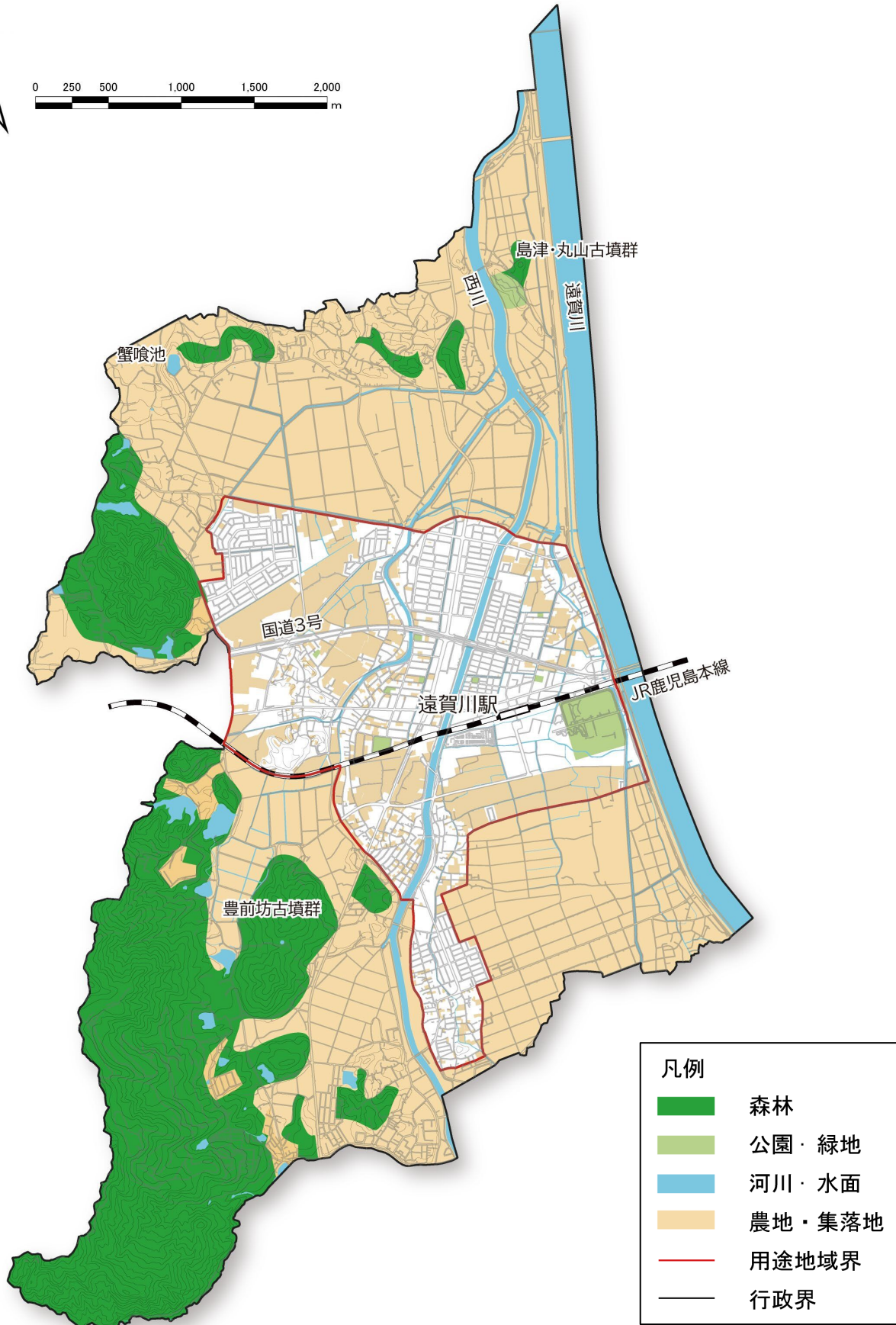
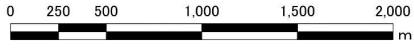
遠賀川や遠賀平野の田園風景、並びに西部の丘陵地は、市街地の背景として位置し、眺望が可能な空間であり、日常的に視野に入る景観です。今後とも自然景観の保全・形成を図ります。

(3) 文化的景観

地域に残る古墳や神社等の有形文化財の保存、活用に務めます。また、祭り等の地域の文化は、都市景観及び自然景観の中にとけ込んでおり、文化的景観を構成する要素として一体的に保全を図ります。また、無形文化財としての指定について検討します。

◆ゾーン別景観形成の基本方向

ゾーン区分		基本的な考え方
市街地景観	住宅地	良好な住環境、街並みの形成を目的として、建築物等の周辺との調和を図り、緑化を促進し、開発行為等の景観誘導を図る。
	商業地 業務地	機能美のある空間形成、街並み形成を目的として建築物等の周辺との調和を図り、緑化を促進する。
	工業地	建築物は、周辺環境に配慮し、工作物は周辺と調和した景観誘導を図り、緑化を促進する。
自然景観	農地・集落地	農地及び集落地は、ふるさとの景観として維持保全を図る。
	森林・丘陵地 ・水辺	残された自然景観の保全を図り、ふるさとの景観として維持保全を図る。



◆景観形成方針図

3.3.11 都市防災の方針

【基本的な考え方】

- 災害対策基本法に基づく災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等の自然現象または大規模な火事もしくは爆発等により生じる被害を災害としています。
- 災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、ハード整備による防災対策と併せて、情報収集・伝達体制と避難体制の強化等のソフト施策にも取り組む防災都市づくりを推進します。

都市の防災上に係わる都市災害としては、概ね以下のものがあります。

◆都市の防災上に係わる都市災害

種別	災害の内容
1)地震災害	構造物及びライフラインの破壊、同時多発火災、津波
2)火事	火災、市街地火災
3)暴風雨等	建物損壊、洪水、土砂崩れ、高潮
4)危険物災害	貯蔵危険物の漏出・爆発、工場プラントの爆発
5)その他の災害	地すべり

本町においても上記のような災害に直面する可能性はあり、町民の生命と財産を守り、災害に強い安心して暮らせるまちづくりを進めるため、災害に強い都市づくりを図っていく必要があります。

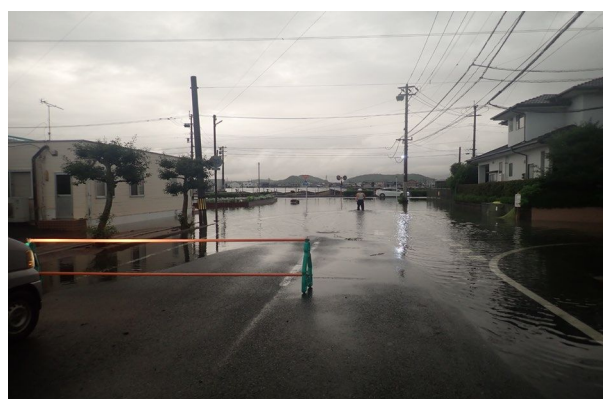
特に、本町においては、大雨時による遠賀川水系の増水による災害の発生が想定されるとともに、平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震を踏まえ、地震災害への備えが必要となっています。

こうした状況を踏まえ、都市の防災性を向上していくために、遠賀町地域防災計画、遠賀町立地適正化計画防災指針等に準拠して、より快適で安全な都市空間の創造に向けた取組を進めます。



◆浸水した遠賀村(老良付近 昭和 28 年)

出典:遠賀町誌



◆浸水した田園地区(令和 7 年 8 月)

(1) 災害に強いまちづくり

災害に強いまちづくりを進めるためには、ハード対策とソフト対策が必要です。

道路、公園、下水道及び河川等の各種事業との連携を図りながら災害に備えた対策を促進し、これにより災害発生時の未然防止及び災害発生時における防災活動の円滑化、安全空間の確保を図ります。

災害に強いまちづくりは、公共事業だけでは不十分であるため、町民の理解と協力を得ながら防災に係わる法的規制を活用し、「防火・準防火地域」等の地域指定や緑化による延焼防止等も適宜検討します。また、遠賀町耐震改修促進計画に基づき、住宅耐震化率の向上を図る等、住宅等の建築物そのものの防災性が高まるように働きかけていくものとします。また、避難所や防災拠点施設等の防災基盤の充実に努めるとともに、誰もが迅速に情報を入手することができる情報伝達体制の強化に努めます。

気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に治水に取り組む社会を構築する必要があります。このため、河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者(国・都道府県・市町村・企業・町民等)により流域全体で行う流域治水として『遠賀川流域治水プロジェクト』を推進します。また、防災ステーションや高台整備について検討を行います。

(2) 防災体制づくり・水門操作や監視の遠隔化

災害発生時において、円滑で柔軟な対応が可能となるよう水害や震災等への対応策を検討します。

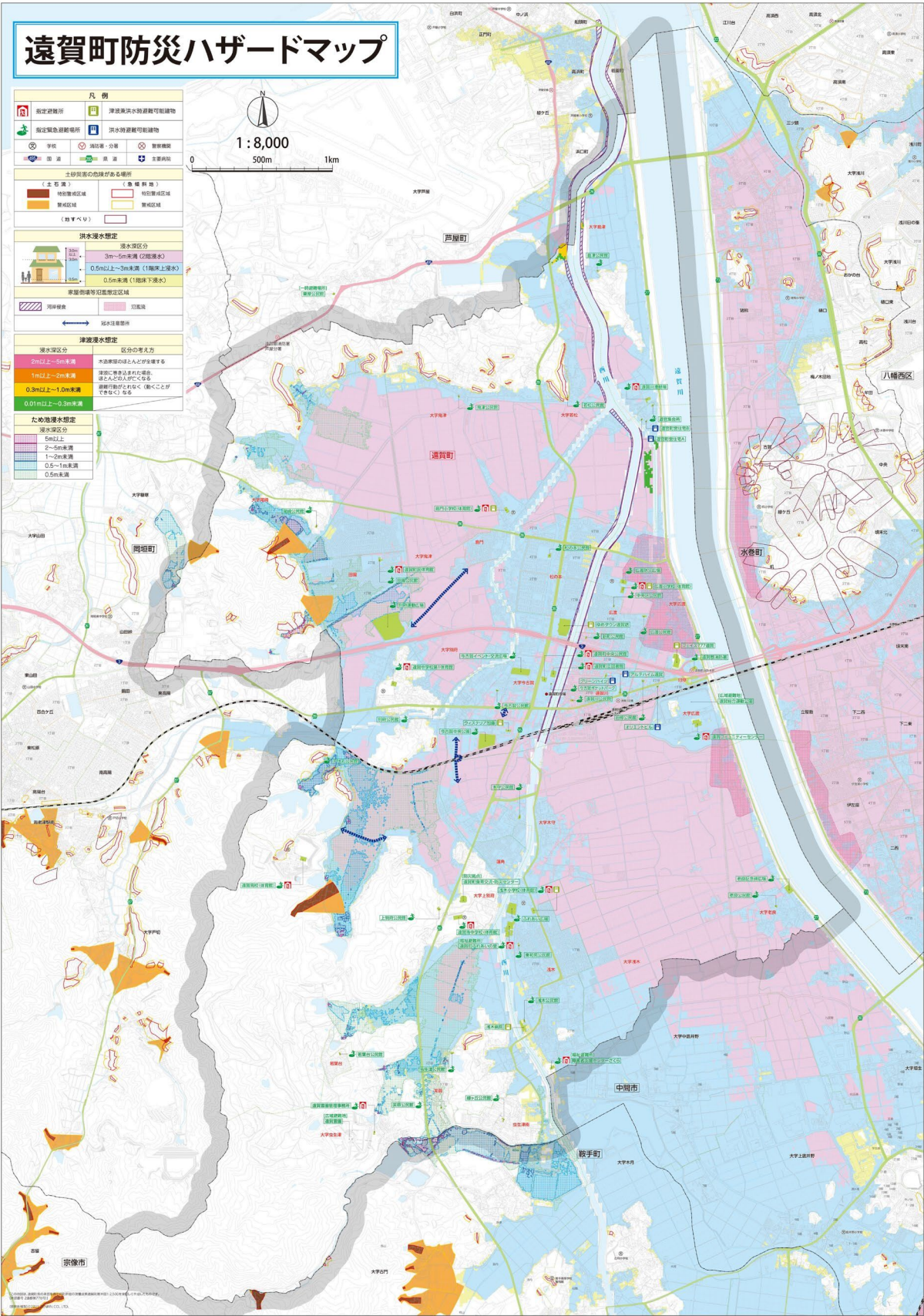
防災士、消防団活動や地区自主防災組織の参画の促進により、各地区における町民の防災訓練等を積極的に指導及び支援し、柔軟で高度な対応が可能な組織づくりを行います。また、定期的な町内一斉避難訓練のあり方の検討等により、町民の参加率の向上を図ります。

備蓄機材等の充実に努めるとともに、地区別の災害状況の把握やその対応の方向を適切に誘導できるよう、防災行政無線をはじめとした、各種関係機関等との連携のもと防災情報のシステム化を推進します。また、水害発生防止のため、河川や用排水路の水門操作や監視の遠隔化等の機能強化を図ります。

(3) 防災に関する普及活動

防災活動については、関係機関、団体等及び町民が一体となって災害に対して備えていくことが重要です。このため、遠賀町洪水ハザードマップや防災マップ等の防災に関するパンフレット等の広報活動を通じて、町民への災害危険箇所や避難地等の周知に努め、防災に対する町民意識の向上を図っていきます。

また、普及活動の一環として防災訓練の定期的実施、情報伝達や救援活動方法等の学習会の開催、出前講座の周知を拡充し、災害発生時においても、個々の町民が適切な対応を図ることができるように努めます。



◆都市防災方針図

出典：遠賀町防災ハザードマップ

4. 地域別構想

4.1 地域別の概要

4.1.1 地域別構想とは

全体構想は、目指すべき将来都市像の実現のための方針を示します。一方、地域別構想は、各地域の地域像や実施される施策を示すもので、地域単位での都市づくりの方針を定めます。

地域別構想の策定にあたっては、先に示す全体構想や町民の意向(町民アンケート/第6次遠賀町総合計画(令和4年3月))を踏まえた上で検討します。

4.1.2 地域区分

本町は、中学校区界で南北の2つの圏域に分けることができます。中学校区界は、概ねJR鹿児島本線で区切られて、日常生活圏を構成しています。

地域別構想における地域区分は、遠賀町国土利用計画(平成17年度)を踏まえつつ、日常生活圏を形成する中学校区及び国勢調査区域に基づき、町を南北に区分し、遠賀北地域と遠賀南地域とします。この地域区分において、相互のつながりを勘案しながら地域別構想を設定します。

【地域の概況】

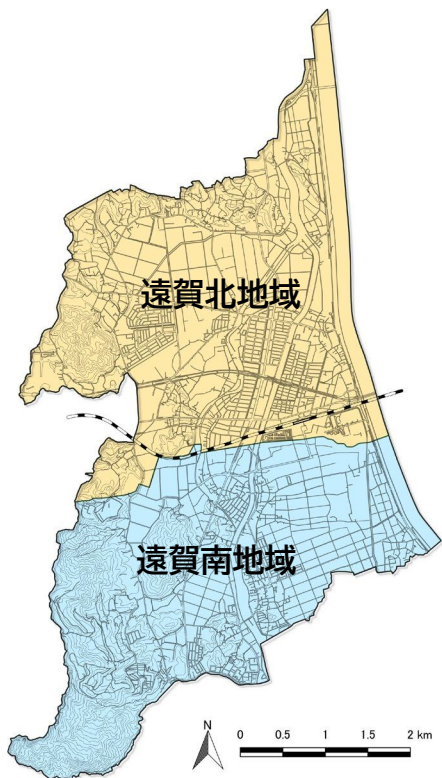
- 遠賀北地域と遠賀南地域はほぼ同面積であるが、やや遠賀北地域が大きくなっています。
- 遠賀北地域は、遠賀南地域の2倍程度の人口及び世帯の集積となっています。
- 人口密度も同様に、遠賀北地域が遠賀南地域の2倍程度の密度となっています。

◆各地域の概況

地域名	面積 (ha)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口密度 (人/ha)
遠賀北地域	1,169.2	12,924	2,329	11.05
遠賀南地域	1,040.4	5,799	1,133	5.57
全体	2,209.6	18,723	3,462	8.47

※各地域面積はGIS図上計測のため公表値(2,215ha)とは異なる。

出典: 令和2年国勢調査



◆地域区分図

4.2 遠賀北地域

4.2.1 地域の課題



◆遠賀北地域の住宅地(田園)

(1) 市街地内の課題

1) JR遠賀川駅前周辺の商業地の活性化

JR遠賀川駅前には、本町と周辺市町を結ぶ通勤・通学等の公共交通の交通結節点として、また本町の玄関口として機能しています。

駅周辺地区町民や駅乗降客等の利便性を確保するとともに、遠賀町遠賀川駅南土地区画整理事業周辺への都市機能の誘導等により、駅南北のにぎわいの創出が必要です。あわせて、駅周辺における良好な住環境の整備・維持が必要です。

2) 駅前と町役場等の公共空間との回遊性の向上

駅北の町役場、図書館、中央公民館等の配置されている地区や新たな開発が行われる駅南地区へのアクセス強化が必要です。

一般県道岡垣遠賀線沿いの歩道の活用や西川の河川空間を活かし、駅周辺の利便性と回遊性の向上を高める必要があります。

3) JR遠賀川駅の交通結節機能の向上

交通ターミナルとしての利便性の向上、自動車や自転車等への円滑な乗り換え等のため、駐車場や自転車駐車場(駐輪場)の交通結節機能の向上が必要であり、民間による駐車場整備の誘導が課題です。

4) 一般県道浜口遠賀線沿道のまちのシンボル化

一般県道浜口遠賀線沿道には、自動車利用の沿道型商業施設が立地し、町役場等の公共施設が配置されているため、町のシンボル性を考慮した計画的な街並み景観の形成が求められます。

5) 市街地内未利用地の基盤整備

市街地内は、別府地区等の宅地化が進まず、現況で農地としての利用が見られる地区があります。これらの地区は、適切な宅地開発の誘導が必要です。

6) 一般国道3号及び一般県道黒山広渡線沿道の有効利用

一般国道3号沿道の尾崎・別府地区は、未利用地がみられます。引き続き、国道沿道の利便性を考慮した業務地等の有効利用が必要です。

一般県道黒山広渡線沿道の鬼津地区は、一般国道3号と結ぶ幹線道路としての利便性を考慮した沿道の有効利用が必要です。引き続き、周辺の営農環境等に配慮した土地の有効利用が求められます。

7) 市街地内外の円滑な交通アクセスの確保

地域北部の集落地等と市街地を結ぶアクセス道路は、町道山手線及び町道鬼津線等が機能しています。引き続き、市街地を円滑に結び、通学路等の歩行者空間を確保するための道路改良と維持に取り組む必要があります。

8) 周辺市町との連携強化

遠賀北地域と遠賀川右岸側の水巻町とを結ぶ橋りょうとしては、一般国道3号の遠賀川橋と御牧大橋があります。これらの橋りょう間は比較的遠距離となります。このため、主要地方道直方芦屋線における安全な歩行者空間及び円滑な走行性の確保による既存橋りょうへのアクセスの向上が必要です。また、今後建設が進み、水巻町方面へとアクセスする一般県道中間水巻線(遠賀川架橋)の整備促進が必要です。

(2) 市街地外の課題

1) 市街地外への無秩序な宅地開発の規制

地域北部の集落地では、宅地開発が進行しています。用途地域外の宅地開発は、目指すべき集約型都市構造における市街地形成を阻害することから、市街地内への宅地開発の誘導が必要です。

2) 農地の保全及び拠点的活用

遠賀北地域は、島津・若松・鬼津・尾崎地区にまとまった優良農地が広がっており、農業生産基盤として優良農地の保全が必要です。美しい田園景観を守るためにも、農地の無秩序な転用及び耕作放棄地の発生防止が必要です。

3) 集落地の道路、公園、下水道等の整備、景観形成

① 道路、公園等

・遠賀北地域の西部から北部にかけて集落地が分布し、集落内に狭あい道路がみられます。このため、生活環境の向上に向けて、道路等の整備・維持が課題です。今後は少子高齢化の中、地元だけで公園等を管理することが困難であることから、地域の実情に応じた公園管理の取組が必要です。

② 下水道

・下水道は、公共下水道事業及び農業集落排水事業によって対応していますが、引き続き遠賀北部地域等の未整備地区の整備が必要です。また、下水道未整備区域では、小型合併処理浄化槽による水洗化の促進が必要です。

③ 景観

・農地と背後の丘陵地は、自然景観と集落地による豊かな田園景観を有しています。本町独自の景観として、農地と丘陵のある景観の保全・維持が必要です。

4) 緑地の保全、自然空間としての活用

島津・丸山古墳群は文化財保護法に基づき保存、活用を検討し、町指定の文化財として適切に管理を行っていきます。

遠賀総合運動公園では、公園としての機能向上を図るため、公園管理事業者と連携し、保全・活用・周知の推進が必要です。

身近な緑地を活かした散策等の自然空間としての活用も求められている遠賀総合運動公園は、施設が老朽化しているため、駅周辺という立地と環境を活かしたさらなる機能強化に向け、全体的な施設の改修、整備が必要です。

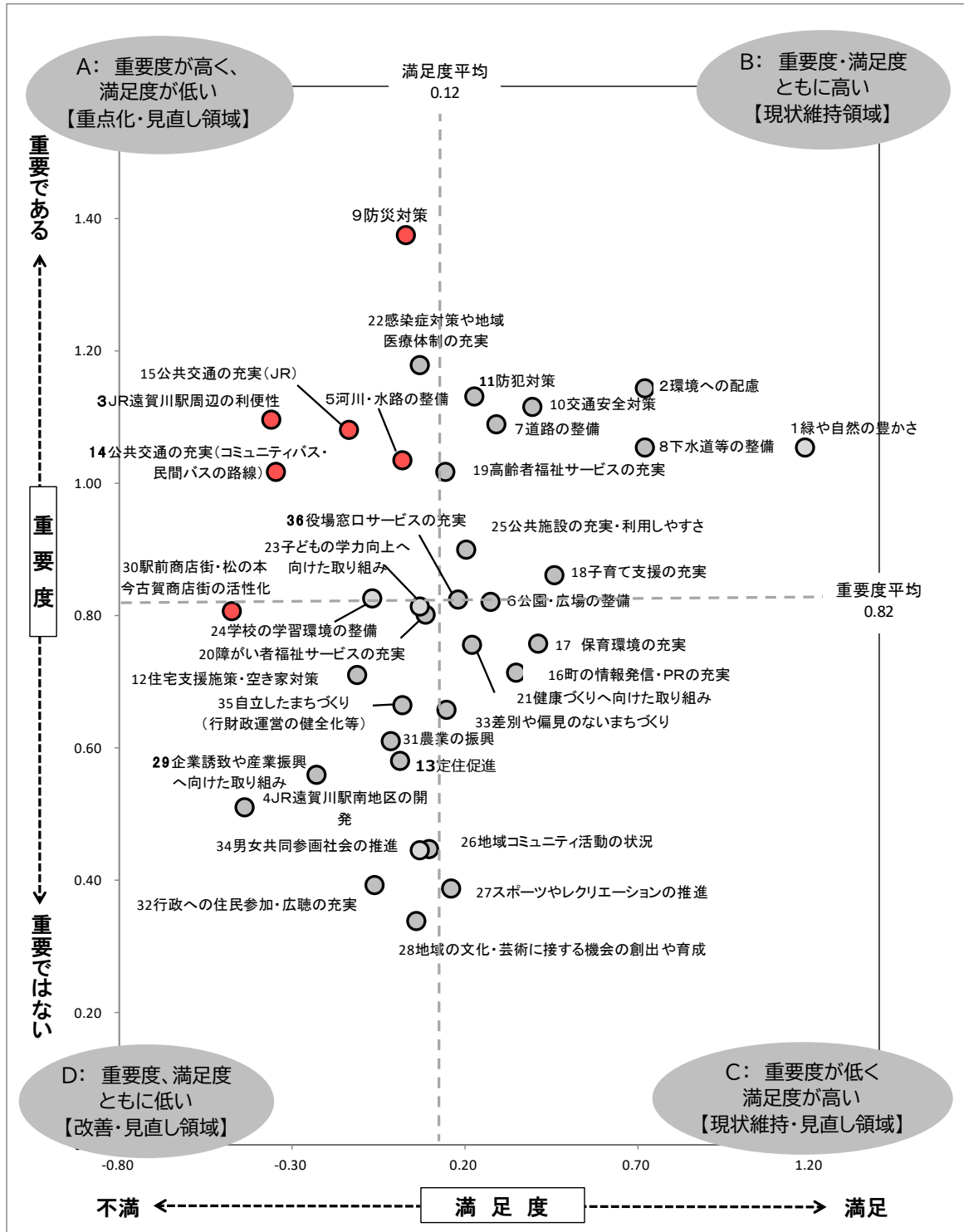
5) 河川の治水機能及び親水空間の維持、水と緑のネットワーク化

西川、戸切川等は、水害発生防止対策が必要です。また、西川、戸切川等に沿って自然環境を楽しみ憩える空間の維持が必要です。

尾崎の蟹喰池や島津の峯ヶ浦池等ため池等の優れた水辺空間の保全・活用が必要です。尾崎の蟹喰池は、絶滅危惧種であるオニバスの自生地であり、天然記念物であるオニバスの保護、再生が必要です。

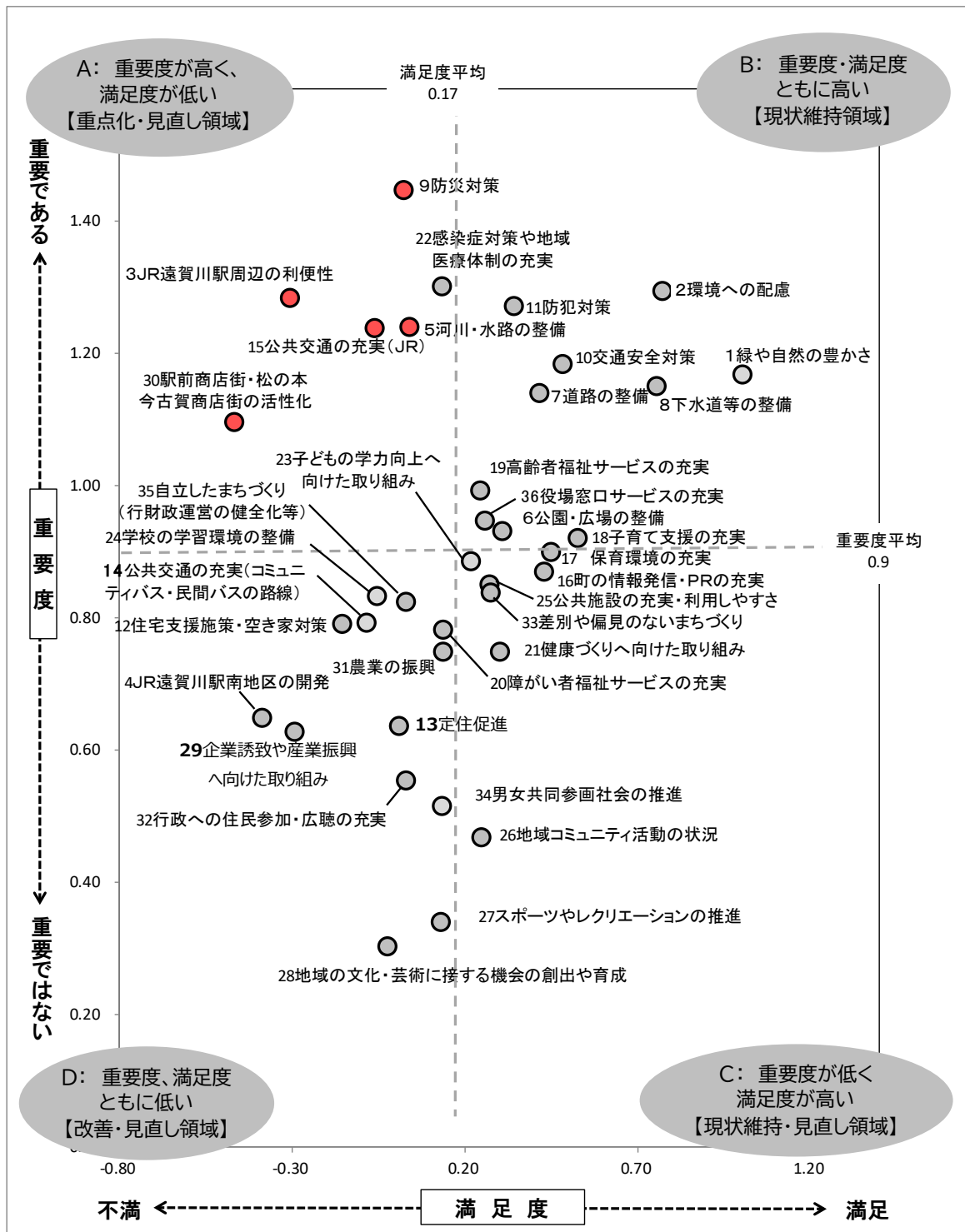
(3) 町民の意向(町民アンケート/第6次遠賀町総合計画(令和4年3月))

町民アンケートでは、「JR遠賀川駅周辺の利便性」「公共交通の充実(コミュニティバス・民間バス)」「公共交通の充実(JR)」「河川・水路の整備」「防災対策」「駅前商店街・松の本今古賀商店街の活性化」等について、重要度が高いものの、満足度が低く、優先的な取り組みが求められます。



◆まちづくりの満足度と重要度の平均値の相関図(島門小学校区)

出典:第6次遠賀町総合計画等に係る住民アンケート調査結果報告書



◆まちづくりの満足度と重要度の平均値の相関図(広渡小学校区)

出典:第6次遠賀町総合計画等に係る住民アンケート調査結果報告書

4.2.2 まちづくりの方針

【地域の将来像】

駅南北のにぎわいの創出と 農地の緑と川にふれあえる暮らしのまちづくり

4.2.3 まちづくりの部門別方針

(1) 土地利用の方針

1) 市街地内

① 生活交流商業地

- ・おんがみらいテラスや遠賀町遠賀川駅南土地区画整理事業と連携し、駅の南北が一体となって活性化を図り、定住人口の増加とにぎわいの創出を図ります。
- ・遠賀町遠賀川駅南土地区画整理事業では、土地の高度利用を図りながら駅乗降客等の利便性を高める医療・店舗等の商業・業務施設の立地誘導等を図り、駅を核とした地区の活性化を図ります。

② 近隣商業地

- ・駅周辺地区等は、近隣町民の生活の利便性を高める食料品、日用品等の店舗や業務施設の立地を誘導するとともに、駅周辺地区への定住人口の誘導を図ります。
- ・駅前から町役場、図書館等の公共施設地区や西川までのアクセスを充実させ、楽しく回遊できる空間整備を図ります。

③ 沿道商業・業務地

- ・公共公益施設が配置されている一般県道浜口遠賀線沿道について、本町のシンボルロードとして商業・業務施設の立地誘導や調和のある街並み景観形成を図ります。

④ 沿道流通・業務地

- ・一般国道3号の通過する尾崎地区における国道沿道の利便性を活かして、周辺環境と調和を考慮しながら、遠賀町企業誘致条例の奨励措置により、運輸、流通、業務施設等の沿道利用型業務機能の立地誘導を引き続き促進します。
- ・一般県道浜口遠賀線沿道は、鬼津地区等において、周辺の営農環境等と調和した沿道型の業務機能の計画的な立地誘導を引き続き促進します。

⑤ 工業地

・準工業地域に指定している別府地区等は、未利用地について、周辺の住宅地等の環境を損なわない企業の誘致を遠賀町企業誘致条例の奨励措置により促進するとともに、緑化の促進等により周辺の景観と調和した工業地を形成します。

⑥ 低層住宅地

・別府地区等における未利用地について、適切な開発誘導を行います。

⑦ 一般住宅地

・一般住宅地において、日照や採光を確保し、緑豊かな住宅地を形成するために、敷地内緑化等を推進します。

2) 市街地外

① 農地

・若松、鬼津、尾崎地区等の優良農地の保全を図るとともに、新規就農の促進等により耕作放棄地の発生を抑制します。

② 集落地

・市街地周辺や丘陵地沿いの集落地では、良好な集落景観の形成を推進します。
・土地利用の転換にあたっては、都市計画法、遠賀町開発行為に関する条例等の手法を活用し、計画的な土地利用を誘導していきます。また、今後は必要に応じて、避難・水防活動に資する高台整備等といった流域治水との調整を図ります。

③ 森林

・遠賀北地域の西部にある高山地区等の丘陵地の森林、北部の芦屋町との境に分布する森林等は、身近な緑地を活かし、自然環境や景観等の保全を推進します。
・林地開発等適正な管理に必要な手続きを行っており、今後も継続します。

④ 宅地開発等の誘導と規制

・遠賀町立地適正化計画により、誘導区域内への居住誘導を図りますが、市街地外における住宅開発や商工業系の施設立地については、農地や緑地等との調和を図りつつ、集落の居住機能を維持します。

(2) 都市施設及び自然環境等の方針

1) 道路交通施設

① 一般国道3号の交通渋滞対策

・一般国道3号の交差点における円滑な交通の確保のため、特に北九州方面への通勤時間帯の交通渋滞対策について、国に対して遠賀郡3町(遠賀町・水巻町・岡垣町)による要望を行います。

② 主要地方道直方芦屋線等の整備

・主要地方道直方芦屋線における国道3号交差点の改良や歩行者空間の確保、また、新たに整備される水巻町方面に接続する遠賀川を渡河する一般県道中間水巻線の整備について、関係機関に働きかけます。

③ 地域をネットワークする町道の整備

・尾崎・別府地区方面と市街地を結ぶ町道山手線における歩行者の安全性を確保した整備を図ります。
・南北地区間の交通の円滑化を図るため、町道山手線(歩道を含む)及び町道別府上別府線の整備を図ります。

④ 中心市街地の回遊路の整備

・町役場、図書館、中央公民館等の配置されている地区や新たな開発が行われる駅南地区へのアクセス強化を図り、駅周辺の利便性と回遊性の向上を高めます。

⑤ 集落地の生活道路の整備

・尾崎地区、鬼津地区等の集落地における安全で生活しやすい環境を形成するために生活道路の維持・改良を進めます。

⑥ 自転車道、歩行者道の維持・充実

・遠賀川や西川、戸切川沿いの道路や河川管理用通路等を活用し、周辺の緑地等を結ぶ自転車道、歩行者道の維持・充実を図ります。

⑦ 駐車場の整備

・JR遠賀川駅の交通結節機能を高め、商業等の都市機能の利便性を高めるため、遠賀町遠賀川駅南土地区画整理事業とあわせ、民間による駐車場整備の誘導を図ります。

⑧ 自転車駐車場(駐輪場)の維持保全

・JR遠賀川駅の自転車等による円滑な乗り換えを図るため、JR遠賀川駅周辺の自転車駐車場(駐輪場)の維持保全を図ります。

2) 公園・緑地

緑化重点地区内の都市公園について、整備の推進を図ります。遠賀総合運動公園は多くの人が利用する大規模公園として、さらなる機能強化や利用用途の拡充に向けた検討を行います。

高山地区等の森林や周辺の里山の保全を図るとともに、身近な自然空間としての活用を図ります。

集落地における身近な公園については、地域の実情に応じて町民参加の公園管理を推進します。

3) 上水道

安定した上水の確保と良質な水道水の供給を目的として、水道施設の保全について関係機関に働きかけます。また、老朽化した水道管の破損による水圧低下や断水、道路陥没の発生が懸念されることから、老朽管の順次更新を関係機関に働きかけます。

土地利用の転換に伴う新市街地への水道管等の施設整備について、費用対効果を考慮しつつ、関係機関に働きかけます。

4) 下水道

農業集落排水地区の編入に伴って拡大した区域の整備及び駅南地区区画整理地内の汚水処理整備を推進するとともに、計画的に改築更新を行います。

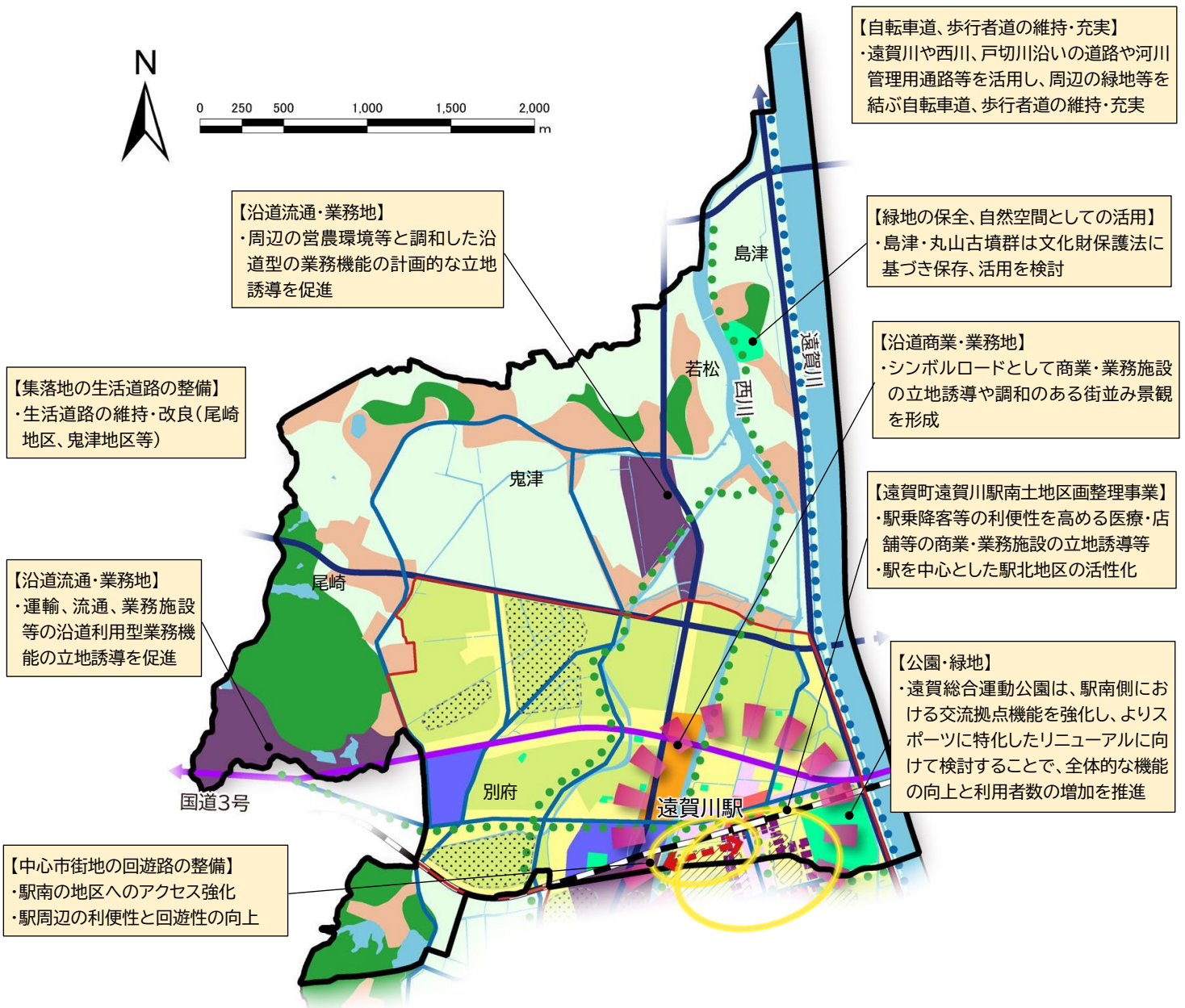
下水道未整備区域においては、小型合併処理浄化槽による汚水処理の整備を推進します。

また、汚水処理施設概成後は、内水浸水対策事業の検討を行います。

5) 河川・水面

広渡排水機場の適切な維持管理更新、及び吉原川、西川、戸切川の護岸改修等治水事業の促進を関係機関に働きかけます。

蟹喰池や峯ヶ浦池及びその周辺緑地の優れた自然環境の保全と活用整備を図ります。蟹喰池は、絶滅危惧種であり天然記念物として指定されているオニバスの自生地です。しかしながら、近年、水質悪化等によりオニバスの発芽が確認されていないことから、水質改善等に向けた取組を継続します。



凡例							
	低層住宅地		工業地		中心拠点		計画的開発推進
	一般住宅地		集落地		主要幹線道路		計画的土地利用誘導
	沿道商業・業務地		農地		幹線道路		回遊路整備
	生活交流商業地		森林		補助幹線道路		歩行者道
	複合商業・業務地		公園・緑地		道路未整備		自転車道
	近隣商業地		河川・水面		用途地域界		
	沿道流通・業務地						

◆遠賀北地域構想図

4.3 遠賀南地域

4.3.1 地域の課題



◆遠賀南地域の集落(浅木)

(1) 市街地内の課題

1) 駅南地区の未利用地の利用促進

JR遠賀川駅南側に広がる未利用地の有効活用が課題です。また、遠賀町遠賀川駅南土地区画整理事業の周辺では、開発の適切な誘導が必要であり、開発に際しては、地区内幹線道路の計画的な配置が課題です。

2) 駅南地区のアクセス向上

駅南地区の市街化の状況に配慮しつつ、JR遠賀川駅南口へ南部方面及び中間市方面からの円滑なアクセスの確保についての検討が必要です。また、駅南口から西川右岸までのアクセス向上が課題です。

3) JR遠賀川駅の交通結節機能の向上

交通ターミナルとしての利便性の向上が必要です。自動車や自転車等への円滑な乗り換えを図るため、駐車場や自転車駐車場(駐輪場)の交通結節機能の向上が求められ、民間による駐車場整備の誘導が必要です。

4) 主要地方道宮田遠賀線沿道の有効利用

主要地方道宮田遠賀線(バイパス)の整備による利便性の向上が必要です。引き続き沿道の有効利用が求められます。

5) 市街地内未利用地の基盤整備

主要地方道宮田遠賀線(バイパス)沿道の後背地等に未利用地があり、宅地化等の活用が必要です。

6) 町南北間の交通の円滑化

JR鹿児島本線南北間の交通の円滑化を考慮した交通アクセスの確保を図ることが必要です。

7) 周辺市町との連携強化

遠賀南地域と水巻町を結ぶ一般国道3号への安全性及びアクセスの向上のため、主要地方道直方芦屋線及び一般県道中間水巻線の歩行者空間の確保や円滑な走行性の確保が必要です。

(2) 市街地外の課題

1) 市街地外への無秩序な宅地開発の規制

緑豊かな環境の保全や景観との調和を図りつつ、秩序ある宅地開発等の誘導が必要です。

2) 農地の保全及び農業拠点形成

遠賀南地域は、老良、木守、上別府、浅木、虫生津地区等にまとまった優良農地が広がっています。農業生産基盤として優良農地の保全と農業振興のための利用を促進する必要があります。また、農業生産基盤整備が行われていない箇所も残されており、基盤整備を行って老朽化している箇所もあるため、基盤整備の検討が必要です。

美しい田園景観を守るためにも、農地の無秩序な転用及び耕作放棄地の発生を抑制することが必要です。

3) 集落地の道路、公園、下水道等の整備、景観形成

虫生津地区における主要地方道宮田遠賀線(現道)の虫生津橋以西や芙蓉地区と結ぶ町道ナギノ線等の道路は、歩道がなく歩行者の安全性の確保が必要です。

集落地における身近な公園の改修整備や、下水道の整備区域外については、今後とも合併浄化槽設置補助事業を継続する必要があります。

広がりのある農地や森林、集落地がつくる田園景観を保全することが必要です。

4) 緑地の保全、自然空間としての活用

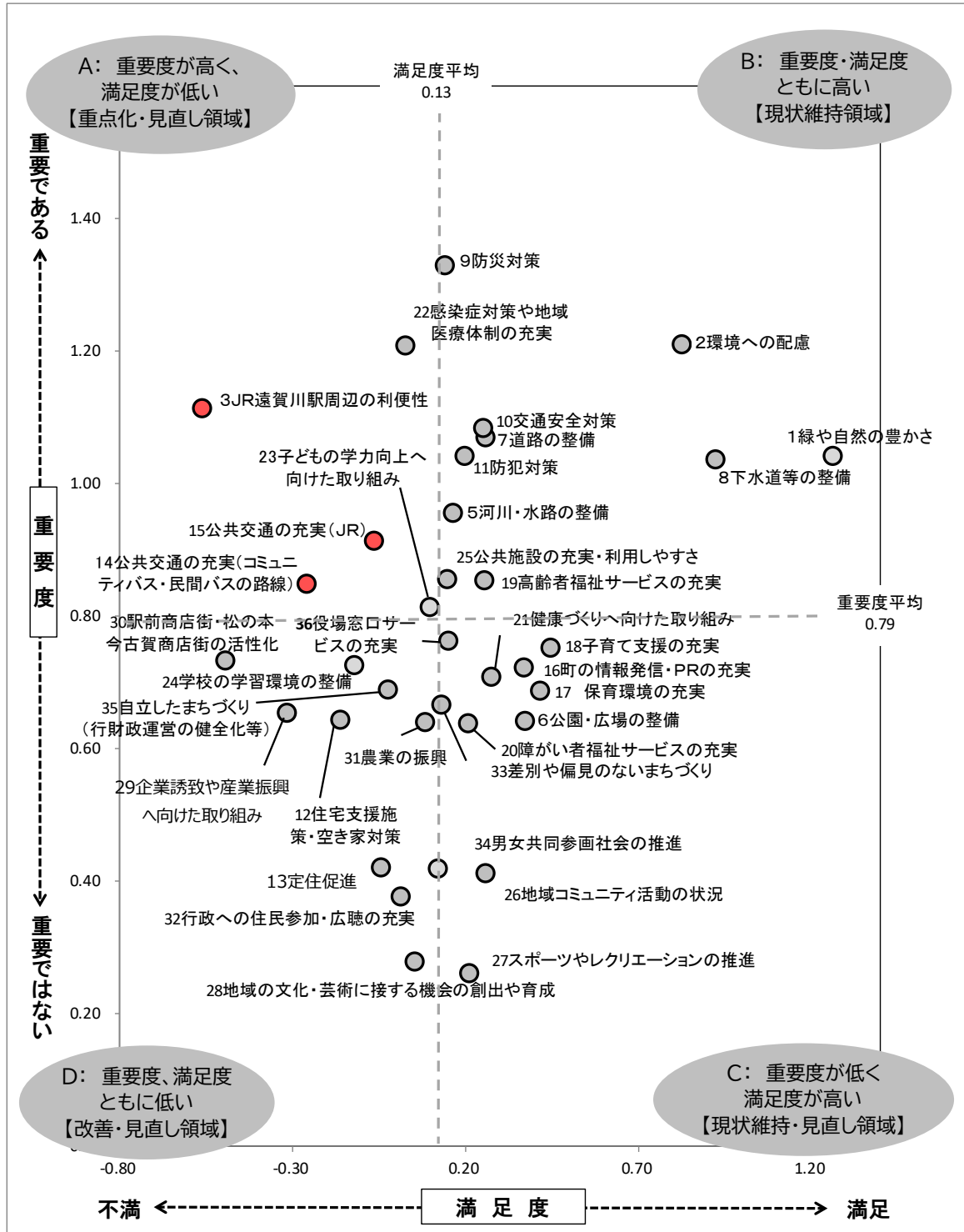
南部に広がる森林や、豊前坊古墳のある丘陵地の緑地等は自然環境、景観等の観点から保全が必要です。

5) 河川の治水機能の維持

地域には西川が流れ、豊かな水量の水辺空間を形成しています。また、農業用水路が張り巡らされており、本町及び南部地域の景観を特徴づけています。西川等の河川は、増水時において適切な排水が必要です。

(3) 町民の意向(町民アンケート/第6次遠賀町総合計画(令和4年3月))

町民アンケートでは、「JR遠賀川駅周辺の利便性」「公共交通の充実(コミュニティバス・民間バス)」「公共交通の充実(JR)」等が、重要度が高いものの、満足度が低くなっており、優先的な取り組みが求められます。



◆まちづくりの満足度と重要度の平均値の相関図(浅木小学校区)

出典:第6次遠賀町総合計画等に係る住民アンケート調査結果報告書

4.3.2 まちづくりの方針

【地域の将来像】

駅南北の連携による駅周辺の魅力の創出と 丘陵地、田園と川の身近な暮らしのまちづくり

4.3.3 まちづくりの部門別方針

(1) 土地利用の方針

1) 市街地内

① 複合商業・業務地

・遠賀町遠賀川駅南土地区画整理事業の円滑な進捗を図り、定住・移住を促進するとともに計画的な開発誘導を推進します。

(産業の振興)

・周辺地域の産業についての情報を発信し、企業間の交流を促すことで遠賀町遠賀川駅南土地区画整理事業周辺への開発誘導を促進します。

(生活関連業務等の計画的な立地誘導)

・都市計画道路駅南線及び老良上別府線の沿道周辺は、周辺の住宅地との調和を図りつつ、駅周辺の利便性を活かした生活関連施設や業務機能の計画的な立地の誘導を図ります。またこれらの機能の計画的な集積により複合商業地の形成を図ります。

② 沿道流通・業務地

・木守地区をはじめとする主要地方道宮田遠賀線(バイパス)沿道は、バイパス整備により利便性が高まっていることから、開発の進展が見込まれます。沿道においては流通・業務機能の計画的な立地誘導を引き続き推進するとともに、周辺の丘陵地等自然環境との調和を意識した景観形成を推進します。

③ 福祉関連地区(ふれあいの里)

・ふれあいの里を地域福祉の拠点として町民の健康増進、教養と福祉の向上を図る等、機能の充実を図ります。また、施設の老朽化に対応するため、ふれあいの里のあり方に関する検討を進め、持続可能で効果的・効率的な維持更新を行います。

④ 低層住宅地

ア. 駅南地区

・豊かな自然とやすらぎを実感する質の高い住宅地の計画的な配置を行い、周辺の農業環境と調和した田園住宅地の形成を図ります。

イ. 主要地方道宮田遠賀線後背地(木守地区)

- ・主要地方道宮田遠賀線(バイパス)沿道の後背地は、周辺の住宅地や自然環境との調和を図るため、引き続き住宅地としての立地を誘導します。
- ・工業や流通等の用途は、準工業地域(別府、今古賀地区)への立地誘導を図ります。

ウ. 既存住宅地(東和苑・浅木地区等)

- ・東和苑・浅木地区等の住宅団地及びその周辺の住宅地は、低層の良好な住環境を保全します。

⑤ 一般住宅地

ア. 駅南地区

- ・駅に近接する立地条件を活かして、共同住宅の立地を計画的に誘導します。また、周辺の居住環境や田園景観等との調和のため、地区計画による土地利用を図ります。

イ. 既存住宅地

- ・既存の住宅地において、日照や採光を確保し、緑豊かな住宅地を形成するために敷地内緑化等を推進します。

2) 市街地外

① 農地

- ・優良農地の保全を図り、特産品等の開発・生産等を進めます。
- ・ほ場整備未施行地区や老朽化した地区における農業生産基盤整備の検討を行います。

② 集落地

- ・土地利用の転換にあたっては、都市計画法、遠賀町開発行為に関する条例等の手法を活用し、計画的な土地利用の誘導を図ります。
- ・遠賀町営住宅長寿命化計画に基づき、虫生津団地等の長寿命化事業を継続的に実施します。

③ 森林

- ・馬頭岳や豊前坊古墳のある丘陵地の森林については、林地開発等適正な管理により保全を図ります。
- ・市街地や集落の周辺の里山を形成している森林についても、林地開発等適正な管理により保全と活用を図ります。

④ 沿道流通・業務地

- ・主要地方道宮田遠賀線(バイパス)の沿道周辺(木守地区、上別府地区、虫生津地区等)では、交通の利便性を活かしつつ、周辺環境との調和に配慮しながら、遠賀町企業誘致条例に基づく奨励措置を活用して、運輸・流通・業務施設等の立地を促進します。
- ・主要地方道宮田遠賀線(バイパス)の沿道等では、今後、工場等の施設立地が進むことが見込まれます。そこで、周辺の緑地等の自然環境との調和を図り、コンパクトな市街地形成を進めるため、市街地内の準工業地域への立地を誘導します。
- ・住宅地開発は、田園環境との調和等から市街地への立地を誘導します。

(2) 都市施設及び自然環境等の方針

1) 道路交通施設

① 駅南地区及び周辺の道路整備

- ・駅南地区に対する円滑なアクセスを図るために、遠賀町遠賀川駅南土地区画整理事業を支援し、駅南地区周辺の計画的な道路網の整備を図ります。

② 主要地方道直方芦屋線等の整備

- ・JR遠賀川駅と中間方面や水巻方面へのアクセス道路の充実のため主要地方道直方芦屋線及び一般県道中間水巻線の整備促進を継続して関係機関に要望します。

③ 地域をネットワークする町道の整備、維持保全

- ・遠賀南地域の西側の地区をネットワークする山手線道路改良事業により、円滑な走行性の確保と歩道整備等による通学路等の安全な歩行者空間の確保を図ります。
- ・整備済みの道路を安全かつ快適に利用できるよう、維持保全に努めます。

④ 集落地の生活道路の整備

- ・虫生津地区、老良地区等の集落地における安全で生活しやすい環境を形成するために生活道路の管理を推進します。また、駅南地区の開発動向を踏まえ、必要箇所の計画的な整備を図ります。

⑤ 自転車道、歩行者道の整備

- ・西川沿いの町道等を活用して散策等のできる空間として活用します。

⑥ JR遠賀川駅のアクセス向上

- ・遠賀川駅南口から西川右岸までのアクセス強化により、駅周辺の利便性と回遊性の向上を図ります。

⑦ 駐車場の整備

- ・JR遠賀川駅の交通結節機能を高め、駅周辺の商業等都市機能の利便性向上を図るため、民間事業者による駐車場整備を推進します。

2) 公園・緑地

豊前坊古墳等は文化財保護法に基づき保存と活用の検討を図ります。また、自然環境の優れた地区は、緑地空間として保全します。

3) 上水道

安定した上水の確保と上質な水道水の供給を図るため、水道施設の保全と、老朽化した水道管更新を関係機関に働きかけます。

水源の水質改善装置の更新や漏水調査による水質・有収率の向上、避難所等の重要給水施設や基幹管路を中心とした布設替えについて関係機関に働きかけます。

土地利用の転換に伴う新市街地への水道管等の施設整備について、費用対効果を考慮しつつ、関係機関に働きかけます。

4) 下水道

駅南地区区画整理地内及びその周辺地域において污水处理整備を推進するとともに、計画的に改築更新を行います。

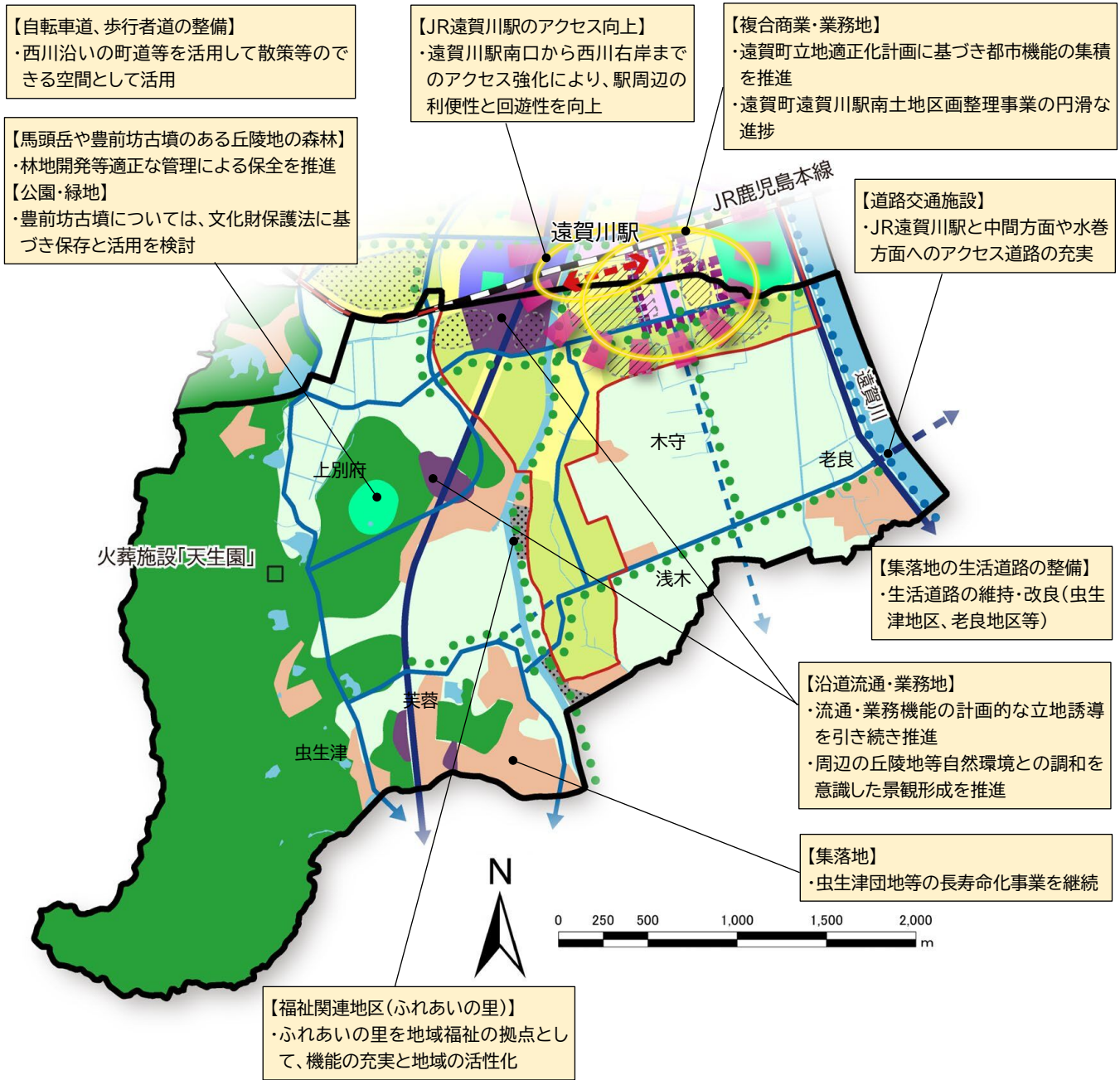
下水道未整備区域は、小型合併処理浄化槽による污水处理の整備を推進します。また、污水处理施設概成後は、内水浸水対策事業の検討を行います。

5) 火葬場の方針

火葬施設「天生園」は老朽化に伴い、建替えを実施しました。今後は、必要とされる機能及び規模を備えつつ、ばい煙等による環境負荷の低減等の環境に配慮した運営と効率的な維持管理を推進します。

6) 河川・水面

西川等の治水対策として、河川や用排水路の水門の遠隔化等の機能強化を図るとともに、施設の維持管理を進めます。また、護岸改修等の河川改修の促進を関係機関に働きかけます。



凡例							
	低層住宅地		工業地		中心拠点		計画的開発推進
	一般住宅地		集落地		主要幹線道路		計画的土地利用誘導
	沿道商業・業務地		農地		幹線道路		回遊路整備
	生活交流商業地		森林		補助幹線道路		歩行者道
	複合商業・業務地		公園・緑地		道路未整備		自転車道
	近隣商業地		河川・水面		用途地域界		火葬場
	沿道流通・業務地						
	福祉関連地区						

◆遠賀南地域構想図

5. 実現の方策

5.1 都市計画の推進方策

5.1.1 推進する施策

本計画のまちづくりの理念である「安全で 健やかに 住み続けることのできる 生活都市」の実現を目指し、以下の施策を推進します。

【1】遠賀町立地適正化計画との整合と推進

- 遠賀町立地適正化計画及び防災指針と整合を図り、持続的に成長する生活都市の達成を目指します。

【2】土地利用の方針に関する施策

- 必要に応じて用途地域の見直しについて検討します。また、地区計画制度を活用し、きめ細やかなまちづくりを推進します。

【3】都市施設の方針に関する施策

- 都市構造を形成する交通施設、公園・緑地、下水道、火葬場等の都市施設を有効活用し、生活都市としての質を確保します。

【4】景観形成の方針に関する施策

- 遠賀町美しいまちづくり基本計画を基軸とし、個性豊かなまちづくりを推進します。

【5】都市防災の方針に関する施策

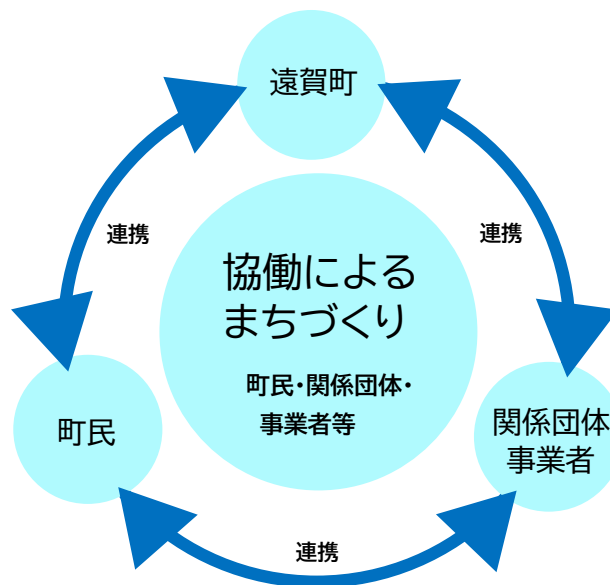
- 遠賀町地域防災計画、遠賀町立地適正化計画防災指針等に準拠して災害に強いまちづくりを計画的に進めます。

5.1.2 まちづくりの推進手法

(1) まちづくりの推進体制

地域課題に対して、行政に加え、町民、関係団体及び事業者等の多様な主体が力を合わせて協働で取り組んでいく必要があります。

町民、事業者、行政等の協働による取組みを強化し、それぞれが役割分担しながら、地域課題の解決に向けてまちづくりを進めます。



◆協働によるまちづくりの推進体制

(2) 情報発信

本町が策定するシティプロモーション戦略に基づき、SNS 等の手段を通じて、より効果的な町の PR を実施します。

本町ならではの特徴や魅力を積極的に発信し、定住・移住を考えている人や観光等で来訪する人等に対し、町の定住・移住支援内容やキャッチコピーをはじめとする魅力や強みを PR します。

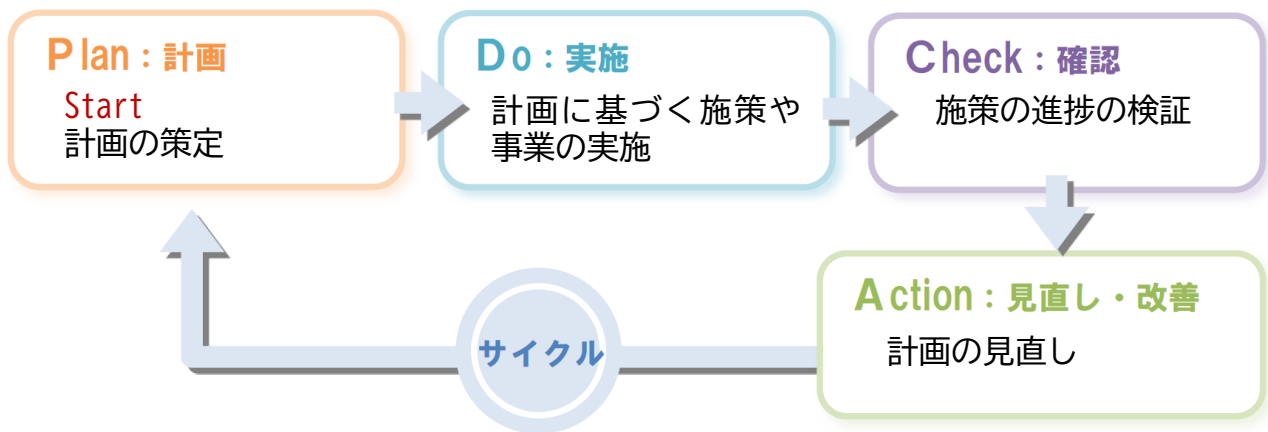
5.2 計画の進行管理について

施策の実施状況について、進行管理を行います。

遠賀町立地適正化計画(平成30年策定)は、概ね5年毎にまちづくりの進行を検証することが求められます。

本計画の進行管理は、遠賀町立地適正化計画と同様に、Plan(計画)、Do(実施)、Check(確認・評価)、Action(見直し・改善)のPDCAサイクルの考えに基づき検証し、必要に応じ計画や施策の見直しに取組みます。

なお、上位計画である遠賀町総合計画の改定や、関連法令、都市計画運用指針等の改正、将来人口見通し等が大きく変化した場合には、必要に応じ計画の見直しを行います。



◆進行管理(PDCA サイクルのイメージ)



遠賀町都市計画マスタープラン

〒811-4392 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀 513 番地

編集・発行: 令和 8 年 3 月 遠賀町